

ISSN 0910-2701

ISSN 2185-5013



Research Institute for
Economics and Business Administration
Kobe University

経済経営研究

年報

第66号

神戸大学経済経営研究所

2016

ISSN 0910-2701

ISSN 2185-5013



Research Institute for
Economics and Business Administration
Kobe University

經濟經營研究

年報

第66号

神戸大学経済経営研究所

目 次

兼松フェローシップ受賞論文

介護給付水準の保険者間相互参照行動

ー裁量権の違いに着目してー 松岡 佑和 1

日銀のマイナス金利政策について 井澤 秀記 39

サプライチェーン問題についての理論的考察

..... 浜口 伸明 51

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題

ー産業振興行政担当者に対する意識調査の概要ー

..... 小川 光・津布久 将史・家森 信善 67

地域経済統合とラテンアメリカの構造問題 村上 善道 159

介護給付水準の保険者間相互参照行動

—裁量権の違いに着目して—¹

松 岡 佑 和

要旨

本論文では、厚生労働省『介護保険事業状況報告』2006-11 年度保険者別パネルデータを用い、介護給付水準（被保険者 1 人あたり居宅・施設・地域密着型サービス単位数）の保険者間相互参照行動を推定し、その特徴・要因を裁量権の違いに着目して分析を行う。2000 年に介護保険制度が施行され、市町村を中心とした保険者の下、居宅・施設サービス、2006 年度からは地域密着型サービスが提供されている。居宅・施設サービスにおける事業所設置権限は都道府県に、地域密着型サービスは保険者に設置権限が存在する。現在、地方分権の流れから、介護保険制度では都道府県から保険者へと裁量権が移譲している。本論文では、裁量性が反映されると考えられる相互参照行動に焦点を当て分析を行う。同一都道府県保険者を参照にするモデルにおいて、全ての介護サービスで相互参照行動を確認した。その強さは、施設サービスが最も強く、次いで地域密着型サービス、居宅サービスであった。施設サービスの強さは、施設待機者地域差拡大を阻止する目的で、都道府県による調整機能が強く働いたと考えられる。居宅・地域密着型サービスは類似のサービスであるが、地域密着型サービスは保険者主体の裁量権を通して、同一都道府県保険者の給付水準に敏感に反応したと考えられる。近隣都道府県における保険者の影響も考慮した分

¹ 本論文の内容は『季刊社会保障研究』第 51 巻 3・4 号（2016 年 2 月刊行）を加筆・修正したものである。

析から、居宅・施設サービスでは近隣都道府県における保険者の影響を受ける一方、地域密着型サービスでは近隣都道府県からの影響は大きくないことを確認した。居宅・施設サービスの裁量権は都道府県にあるため、これらのサービスは近隣都道府県からの影響を強く受けたと考えられる。いずれの分析においても、相互参照行動には裁量権の違いが大きな影響を与えていることを確認した。介護保険制度で地方分権が進んでいること、そして保険者に裁量権が存在する地域密着型サービスの相互参照行動が強いことから、今後介護給付水準相互参照行動はより強くなっていくことが示唆された。逼迫する介護保険財政において、先進的な取組の波及によるサービス効率化から、費用面で効率的な供給が促進されると考えられる。またヤードスティック理論の背景から、介護サービスの増加が住民にとって良いものと仮定された場合、相互参照行動による介護サービス増加は、当該地域に住民の意向が反映されたという点では住民の厚生上良いことと考えられる。その過程において、保険者が各地域選好特性に合わせた供給が行われているという点で、国による画一的供給よりも効率的であることが示唆される。

1 はじめに

2000 年度に介護保険制度が施行され、市町村を中心とした保険者の下、居宅・施設サービス、2006 年度からは地域密着型サービスが提供されている²。居宅・施設サービスにおける事業所設置権限等（事業者の指定・指導・監督）は都道府県にあり、地域密着型サービスは保険者にあるという特徴を持つ。介護保険サービスは、事業所設置権限等を通し地方自治体に供給規模の裁量性が存在するという点で、他歳出と同様に地方自治体の供給行動の 1 つとして近似

² 2011 年『介護保険事業状況報告』において、1541 保険者が市区町村、39 保険者が広域連合である。

することができる³。

地方自治体の供給行動にはヤードスティック競争等の理論的背景から自治体間の政策に係り性が生じる可能性が指摘されている (Besley and Case (1995))⁴。介護保険サービスにおいても、他保険者のサービス状況把握、先進的な取組等を参考にしている保険者は存在し、その取組が波及することにより、相互参照行動が生じる可能性は高い。現在、地方分権の流れから、介護保険制度においても都道府県から保険者へと権限が移譲している。保険者に事業所設置権限が存在する地域密着型サービス導入をはじめ、2018年には居宅介護支援事業所の設置権限も保険者に移譲することが決定している⁵。保険者に裁量権が移譲される流れの中、その裁量権が介護保険サービス供給に与える影響を把握することは重要である。本論文では、保険者の裁量性が反映されると考えられる相互参照行動を、裁量権の違いに着目して分析を行う。

介護保険サービスに関する相互参照行動に関する研究として、山内（2009）では、2001-03年都道府県別パネルデータを用い施設サービスの相互参照行動を空間計量経済学的手法により分析し、近隣都道府県から正の影響を受けることを確認している。中澤（2010）では、1995-2000年、2000-05年の東京圏介護施設の建設についてプロビットモデルで分析（第5章）、第1期介護保険料について2SLSで分析し（第7章）、それぞれ近隣地域から正の影響を受けることを確認している。松岡（2016, 近刊）では2006-12年度保険者別データを用い、

³ 地方自治体は、事業所参入後の細かい供給のコントロールは難しいと考えられ、本論文でもこの点は考慮していない。本論文では、入り口（設置権限）における裁量性により、供給をコントロールしていると考え、分析を行っている。

⁴ 自治体間の政策の関係性には、自治体間競争、戦略的相互依存、空間的自己相関等、複数の呼び名が存在するが、本論文では相互参照行動と呼ぶ。政策の関係性は必ずしも競争のみから起因するわけではなく、リスク回避等の側面もあるためである。

⁵ 居宅介護支援事業所とは、要介護認定等、各種申請等の事務手続き、介護支援専門員によるケアプラン作成、各介護サービス事業者との連絡調整等のサービスを提供する事業所である。

介護保険料決定における相互参照行動を空間計量経済学的手法により確認している。

上記、相互参照行動に関する研究は保険者が他保険者の行動を参照した結果、介護保険サービスに関係性が生じていることを前提としている。しかし、施設（資本）や人員配置が短期的に変動ではなく、それらが影響を与えるサービス比率が高い地域においては、供給者誘発需要を通じて保険者間の介護保険サービスに関係性が生じる可能性がある。山内（2004）では都道府県別データを用い訪問介護サービスにおいて供給者誘発需要の存在を指摘している。湯田（2005）は山内（2004）の推定方法では供給者誘発需要と需要者自発的需要が識別されていないことを指摘し、都道府県別データを用い、より精緻な分析を行った。その結果、通所介護サービスのみに供給者誘発需要が生じており、施設介護・訪問介護サービス等では生じていないことを確認している。Noguchi and Shimizutani（2005）は内閣府アンケート調査からマイクロデータを作成し、訪問介護サービスにおいては供給者誘発需要が生じていないことを確認している。

これらの分析対象となった 2000 年初頭とは幾度の介護保険法改正により介護保険制度が大きく変化している。その大きな違いの 1 つとして、2006 年度から導入された保険者に裁量権が存在する地域密着型サービスが考えられる。また供給者誘発需要の研究では、他保険者の行動を考慮し分析を行っていないため、保険者間の関係性が不明瞭である。本論文では、他保険者の行動を明示的に考慮し分析を行う。そして、保険者に裁量権がある地域密着型サービスと他サービスを比較することにより、保険者間の関係性に裁量権が与える影響を、相互参照行動という観点から検証を行う。

本論文では、地域密着型サービスが導入された 2006-11 年度保険者別パネルデータを用い、居宅・施設・地域密着型サービス（被保険者 1 人あたり介護給付単位数）の同一都道府県内保険者、同一都道府県及び近隣都道府県保険者との相互参照行動を空間パネル計量経済学モデルの 1 つである Spatial Durbin

Model により検証する。

本論文の貢献は下記の４点である。第１は、介護保険制度における基礎的自治体である保険者別パネルデータを用いた点である。先行研究である山内(2009)は都道府県別パネルデータ、中澤(2010)は保険者別クロスセクションデータを用いている。固定効果を加味できる保険者別パネルデータを用いた研究は意義があると考え⁶。第２は、サービス別（居宅・施設・地域密着型サービス）に分析を行った点である。サービス内容、裁量権等、異なる特徴を持ち、相互参照行動も異なると考えられる。第３は、同一都道府県に加え、近隣都道府県の影響を加味した分析を行った点である。第４は、同時性を考慮した相互参照行動モデルを用いた点である。わが国の地方財政の自治体間競争の研究の多くは、同時性のため近隣市町村のラグ項の平均、操作変数を用いた回帰分析を用いた方法が多い。本論文では一致推定量を得られる、一般的な空間パネル計量経済学的手法を用いた。

本論文で得られた結果は以下の通りである。全ての介護保険サービス（総単位、居宅、施設、地域密着型）で、正の相互参照行動を確認した。同一都道府県他保険者の給付水準が増加すれば、それに呼応する形で給付水準を増加させていた。サービス別比較においては、施設サービスが最も高く、次いで地域密着型サービス、居宅サービスであった。施設サービスは施設待機者地域差拡大を阻止する目的で、施設サービスに裁量権を持つ都道府県による保険者間調整機能が強く働いたと考えられる。居宅・地域密着型サービスは類似のサービスであるが、地域密着型サービスは保険者に事業所設置権限等が与えられており、保険者主体の裁量権を通して、同一都道府県保険者の給付水準に敏感に反応したと考えられる。近隣都道府県保険者の影響も加味した分析から、居宅・施設

⁶ パネルデータによる相互参照パラメーターはクロスセクションと比べ低くなる可能性が指摘されている（LeSage and Pace (2009)）。クロスセクションでは個体固定効果を除けず、推定に上方バイアスが生じてしまうためと考えられる。

サービスでは近隣都道府県保険者の影響を受ける一方、地域密着型サービスではその影響は大きくないことを確認した。これは居宅・施設サービスでは裁量権が都道府県にあるため、近隣都道府県からの影響を強く受けたためと考えられる。いずれの分析においても、相互参照行動には裁量権の違いが大きな影響を与えていることを確認した。

2 節では居宅・施設・地域密着型サービスの特徴・関係性を述べ、3 節で相互参照行動に関する資料、仮説を提示する。4 節でデータ、5 節でモデル、6 節で推定結果を提示する。7 節はまとめである。

2 居宅・施設・地域密着型サービスについて

2.1 地域密着型サービスの特徴 -居宅・施設サービスとの比較-

地域密着型サービスはサービス内容が居宅・施設サービスと類似している点があり、若干複雑である。居宅・施設サービスと比較するかたちで、地域密着型サービスの特徴を述べる。

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活することを支援する介護サービスである。従来の居宅サービスと類似のサービスである居宅系サービス、短期入所も含めた居宅系施設サービスに分けることが出来る(足立・上村(2013))。居宅系サービスとしては、1 日複数回の定期訪問等による定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、外泊等も含めた 24 時間体勢の通所サービスである小規模多機能型居宅介護等が存在する。居宅系施設サービスでは、認知症の利用者を対象に、グループホームに短期入所し専門的なケアを受けながら生活するサービスである認知症対応型共同生活介護等が存在する。居宅系施設サービスは利用期間が定められており、基本的には居宅での介護を支援するサービスが特徴である⁷。地域密着型サービスは原則として利用者が属する保

⁷ 要介護者を対象とした地域密着型サービスは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設

険者区域内でのサービスしか利用できない⁸。

介護保険サービスは保険者の下、主に社会福祉法人、営利法人等によって提供されるサービスである。しかし、居宅・施設サービスの事業所設置権限の裁量性は都道府県^{9,10}が持つため、保険者の意向と合致しないサービス整備・供給が生じる可能性が存在した（平野（2006））。地域密着型サービスでは、保険者が裁量権を持つため、保険者の「介護保険事業計画」と調和を持たせることが可能である。保険者は地域密着型サービスの介護報酬をある程度の制約の下、独自に決める事ができ、事業所を誘致することが出来る¹¹。また独自の助成金・補助金を設けている保険者も存在する¹²。畠山（2010）の保険者アンケート調査によると 52.2%が「保険者に裁量権があることで施設数・定員数を調整できるようになった」と答えており、保険者主導で、地域密着型サービスの供給水準が決められていることがわかる。

2.2 介護給付水準における政府の裁量

本論文では、都道府県・保険者には事業所設置権限を通し裁量性が存在する

入居者生活介護、地域密着型介護福祉施設、そして 2012 年に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが新たに追加された。要支援者を対象としたサービスは介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がある。

⁸ 特別な事情が存在する場合、指定の手続きを取り利用申請を認めている保険者も存在する。

⁹ 政令指定都市、中核市は市に全てのサービス設置権限がある（2012 年度から）。

¹⁰ 介護保険サービスを始めるためには居宅・施設サービスに関しては都道府県に、地域密着型サービスに関しては保険者に事前に届出を提出し、認可を得なければならない。

¹¹ 市町村独自加算と呼ばれ、2011 年度までは夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護に対し実施されていた（ただし厚生労働大臣の許可が必要）。2012 年からは全てのサービスに厚生労働大臣の許可を必要とせずに独自加算が可能となった（厚生労働省老健局（2012））。

¹² 畠山（2010）のアンケート調査によると全体で 7.2%、30 万人以上の人口を有する都市では 27.4%が地域密着型サービスを行う事業所を誘致するための助成金・補助金を設けていた。

という前提を置いている。しかし、老人福祉施設、居宅介護支援事業の運営の多くが社会福祉法人、営利法人であるため、設置権限を通しどこまで都道府県・保険者の意向が反映されるのかという問題が残る¹³。介護保険サービス供給に都道府県・保険者の意向がどのように、またどこまで反映させられるかを検討する。

施設サービスは都道府県に裁量権が存在する。都道府県は地域別に必要入所定員数（整備目標）を立て、配置設定を行う¹⁴。申請の際、必要入所定員数を上回るようであれば法的に拒否できる。都道府県独自の整備助成金等の誘致活動が多く、人口が密集する都道府県では相対的に地価が高いため、助成金が充実している。必要入所定員数の設定及び法的な申請拒否権、整備助成金等の誘致活動等を通じ、都道府県による施設供給の意向はある程度反映されていると考えられる。また施設待機者問題により、需要が供給を上まっていることが一般的と考えられ、都道府県による供給コントロールがサービス量に直結すると考えられる。

居宅サービスは都道府県に裁量権が存在する。事業所形態は主に営利法人であり、申請は条件が満たされていれば指定される。事業所立地が既にサービス供給過多であった場合、当該保険者より整備に関しての要求が行われることがある。しかし、基本的には事業所が立地を決め、事業所数の制限もなく、政府がコントロールできる余地は少ないと考えられる。

地域密着型サービスは保険者に裁量権が存在する。保険者は保険者区域を日常生活圏に分割し、サービス需給の調整を図るため、それぞれの区域にてサービス業者の公募を行う。公募による選定の結果、事業者が選ばれる。保険者は

¹³ 介護老人福祉施設の 92.4%が社会福祉法人により運営されている。居宅・地域密着型サービスのような居宅介護支援事業所は 45.6%が営利法人、26.7%が社会福祉法人、17%が医療法人により運営されている（厚生労働省（2012））。

¹⁴ 必要入所定員数は整備目標に近い考えである。施設待機者問題も加味されていると考えられるが、介護保険財政状況の影響も大きいと考えられる。

独自報酬加算、助成金等の誘致活動も行うことができ、保険者の意向と一致したサービス供給が行えると考えられる。神奈川県藤沢市では一部高齢者とのバランスを考慮して増設を見送ったサービスを除き、2006-08年度の地域密着型サービス施設数は整備目標と一致している（畠山（2009））。

以上のことから、施設に関しては都道府県の、地域密着型サービスに関しては保険者の意向をある程度反映することができると考えられる。

3 介護保険サービスにおける相互参照行動

3.1 資料による検討

介護保険サービス供給において、他保険者の状況・行動を考慮するか、つまり相互参照行動が生じているかを資料に基づき検討する。厚生労働省老健局振興課（2014）では都道府県・保険者向けに地域包括ケアシステムという介護保険サービスを紹介し「取組事例を管内市町村や関係団体等に広く周知いただくとともに、好事例も参考にしながら、各自治体で取組を進めていただきますよう」と、他自治体の先進的な取組を参考にすることを促している。また大阪府福祉部高齢介護室（2014）、岐阜市（2014）、堺市（2014）、藤沢市（2012）、美祢市（2012）等の介護保険事業計画パブリックコメント等において、他保険者の状況の把握、取組を参考にする趣旨の発言がある¹⁵。しかし、全ての保険者が政策立案に関する過程を詳細に公表しているわけではないため、資料による把握は部分的把握となる。次節以降、統計的な分析を行うことにより相互参照行動の存在を明らかにする。

3.2 ヤードスティック競争－相互参照行動・都道府県内調整機能－

¹⁵ 美祢市（2012）の介護予防（地域密着型サービス）に関する具体的なコメントとして、「先進的に介護予防に取り組んでいる他市町村の事例も参考とし、施策を推進します。」がある。

本論文が依拠する相互参照行動の理論的背景はプリンシパル・エージェント理論に基づくヤードスティック競争である (Besley and Case (1995))。当該自治体の投票権を持つ住民 (プリンシパル) は、サービス水準を他自治体と比較し評価する。これにより地方自治体政策決定者 (エージェント) は他自治体のサービス水準を重要視することになり、政策に関係性が生じることになる。住民・地方自治体以外にも、首長と官僚 (Bivand and Szymanski (1997)) 等、複数のパターンがあるが、いずれも他自治体の動向を考慮に入れる相互参照行動となり、自治体間の政策に関係性が生じることになる。

金田 (2013) では地方自治体における政策関係性が生じる背景として、ヤードスティック競争以外に (1) 便益の直接的なスピルオーバー、(2) 歳出競争 (租税競争)、(3) 上位政府からの指導等を挙げている¹⁶。(1) では、公衆衛生や環境保全等は、当該地域だけではなく近隣地域も便益が得られるため、代替的な政策関係性が生じるとされている。(2) は租税競争を歳出に応用したものである (田中 (2013))。ただし、公共サービスに関しては、(租税競争で想定される) 企業の取り合いから生じるゼロサムゲームとは異なる側面も持つ。ヤードスティック競争との違いとしては、企業の地域間移動が前提とされていること、またプリンシパル・エージェント理論に基づいているわけではないので、住民の厚生がヤードスティック競争ほど明確に考慮されていないことが挙げられる。

(3) は、地方政府は上位政府からの影響を受け、政策関係性が生じているという背景である。地方政府の分析を扱う上で、上位政府からの影響を完全に取り除くことは非常に困難である。しかし、市町村が保険者である医療・介護保険制度等は、財政負担の責任が保険者に存在するという制度的背景から、地方政府 (保険者) の裁量性は比較的高いと考えられるだろう。

介護保険サービスに関しては、財の性質・制度的背景から、(1) 便益の直接

¹⁶ これら相互参照行動の理論的背景の詳細は金田 (2013)、田中 (2013) を参照。

的なスピルオーバーは生じにくいと考えられる（施設入居等に関しても当該自治体住民が優先される等）。また便益のスピルオーバーが生じた場合、他地域の政策と負の関係になると考えられるが、6 節の分析では有意に正となっている。

介護保険制度においても、(3) 上位政府からの指導の影響は十分考えられるが、地方分権が進む制度的背景を考えると、その影響は必ずしも大きくないであろう。特に地域密着型サービスが施行された背景には、保険者に裁量権を委譲することにより、地域での介護の充実をより細かく図ることも政策の意図の 1 つとして挙げられている。このような点から本論文で焦点となる地域密着型サービスに関しては、保険者の意向が大きく反映されると考える。

(2) 歳出競争（租税競争）とヤードスティック競争を識別することは非常に困難である¹⁷。しかし介護保険サービスに関しては、別のアプローチを試みた先行研究、アンケート結果等でヤードスティック競争が有力であることが示唆されている。具体的には、ヤードスティック競争の前提である (i) 住民（プリンシパル）が他自治体の動向を評価する、(ii) 当該自治体（エージェント）が他自治体の動向を考慮する、という仮定が満たされている。(i) に関する間接的な根拠として、中澤・川瀬（2011）の研究が存在する。中澤・川瀬（2011）では後期高齢者の移住が介護福祉施設の量的充実度（介護施設数/65 歳以上人口）に正の因果を与えていることを示している。これは高齢者が他自治体の介護サービスの充実度を評価しているためと考えられる。(ii) に関しては、藤村（1999）の自治体行動基準のアンケート結果、前項で挙げた介護保険サービスに関するパブリックコメント等の資料から示されている。これらのことから、

¹⁷ 金田（2013）ではヤードスティック競争と歳出競争を識別する手法として、空間的近接性を捉えたウェイトのみで正の相互参照行動が正であれば歳出競争、質的近接性を捉えたウェイトのみで正であればヤードスティック競争としている。しかし、ヤードスティック競争の実証研究である Besley and Case（1995）では、近隣州における減税は州知事再選可能性を減じることを示しており、地理的な空間的近接性はヤードスティック競争でも重要な要素であることが示されている。

介護保険サービスにおける相互参照行動の理論的背景として、ヤードスティック競争が最も適切である可能性が高い。

住民は保険者、都道府県に同時に属している。保険者に裁量権が存在する地域密着型サービスは上記の住民・地方自治体のヤードスティック競争の応用が可能となる。都道府県に裁量権が存在する居宅・施設サービスにおいても、住民は都道府県にも属しているため、ヤードスティック競争の応用が可能である。しかし、この場合は都道府県の都道府県内供給調整機能となる。

市町村（保険者）では近隣市町村及び県平均値等の水準を参照に政策の正当化が行われていることが多い（藤村（1999））。しかし、居宅・施設サービスの裁量権は都道府県に存在するため、近隣都道府県の動向も考慮する可能性がある。

図 1. 相互参照行動のイメージ図

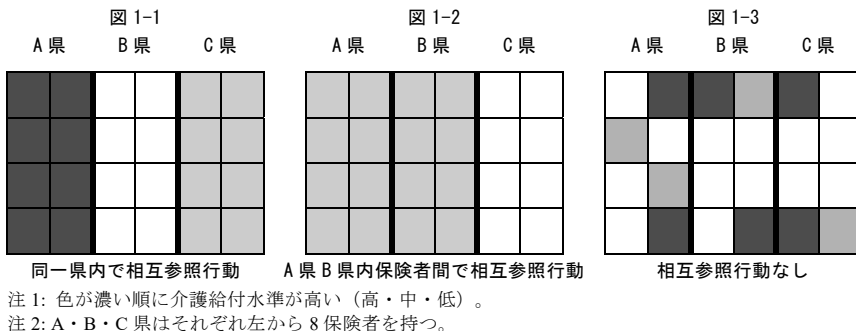


図 1 は 3 県による相互参照行動のイメージ図である。左から A・B・C 県、各 8 保険者によって構成される。各保険者の介護給付水準は色が濃い順に高・中・低である。図 1-1 では、全県でそれぞれ相互参照行動が確認される。しかし、近隣県保険者との水準の関係性は明確ではない。図 1-2 では、A・B 県各保

険者は同水準であり、近隣県（A・B 県）保険者との相互参照行動も確認できる。図 1-3 では、各県、近隣県保険者間の関係性は低く、相互参照行動は確認できない。

地域密着型サービスは保険者に、居宅・施設サービスは都道府県に裁量権が存在することを考慮すると、本論文での保険者間の相互参照行動仮説はより具体的になる。地域密着型サービスでは図 1-1 のように同一県内での相互参照行動が高くなる傾向を持つが（藤村（1999））、居宅・施設サービスでは図 1-2 のように同一県内だけではなく、近隣県保険者での相互参照行動が高くなる可能性がある。

4 データ

本論文で扱うデータは厚生労働省 2006-11 年度『介護保険事業状況報告』の保険者別パネルデータ（1436×6）である^{18 19}。対象は 65 歳以上の第 1 号被保険者に限定した²⁰。『同報告』は介護保険事業の保険者別実施状況を把握し、今後の介護保険制度の円滑な運営を行うための基礎資料を得ることを目的とされ作成されている。保険者別に、第 1 号被保険者数、要介護認定者数、介護給付水

¹⁸ 保険者数は平成の大合併、広域連合新設の影響で 2006 年 1669 から 2011 年 1580 へと減少している。新設、編入された保険者は分析の対象から除いた。東日本大震災の影響で 2010 年の統計が欠損している福島県の 6 保険者、2008 年の所得段階割合統計が欠損している三好町、地域密着型サービスが計上されていない保険者は分析の対象から除いた。全ての介護保険サービスで設置権限を持つ一部の大阪府の市（合計 12 市）も除いた。最終的な保険者数は 1436（1398 市区町村・38 広域連合）となり、2006-11 年度のバランスドパネルを構築した。

¹⁹ 2009 年度『介護保険事業状況報告』宮城県石巻市「介護老人保健施設」に関するデータが前年、翌年と比べ単位数が約 10 倍の異常値を取っていた。厚生労働省・宮城県・石巻市に問い合わせ、石巻市による修正申告以前のデータがそのまま掲載されていることが判明した。本論文では石巻市に提供していただいた修正データを用い分析を行った。

²⁰ 2011 年度第 1 号保険者数により総単位数割合は約 98%であり、第 1 号保険者介護保険サービスの主な利用者であることがわかる。

準（単位・費用・給付費・件数）等の基礎データを保険者が都道府県に報告を行い、厚生労働省がその報告を取りまとめ『同報告』として厚生労働省ホームページ上に公表される。以下、全ての被説明変数・コントロール変数は『同報告』を用い作成した。

介護給付水準として、被保険者 1 人当たり単位数（総単位、居宅・施設・地域密着型サービス別）を用いた²¹。

コントロール変数は以下の通りである。後期高齢者割合（75 歳以上人口/65 歳以上人口）が増加すれば需要が高まる事が予測されるため、後期高齢者割合を加えた。被保険者の所得が比較的高（低）ければ、介護需要は増加（減少）することが考えられるため、保険者別所得段階割合の 4 段階を基準として、3 段階以下、5 段階以上の被保険者割合（3 段階以下・5 段階以上被保険者数/被保険者数）を加えた²²。要支援・要介護度認定者数が高い地域であれば介護需要が高くなることが考えられるので、それぞれの割合（要支援・要介護認定者数/被保険者数）を加えた。これらの標本統計量は表 1 である。

²¹ 介護保険サービスはサービス内容によって単位数が厚生労働大臣によって定められている。単位は全国基準であり、物価等を加味した単価がかけられサービス料が決まる。本分析では物価の影響を排除できる単位を使用した。

²² 4 段階が基準額となる保険者が多いため 4 段階を基準とし 1-3 段階、5 段階のみを扱った。4 段階はレファレンス変数となり、各所得段階割合の係数は第 4 段階割合が変化した場合の被説明変数の変化を示す（安藤（2008））。

表 1. 標本統計量

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	単位
被保険者 1 人当たり総単位数	23.739	4.665	3.300	50.882	千単位数
被保険者 1 人当たり居宅単位数	10.644	2.678	1.662	24.253	千単位数
被保険者 1 人当たり施設単位数	10.989	2.969	1.583	31.900	千単位数
被保険者 1 人当たり地域密着単位数	2.104	1.458	.003	16.215	千単位数
後期高齢者割合	.512	.068	.293	.759	比率
所得段階 1-3 段階割合	.313	.105	.095	.744	比率
所得段階 5 段階以上割合	.334	.086	.046	.647	比率
要支援認定者割合	.038	.016	0	.528	比率
要介護度 1-2 認定者割合	.057	.012	.018	.397	比率
要介護度 3 認定者割合	.024	.005	.006	.226	比率
要介護度 4-5 認定者割合	.041	.010	.017	.612	比率
総利用率*	1.565	.292	.712	3.478	比率
居宅利用率*	1.079	.221	.355	2.578	比率
施設利用率*	.391	.105	.139	1.074	比率
地域密着利用率*	.093	.064	.0002	.902	比率
被保険者 1 人当たり総単位（通所介護以外）*	20.077	4.106	3.159	47.662	千単位数
被保険者 1 人当たり居宅単位（通所介護以外）*	7.155	2.000	1.486	18.544	千単位数
被保険者 1 人当たり地域密着単位（通所介護以外）*	1.931	1.427	0	16.215	千単位数
被保険者 1 人当たり総単位（参酌標準以外）*	10.486	2.756	1.560	24.526	千単位数
被保険者 1 人当たり居宅単位（参酌標準以外）*	10.097	2.582	1.560	22.267	千単位数
被保険者 1 人当たり地域密着単位（参酌標準以外）*	.389	.546	0	9.590	千単位数
サンプルサイズ	8616(1436×6)				

出所：2006-11 年度 厚生労働省 『介護保険事業状況報告（第 1 号被保険者）』

注 1: 変数*は頑健性を確かめるための分析で扱った変数である。

注 2: 利用率は分子が累計利用者のため 1 を超える場合がある。

5 モデル

5.1 空間パネルモデル

相互参照行動を検証するため、 $\mathbf{Y}_t$ (1436×1) を被説明変数、 $\mathbf{W}$ (1436×1436) を他保険者と相互参照を明示的に取り入れる空間重み行列、 $\mathbf{X}_t$ (1436×7) をコントロール変数として、以下の 4 つの空間パネルモデルを考える。

$$\begin{aligned}
 \text{SAR} \quad & \log Y_t = \rho W \log Y_t + \mathbf{X}_t \boldsymbol{\beta} + \mu_t + \alpha + \varepsilon_t \\
 \text{SEM} \quad & \log Y_t = \mathbf{X}_t \boldsymbol{\beta} + \mu_t + \alpha_i + \lambda W \eta_t + v_t \\
 \text{SAC} \quad & \log Y_t = \rho W \log Y_t + \mathbf{X}_t \boldsymbol{\beta} + \mu_t + \alpha_i + \lambda W \eta_t + v_t \\
 \text{SDM} \quad & \log Y_t = \rho W \log Y_t + \mathbf{X}_t \boldsymbol{\beta} + \mathbf{W} \mathbf{X}_t \boldsymbol{\theta} + \mu_t + \alpha + \varepsilon_t
 \end{aligned}$$

SAR (Spatial Autoregressive Model) は被説明変数に関する相互参照行動を測るモデルである。SEM (Spatial Error Model) はモデルでは捉えきれないデータ間の外部効果、波及効果により生じる誤差項間の関係性を測るモデルである。SAC (Spatial Autoregressive Model with Auto Regressive disturbances Model) は SAR、SEM をミックスしたモデルである。SDM (Spatial Durbin Model) は被説明変数に加え説明変数間の関係性を加味したモデルである²³。

SDM は SAR、SEM を特殊ケースとして含む一般モデルである。SDM と SAC の関係性を考えると、モデルに含まれない除外変数が空間的關係を持ち、コントロール変数と相関する場合、SAC ではパラメーターは適切に推定出来ない。例として、モデルに含まれていない介護保険制度上の保険者間共通ショックが生じた場合、そのショックが認定率や所得段階等のコントロール変数と相関が生じる可能性が高く、SDM 以外のモデルでは相関を通じた空間的關係をコントロールすることが出来ない。SDM においては、コントロール変数間の関係性をモデルに取り入れており、コントロール変数と共通ショックに関係性が存在した場合、そのショックの影響をある程度取り除くことが出来る。また SDM はデータ発生過程が SAR、SEM、SAC いずれにおいても、不偏推定量を得ることができる唯一のモデルである (LeSage and Pace (2009))。本論文では、SDM とその他モデルを比較し、データの説明力が最も高いモデルとして SDM を採用している。

上記 Y_{it} 、 X_{it} 、 α_i 、 ε_{it} は保険者 i の変数によって構成される。 Y_{it} は介護給付水準である。 $X_{j,it}$ は後期高齢者比率 (75 歳以上人口/65 以上人口)、所得段階 1-3 割合、5 以上割合、要支援認定者割合、要介護度認定者 1-2 割合、3 割合、4-5 割合である。 μ_t は時間固定効果、 α_i は保険者固定効果、 ε_{it} は誤差項、 β_j は推定されるパラメーターである。相互参照行動に関するパラメーターとして、 ρ が介

²³ SAC にコントロール変数間の関係性を加えるとパラメーターは識別出来ない (Elhorst (2010))。

護給付水準、 θ_j がコントロール変数に関するパラメーターである。

SDM は同時性のため OLS 推定では普遍性も一致性も持たない（LaSage and Pace（2009））。本分析では Lee and Yu(2010)の方法を基に Belotti, et.al（2013）によって作成された Stata モジュールを用いパラメーターを最尤法により推定する。本分析では他保険者の当期の値が使われているため、均衡の解釈としては反応関数によるナッシュ均衡と考えることができる。

5.2 空間重み行列

本論文で扱う保険者・都道府県の参照範囲は同一都道府県・近隣都道府県保険者である。保険者・都道府県の意思決定には同一都道府県・近隣都道府県保険者を参照にするという政治的な要因が考えられるためである。本論文では同一都道府県行列（同一都道府県保険者を参照する行列）を用いた分析を行い、それと比較する形で近隣都道府県行列（同一・近隣都道府県保険者を参照する行列）を用いた分析を行う。

他保険者の影響を明示的にモデルに取り入れる方法が空間重み行列 $\mathbf{W}$ である。3保険者がいる都道府県でのモデル（同一都道府県行列使用）は以下のようになる（簡便化のためコントロール変数、誤差項は省略）。

$$\begin{aligned}\log Y_{1,t} &= \rho(w_{1,2}\log Y_{2,t} + w_{1,3}\log Y_{3,t}) \\ \log Y_{2,t} &= \rho(w_{2,1}\log Y_{1,t} + w_{2,3}\log Y_{3,t}) \\ \log Y_{3,t} &= \rho(w_{3,1}\log Y_{1,t} + w_{3,2}\log Y_{2,t})\end{aligned}$$

それぞれの水準がパラメーター ρ 、 $w_{i,j}$ を通し、他保険者の水準の影響を受ける構造となっている。ここでは同一都道府県に限定しているため、他都道府県保険者のウェイト $w_{i,j}$ は0である。図1の例で言えばA・B・C県各保険者は同一県の保険者のみに正のウェイトを与えていることになる。 ρ は推定されるパ

ラメーターであるが、 $w_{i,j}$ は通常何らかの基準（政治的関係性、距離等）により分析者に外生的に与えられる。ベースモデルでは最も単純に同一ウェイトを与えている。上記の例では、 $w_{i,j} = 1/2$ である。ベースモデルでは、保険者は同一都道府県他保険者の給付水準を平均的に重みづけしている（他都道府県保険者のウェイトは 0）と仮定を置き空間重み行列（ 1436×1436 ）を作成し相互参照行動を検証する。

パラメーターを適切に推定するため、空間重み行列は分析期間前に定まっていることが必要である。空間重み行列決定と分析期間が重なってしまった場合、空間重み行列は制度上関連性があることを前提に作成されるため、計量経済学上の逆因果が生じてしまう可能性がある。Hayashi and Yamamoto (2014) では類似団体指数表を用い、市町村間の関係性を分析している。分析データは 2008-10 年、空間重み行列を作成するための類似団体指数表は 2005 年データを用い、逆因果の可能性に対処をしている。

本論文で扱う空間重み行列は同一都道府県・近隣都道府県保険者を参照先としており、その関係性は分析データ前（2006 年前）より変化はないと考えられる（合併関係保険者は除かれており、保険者が他都道府県に移動等もない）。また分析上の逆因果に対処するため、空間重み行列は年度を通じて変化しないことを仮定している。

6 推定結果

6.1 モデル選択

LaSage and Pace (2009) は SDM の有意性から、SDM をベースモデルとして他モデルと比較しモデル選択すること推奨している。本節ではベースモデルとして同一都道府県行列を用いた SDM を出発点とする。

表 2. 推定結果：ベースモデル・SDM（同一都道府県行列使用）

	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数
相互参照パラメーター				
(相互) 被説明変数	.520*** (.023)	.310*** (.035)	.495*** (.027)	.402*** (.046)
(相互) 後期高齢者割合	-.331*** (.107)	.228 (.145)	-.677*** (.148)	-.581 (.543)
(相互) 所得段階 1-3 段階割合	.019 (.096)	-.130 (.152)	.194 (.157)	-1.254* (.652)
(相互) 所得段階 5 段階以上割合	.082** (.036)	.069 (.054)	.133** (.063)	.229 (.236)
(相互) 要支援認定者割合	.370** (.186)	.224 (.233)	.600** (.266)	.292 (.880)
(相互) 要介護度 1-2 認定者割合	.373 (.239)	-.447 (.322)	1.171*** (.392)	2.571* (1.399)
(相互) 要介護度認定者 3 割合	.013 (.555)	.180 (.844)	.659 (.833)	2.042 (3.114)
(相互) 要介護度認定者 4-5 割合	-.856 (.599)	.191 (.636)	-2.114*** (.762)	-1.413 (2.159)
コントロール変数				
後期高齢者割合	.533*** (.063)	.303*** (.091)	.685*** (.097)	1.238*** (.322)
所得段階 1-3 段階割合	.137*** (.043)	.041 (.056)	.200*** (.064)	.411* (.227)
所得段階 5 段階以上割合	.074*** (.020)	.013 (.025)	.133*** (.027)	.216** (.088)
要支援認定者割合	-.338*** (.111)	-.384*** (.123)	-.442*** (.155)	-.431 (.428)
要介護度認定者 1-2 割合	.049 (.124)	.247* (.149)	-.312* (.170)	1.081** (.494)
要介護度認定者 3 割合	1.026*** (.187)	1.207*** (.243)	.438 (.304)	2.656** (1.053)
要介護度認定者 4-5 割合	.337 (.272)	.266 (.288)	.948*** (.335)	-1.525** (.717)
Log-likelihood	22550.729	19900.399	18395.809	6837.858
決定係数 Within	.820	.797	.343	.454
R-Hausman 検定	322.60***	381.31***	31.10***	122.66***
AIC (SDM)	-45059.46	-39758.80	-36749.62	-13633.72
AIC (SAR)	-44971.96	-39744.57	-36608.61	-13615.98
AIC (SEM)	-45044.89	-39731.03	-36695.78	-13620.39
AIC (SAC)	-45045.20	-39742.66	-36693.78	-13619.91
Wald(vs SAR)	37.80***	9.67	61.33***	14.90**
Wald(vs SEM)	20.28***	16.32**	39.62***	16.31**
空間重み行列	同一都道府県行列・同一ウェイト			
サンプルサイズ	8616 (1436×6)			

注 1: ***, **, * はそれぞれ 1%、5%、10%水準で有意。括弧内は標準誤差。

注 2: (相互) と記載してあるものは相互参照行動に関するパラメーター、中段がコントロール変数の推定結果である。

注 3: 全ての分析で系列相関・不均一分散が存在しても一致性を持つ Arellano(1987)の Cluster-Robust 標準誤差を用いた。

表 2 は、介護給付水準（総単位、サービス別）を被説明変数とした SDM（固定効果）の最尤法による推定結果である。Robust Hausman 検定を行った結果、全てのモデルにおいて固定効果が採択された²⁴。

²⁴ 本分析では、系列相関・分散不均一が存在しても一致性を持つクラスター・ロバスト標準誤差（Arellano（1987））を用いるため、通常の Hausman 検定を行うことが出来な

SDM は SAR、SEM を特殊ケースとして含む一般モデルである。LaSage and Pace (2009) の方法に従い Wald 検定を行った結果、居宅単位数 (vs SAR) を除く全てのモデルで SDM が採択された²⁵。Wald 検定を用いる事が出来ない SAC との比較において AIC (Akaike Information Criterion) を用いた結果、全てのモデルで SDM が採択された (AIC が低いほどモデルの説明量が高い)。本論文では、SDM(同一都道府県行列使用)をベースモデルとして推定を行う。

6.2 同一都道府県行列使用モデルの推定結果と解釈

表 2 において、総単位・サービス別全てで被説明変数による相互参照パラメーターは有意水準 1%以内で正であった。同一都道府県他保険者区域において、介護給付水準が 10%増加すれば、自らの水準を約 3-5%増加させている。サービス別比較では、施設サービスが最も高く (.495)、次いで地域密着型サービス (.402)、居宅サービス (.310) であった。

施設サービスの相互参照パラメーターが最も高かった理由の 1 つとして、施設待機者問題が考えられる²⁶。施設待機者数は都道府県で把握されており、都道府県が保険者間の施設サービス地域差拡大を避けるため、その調整を行い相互参照パラメーターが高くなった可能性が考えられる。居宅・地域密着型サービスは共に居宅での介護を促進させるサービスが中心であり、営利法人参入可能と目的・内容・事業所形態とも類似している。しかし、相互参照パラメーターは地域密着型サービスが高い値であった。地域密着型サービスは保険者に裁量権等が与えられ、保険者の介護報酬独自加算・助成金等も存在する。保険者主

い。Hoechle (2007) に従い、Robust Hausman 検定を行った。

²⁵ 居宅単位数も AIC では SDM が支持されているため、他モデルの比較の観点から SDM を採用する。

²⁶ 統計を公表している西東京市では、特別養護老人ホームは定員の 10.96 倍、介護老人保健施設は 0.12 倍、介護療養型医療施設は 0.96 倍の施設待機者が存在する (西東京市 (2014))。

体の裁量権を通して、地域密着型サービスは同一都道府県保険者の供給水準に敏感に反応したと考えられる。

コントロール変数による相互参照行動（他保険者のコントロール変数が被説明変数に与える影響）は、後期高齢者割合が総単位数、施設サービスで有意に負であった。同一都道府県他保険者の後期高齢者割合（コントロール変数）が上昇すると自らの給付水準（被説明変数）は下がっていた。施設サービスで有意になっていたことを考えると、都道府県が、後期高齢者割合が高くなった保険者地域に施設整備に重点を置いたため、（他保険者と比べ）相対的に若い被保険者が多かった保険者地域では、給付水準が下がったと考えられる。所得段階 1-3 段階割合は、地域密着型サービスが有意に負であり、所得段階 5 段階以上割合は総単位、施設サービスにおいて有意に正であった。（他保険者と比べ）相対的に所得段階が高い被保険者が増加すると地域密着型サービスが減少し、相対的に所得段階が低い被保険者が増加すると施設サービスが増加することが示唆される。前者に関しては相対的に調整交付金（所得段階割合が低いと増加される制度）が減少し、保険者主導の地域密着型サービスに負の影響を与えた可能性がある。後者に関しては、施設介護サービスの受給基準の厳格性を反映した結果と考えられる²⁷。要支援認定者割合は総単位、施設サービス、要介護度 1-2 認定者割合は施設、地域密着サービスで有意に正であり、要介護度 4-5 認定者割合は・施設サービスで有意に負であった。（他保険者と比べ）相対的に要介護度が高（低）くなった際に、施設・地域密着型サービスの供給が高（低）くなったと解釈できる。

6.3 ベースモデルにおける相互参照パラメーター（被説明変数）の頑健性

²⁷ 介護保険施設では、他介護保険サービスを受けることが経済的に厳しい被保険者を優先的に入所させる方針を持つ保険者が存在する（特別養護老人ホームで働く社会福祉士のヒアリングから）。

表 2 ベースモデルの相互参照パラメーター（被説明変数）の頑健性を確認する。下記の分析で扱う変数の標本統計量は表 1 にまとめている。

表 3. 推定結果：相互参照パラメーター（被説明変数）の頑健性

変数除外・利用率					
(1) 認定率除外	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	サンプル サイズ
(相互) 被説明変数	.523*** (.026)	.320*** (.037)	.508*** (.028)	.426*** (.046)	8616 (1436×6)
(2) 利用率	総利用率	居宅利用率	施設利用率	地域密着利用率	
(相互) 被説明変数	.418*** (.027)	.301*** (.035)	.463*** (.030)	.408*** (.041)	8616 (1436×6)
合併					
(3) 合併(欠損補完)	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	
(相互) 被説明変数	.509*** (.023)	.303*** (.033)	.478*** (.028)	.384*** (.047)	8916 (1486×6)
(4) 合併(合併前合算)					
(相互) 被説明変数	.449*** (.044)	.273*** (.040)	.501*** (.027)	.410*** (.046)	8898 (1483×6)
誘発需要・参酌標準					
(5) 誘発需要	総単位数 (通所除外)	居宅単位数 (通所除外)		地域密着単位数 (通所除外)	
(相互) 被説明変数	.543*** (.024)	.380*** (.036)		.394*** (.031)	8616 (1436×6)
(6) 参酌標準	総単位数 (参酌変数除外)	居宅単位数 (参酌変数除外)		地域密着単位数 (参酌変数除外)	
(相互) 被説明変数	.432*** (.027)	.366*** (.029)		.461*** (.031)	8616 (1436×6)
空間重み行列 上記 (1) - (6)	同一都道府県行列・同一ウェイト				

注 1: ***, **, *はそれぞれ 1%、5%、10%水準で有意。括弧内は標準誤差。

注 2: 全ての分析で系列相関・不均一分散が存在しても一貫性を持つ Arellano(1987)の Cluster-Robust 標準誤差を用いた。

注 3: 誘発需要・参酌標準に関する分析では、施設サービスの分析は行うことはできない。誘発需要に関する通所介護サービスは居宅・地域密着型サービスのみに含まれており、参酌標準に関する変数には全ての施設サービスが含まれているためである。

表 2 の分析では認定率（要支援・要介護認定者割合）をコントロール変数として加えていたが、認定率には内生性が存在する可能性がある。介護給付水準

が高ければ、保険者は自らの給付負担を下げるために認定率は下げる誘因を持つ可能性があるためである（Hayashi and Kazama (2008)）。認定率を除いた分析を行い、頑健性を確認した。また異なる指標を用いても同様の結果を得られるか確認するため、利用率（=各サービス利用者数/被保険者数）を作成し同様の分析を行った。表 3 上段がその結果である。いずれの相互参照パラメーターも有意水準 1%以内で正であった。またパラメーターの値も、高い順に施設、地域密着、居宅となり、表 2 の結果と一貫性を持った。

本論文のサンプルサイズは合併に関連した 50 保険者を除いており、推定結果にはサンプルバイアスが生じる可能性がある。そこで合併に関連した保険者もサンプルに含めて分析を行い、ベースモデルの結果に頑健性があるかを確認する²⁸。合併に関係した保険者には合併前のデータが存在しない。合併前データについて、(1) 多重代入法（Royston (2004)）、(2) 合併を行った保険者の値を合算する方法（Reingewertz (2012)）を用い欠損データを補った²⁹。表 3 中段がその結果である。いずれの相互参照パラメーターも有意水準 1%以内で正であった。またパラメーターの値も、高い順に施設、地域密着、居宅となり、表 2 の結果と一貫性を持った。

次に供給者誘発需要の影響について分析を行う。施設（資本）や人員配置が短期的に可変ではなく、それらが影響を与えるサービス比率が高い地域においては、供給者誘発需要を通じて保険者間の介護保険サービスに関係性が生じる

²⁸ 5 節で述べた通り、合併保険者を加えて分析を行うと保険者間の関係性が分析期間中に変化してしまう可能性があることに注意しなければならない。

²⁹ 多重代入法では、他の変数を用いた回帰式から誤差を加えた値を用い欠損データを埋め、擬似データセットを作成する。本分析では 5 回の擬似データを作成し、それぞれに対して推定を行ない、5 つの推定値を用い平均、標準偏差を導出した。詳細は Royston (2004) を参照。合併前合算では、合併の影響を分析した Reingewertz (2012) に従い、合併前保険者の変数を合算することにより欠損データを補っている。ただし福岡県八女市、みやま市、糸島市は合併前保険者データに欠損があり、この作業を行えなかったため、サンプルサイズは多重代入法と比べ 3 小さくなる。また合併保険者に合併後ダミーを入れて分析を行ったが、有意性はなかった。

可能性がある。山内（2004）では訪問介護サービス、湯田（2005）では通所介護サービスに供給者誘発需要の存在を確認している。湯田（2005）は山内（2004）の手法をより精緻にした分析であり、湯田（2005）、Noguchi and Shimizutani（2005）では訪問介護サービス供給者誘発需要は生じていないとしているため、本論文では湯田（2005）の結論に従う。また湯田（2005）では、短期的に可変ではない施設サービスに関しても検証を行い、供給者誘発需要が存在していないことを確認している。よって通所サービスに焦点を置き、頑健性を確認する。総単位、居宅、地域密着型サービスから通所介護に関する単位数を除いた変数（被保険者 1 人当たり）においても、相互参照パラメーターが有意水準 1%以内で正であった（表 3 下段（誘発需要））³⁰。これは供給者誘発需要が生じているとされる通所介護以外にも相互参照行動が存在しているということであり、保険者間の関係性が供給者誘発需要のみによって生じているわけではないことを示している。

最後に 37%参酌標準の影響について分析を行う³¹。厚生労働省は在宅サービスと施設等サービスのバランスの取れた整備を進めるために、参酌標準変数（＝

³⁰ 供給者誘発需要・参酌標準における、地域密着型サービスの推定では、被説明変数に 0 を含むため、対数化せずに分析を行った。

³¹ 37%参酌標準以外の参酌標準として、(1) 多様な住まいの普及の推進、(2) 介護保険 3 施設利用者の重度者への重点化（入所施設利用者全体に対する要介護度 4,5 の割合を 70%以上）、(3) 介護保険 3 施設の個室化の推進（3 施設の個室ユニットケア割合を 50%以上、特養では 70%以上）が存在する（p.150 厚生労働省（2006））。(1) - (3) を考慮した頑健性の確認を行うことは、下記の理由により困難であった。(1) に関しては数値目標が存在しないため対応するデータが不明瞭であった。(3) に関しては、保険者別のユニット割合を示した施設数及び利用データが公表されていなかった。(2) に関しては、要介護度 4,5 を除いた利用者数を基準とした施設単位数に相互参照行動が生じていたとしても、保険者が要介護度 3 以下を基準に相互参照行動としているとは考え難く（施設利用者に対する要介護度 4,5 の割合は 60%以上（62.1% 2011 年））、要介護 4,5 という指標の影響を除いた相互参照行動推定には制度的背景が反映されないため、頑健性の推定として適切ではない可能性が高い。(1) - (3) に関しては頑健性の確認は困難であったが、対応サービス・利用者数の規模が最も大きい 37%参酌標準を考慮した頑健性分析は行った。

介護保険 3 施設及び介護専用の居宅系サービス利用者/要介護度 2-5 認定者数）を 37%以下にするよう保険者・都道府県に指導していた（厚生労働省（2010））

³²。ただし、37%参酌標準は強制ではなく、参酌標準変数は最大 50%、最小 27%と地域差（都道府県）が存在していた（厚生労働省老健局（2009））。37%参酌標準は 2010 年に廃止が決まり、第 5 期計画（2012-14 年）以降から反映されることになった³³。本論文の対象は 2006-11 年であるため、37%参酌標準の影響を考慮する必要がある。表 2 ベースモデルの結果が、都道府県別に参酌標準の数字が近くなり、その結果として保険者間介護給付水準に関係性が生じている可能性がある。総単位、居宅、地域密着型サービスから参酌標準に関する単位数を除いた変数（被保険者 1 人当たり）³⁴においても、相互参照パラメーターが有意水準 1%以内で正であった（表 3 下段（参酌標準））。これは参酌標準の対象とされない介護サービスにおいても相互参照行動が存在しているということであり、保険者間の関係性が参酌標準のみによって生じているわけではないことを示している³⁵。

供給者誘発需要、参酌標準が相互参照行動に与える影響を完全に識別することは困難である。上記の結果を持って、保険者間介護給付水準の関係性が相互

³² 介護専用の居宅系サービスとは、居宅サービス内特定施設入居者生活介護サービス、地位密着型サービス内認証対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設入所者生活介護サービスである。

³³ 第 4 期（2009-11 年）中の変更であったが、国から保険者・都道府県第 4 期介護保険事業計画の変更を求めている（厚生労働省（2010））。

³⁴ 37%参酌標準変数は介護サービス別利用者の統計が好評されていないため作成することが出来なかった。ここでの分析は参酌標準変数に関係しない 1 人当たり介護給付水準の相互参照行動を確認することにより、介護サービスの相互参照行動の存在を確認している。

³⁵ 利用率の分析において、利用者数（被説明変数分子）、要介護者数（コントロール変数要支援・要介護割合分子）と、被説明変数、コントロール変数に 37%参酌標準変数が含まれているため、推計式が制度設計を表す恒等式になっている可能性がある。そこで利用率の分析から、要支援・要介護割合を除き同様の分析を行った結果、いずれの相互参照パラメーターも有意水準 1%以内で正であり、パラメーターの値も、高い順に施設、地域密着、居宅となり、表 2 の結果と一貫性を持った。

参照行動のみから生じるとは言うことはできない。しかし、誘発需要、参酌標準に関する変数を除いても、相互参照行動を確認できたということは、保険者間介護給付水準の関係性には上記 2 つ以外の要因が存在していることを示している³⁶。

6.4 近隣都道府県保険者を加味した相互参照行動

保険者の参照範囲を同一都道府県保険者から同一・近隣都道府県保険者へと拡大した分析を行う。近隣都道府県区域は地方制度調査会（2006）をもとに全国を 11 地域に分割した区域である（表 4）。地方制度調査会（2006）では、「ここで示した区域例は、各府省の地方支分部局に着目し、基本的にその管轄区域に準拠したものである」と述べている。この区域は地理的要因に加え、政治的な要因を考慮した区域である。山内（2009）では介護保険施設サービス相互参照行動の検証を、上記 11 地域の他、複数の分割パターンを推定し、11 地域が最も尤度関数が高く説明力が高いことを示している。本論文では、政治的な要因が考慮され、先行研究でも説明力が最も高い 11 地域を採用した。同一都道府県保険者及び近隣都道府県保険者に同一ウェイトを用いた空間重み行列を作成し分析を行った。

³⁶ 誘発需要・参酌標準に関する変数を除いた変数と誘発需要・参酌標準に関する変数（＝誘発需要・参酌標準に関する 1 人あたり単位数）に相関が生じており、誘発需要・参酌標準に関する変数に保険者間関係性が生じていた場合、その相関から生じる誘発需要・参酌標準に関する変数を除いた変数の関係性を相互参照行動と捉えてしまう可能性がある。誘発需要・参酌標準に関する変数と誘発需要・参酌標準を除いた変数の相関係数は、総単位、居宅単位、地域密着単位でそれぞれ誘発需要（.256, .254, .027）、参酌標準（.152, .032, .111）とあった。いずれの相関係数も低い傾向にあり、誘発需要・参酌標準を除いた変数の相互参照行動は誘発需要・参酌標準に関する変数との強い相関から生じた相互参照行動ではないと考えられる。しかし、0.2 以上の相関もあることから、その影響が完全に存在しないとは言えない。

表 4. 近隣都道府県の地域分割

地域名	都道府県名	保険者数 (1436)
北海道・北東北	北海道 (132)、青森県 (40)、岩手県 (23)、秋田県 (21)	216
南東北	宮城県 (34)、山形県 (33)、福島県 (47)	114
北関東	茨城県 (44)、栃木県 (24)、群馬県 (31)、埼玉県 (58)、長野県 (53)	210
南関東	千葉県 (53)、東京都 (57)、神奈川県 (32)、山梨県 (21)	163
北陸	新潟県 (27)、富山県 (9)、石川県 (19)、福井県 (15)	70
東海	岐阜県 (36)、静岡県 (28)、愛知県 (45)、三重県 (25)	134
近畿	滋賀県 (17)、京都府 (22)、大阪府 (29)、兵庫県 (41)、奈良県 (35)、和歌山県 (28)	172
中国	鳥取県 (16)、島根県 (9)、岡山県 (27)、広島県 (23)、山口県 (16)	91
四国	徳島県 (22)、香川県 (17)、愛媛県 (20)、高知県 (28)	87
北九州	福岡県 (25)、佐賀県 (7)、長崎県 (17)、大分県 (18)	67
南九州・沖縄	熊本県 (44)、宮崎県 (22)、鹿児島県 (35)、沖縄県 (11)	112

注 1: 山内（2009）、地方制度調査会『道州制のあり方に関する答申』における道州制区域例（13 道州案）をもとに作成。

注 2: 括弧内は分析で用いた保険者数。

データ構造は前節と同様であるが、空間重み行列を変え、保険者の参照範囲を変化させる。例として、北海道 132 保険者のウェイトが空間重み行列拡大によりどう変化するかを考える。北海道 132 保険者は、同一都道府県行列において、自分を除く北海道 131 保険者に $1/131$ のウェイトを与え、残り 1304 保険者に 0 のウェイトを与えていた。近隣都道府県行列では、北海道、青森県、岩手県、秋田県の自分を除く 215 保険者に $1/215$ のウェイトを与え、残り 1220 保険者に 0 のウェイトを与えている。近隣都道府県行列は同地域都道府県保険者にウェイトを与え、それ以外には 0 を与える行列である。図 1 の例で言えば、 $A \cdot B$ を近隣県とした場合、 $A \cdot B$ 県各保険者は $A \cdot B$ 両県保険者に正のウェイトを与えていることになる。そして、近隣都道府県行列により、相互参照行動が確認できるということは図 1-2 のような状況である。同一・近隣都道府県保険者に同一ウェイトを用いた空間重み行列を作成し **SDM**（固定効果）により推定した。

表 5. 推定結果：SDM（近隣都道府県行列使用）

同一ウェイト使用					
(i) 近隣・同一ウェイト行列使用	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	サンプルサイズ
(相互) 被説明変数	.511*** (.044)	.271*** (.055)	.529*** (.049)	.052 (.097)	8616 (1436×6)
Log-likelihood	22396.514	19861.569	18308.162	6726.462	
AIC (SDM)	-44751.03	-39681.14	-36574.32	-13410.92	
空間重み行列	近隣都道府県・同一ウェイト				
距離ウェイト使用					
(ii) 近隣・距離ウェイト行列使用	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	
(相互) 被説明変数	.654*** (.034)	.445*** (.045)	.538*** (.064)	.518** (.067)	8616 (1436×6)
Log-likelihood	22506.584	19903.934	18337.430	6819.115	
AIC (SDM)	-44971.17	-39765.87	-36632.86	-13596.23	
空間重み行列	近隣都道府県・距離ウェイト				

注 1: **、*、*はそれぞれ 1%、5%、10%水準で有意。括弧内は標準誤差。

注 2: 全ての分析で系列相関・不均一分散が存在しても一致性を持つ Arellano(1987)の Cluster-Robust 標準誤差を用いた。

表 5 上段は、同一・近隣都道府県保険者に同一ウェイトを与えた行列を用いた結果である。総単位、居宅、施設サービスの相互参照パラメーターは有意に正であったが、地域密着型サービスは有意性を失っている。施設サービスに関しては、都道府県が裁量権を持つため、他都道府県保険者の水準を参照にしている可能性が高いことを示唆している。地域密着型サービスに関しては、保険者が裁量権を持つため、同一都道府県保険者を主に参照し、近隣都道府県保険者からの影響は小さいことが示唆される。

保険者の参照範囲を詳細に調べるため、距離ウェイトによる近隣都道府県行列を用いた推定を行う。各保険者の役所（広域連合の場合は事務本部）の経度緯度情報を用い、ユークリッド距離の逆距離を標準化（合計が 1）した近隣都道府県行列を作成した³⁷。近隣・距離ウェイト行列は、近い保険者に高いウェ

³⁷ 武田（2002）『全国都道府県市区町村の緯度経度データ』、国土地理院『都道府県市区町

イトを遠い保険者に低いウェイトを与えている。つまり、同一都道府県保険者に高いウェイトを、同一都道府県を除く近隣都道府県保険者に低いウェイトを与えていることになる³⁸。

表 5 下段は、近隣・距離ウェイト行列を用いた推定結果である。地域密着型サービスが有意に正となっており、地域密着型サービスの参照範囲として同一都道府県、距離が重要であることが明らかとなった³⁹。このことから、サービスの裁量権の違いが、参照範囲を変化させていることが示唆された。

最後に近隣都道府県保険者を加味した分析結果における注意点を述べる。総単位・居宅・施設・地域密着型サービスの近隣・同一/距離ウェイト行列を用いた推定結果 AIC は、同一都道府県・同一ウェイト行列を用いた推定結果 AIC と比較し高い（距離・近隣ウェイト居宅サービスを除き）。このことから、データから説明される適切な（空間重み行列に関しての）参照範囲は同一都道府県保険者と考えられる。

6.5 隣接保険者・類似団体（保険者）を加味した相互参照行動

隣接保険者、類似団体（保険者）を参照にしているという仮説のもと、隣接保険者行列、類似団体行列による分析を行い、ベースモデルの結果と比較を行う⁴⁰。

村の東西南北端点の経度緯度』の役場の経度緯度情報を Drukker,et.al（2013）に従い逆距離による空間重み行列を作成した。

³⁸ 近隣・距離ウェイト行列は同一都道府県保険者に平均で 0.491 のウェイトを、近隣・同一ウェイト行列は 0.227 のウェイトを与えている。

³⁹ 同一都道府県保険者・距離ウェイトを行列の推定は、表 2 ベースモデルと変わらず、施設、地域密着、居宅の順で相互参照パラメーターが高かった。

⁴⁰ 隣接保険者行列は、国土地理院『全国都道府県別・市町村合併新旧一覧図』、厚生労働省『介護保険事業状況報告』、各市町村ホームページによる地理状況説明、『市区町村隣接関係一覧』（<http://uub.jp>）を用い作成した。類似団体行列は、総務省『類似団体別市町村財政指数表』を用い作成した。広域連合に関しては、新たな区分として扱った。いずれの行列も参照ウェイトの合計が 1 となるよう標準化を行った。

隣接保険者行列を用いた分析では、先の同一都道府県保険者または近隣都道府県保険者を全て参照するという仮説とは異なり、境界が接している保険者のみを参照するという仮説のもとで分析を行った。この仮定のもとでは、参照先となる保険者は非常に少なくなる。また隣接していない同一都道府県保険者を参照しないというのは、かなり強い仮定と考えられる。類似団体行列を用いた分析では、人口・産業比率をもとに区分された地理的状況によらない類似団体（保険者）を参照にするという仮説のもとで分析を行った⁴¹。

表 6. 推定結果：SDM（隣接保険者行列・類似団体行列）

(i) 隣接保険者行列使用	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	サンプルサイズ
(相互) 被説明変数	.268*** (.031)	.196*** (.024)	.314*** (.024)	.215*** (.022)	8484 (1414 × 6)
Log-likelihood	22148.871	19678.268	18085.989	6727.530	
AIC (SDM)	-44255.74	-39314.54	-36129.98	-13413.06	
空間重み行列	隣接保険者行列				
(ii) 類似団体行列使用	総単位数	居宅単位数	施設単位数	地域密着単位数	
(相互) 被説明変数	.048 (.058)	-.184*** (.056)	.222*** (.043)	.076 (.056)	8616 (1436 × 6)
Log-likelihood	22374.440	19825.688	18284.489	6722.871	
AIC (SDM)	-44706.88	-39609.38	-36526.98	-13403.74	
空間重み行列	類似団体行列				

注 1: ***, **, *はそれぞれ 1%、5%、10%水準で有意。括弧内は標準誤差。

注 2: 全ての分析で系列相関・不均一分散が存在しても一致性を持つ Arellano(1987)の Cluster-Robust 標準誤差を用いた。

注 3: 離島の保険者等、隣接保険者が存在しない保険者は(i)の分析で除かれている。

表 6 が推定結果である。(i) 隣接保険者行列による分析では、相互参照行動パラメーターの値はベースモデルの分析と比較し低くなっていたが、いずれも有意に相互参照行動が確認された。またパラメーターは高い順に施設、地域密

⁴¹ Hayashi and Yamamoto (2014) では類似団体行列を用い、1人あたり歳出合計における市町村間相互参照行動を確認している。

着、居宅サービスとなり、ベースモデルの結果と一貫性を持った。しかし、AIC はベースモデルと比較し全てのサービスで高くなっており、データから説明される適切な（空間重み行列に関しての）参照範囲は隣接保険者のみではなく、同一都道府県全保険者と考えられる。(i) 類似団体行列による分析では、総単位数・地域密着型サービスは有意ではなく、居宅サービスが負に有意となり、ベースモデルと一貫した結果を得られなかった。AIC はベースモデルと比較し全てのサービスで高くなっていった。このことから、介護保険サービスにおいては、適切な参照範囲は類似団体（保険者）ではなく同一都道府県全保険者と考えられる。AIC 比較の観点から、類似団体（保険者）は参照先として適切ではないため、相互参照行動が確認できなかったと示唆される。

7 結語

本論文では、サービス別介護給付水準の相互参照行動を事業所設置権限という裁量性の違いに着目し、空間パネルモデルにより定量的に分析した。全てのサービスで、同一都道府県保険者を参照にするモデルにおける相互参照パラメーターは有意水準 1%以内で正であった。施設サービスが最も高く、次いで地域密着型サービス、居宅サービスであった。施設サービスは施設待機者地域差拡大を阻止する目的で、施設サービスに裁量権を持つ都道府県による調整機能が強く働いていると考えられる。居宅・地域密着型サービスは類似のサービスであるが、地域密着型サービスは、保険者主体の裁量権を通して、同一都道府県保険者の給付水準に敏感に反応したと考えられる。近隣都道府県保険者の影響も加味した分析から、居宅・施設サービスでは近隣都道府県における保険者の影響を受ける一方、地域密着型サービスでは近隣都道府県からの影響は大きくないことを確認した。居宅・施設サービスの裁量権は都道府県にあるため、近隣都道府県からの影響を強く受けたと考えられる。いずれの分析においても、相互参照行動には裁量権の違いが大きな影響を与えていることを確認した。

現在、介護保険制度は保険者の権限を強化するという地方分権の流れが進んでいる。介護保険制度で地方分権が進んでいること、そして保険者に裁量権が存在する地域密着型サービスの相互参照行動が強いことから、相互参照行動は今後より強くなっていくことが示唆された⁴²。逼迫する介護保険財政において、先進的な取組の波及によるサービス効率化から、費用面で効率的な供給が促進されると考えられる⁴³⁴⁴。またヤードスティック理論の背景から、介護サービスの増加が住民にとって良いものと仮定された場合、相互参照行動による介護サービス増加は、当該地域に住民の意向が反映されたという点では住民の厚生上良いことと考えられる。その過程において、保険者が各地域選好特性に合わせた供給が行われているという点で、分権化定理により、国による画一的供給よりも効率的であることが示唆される（Oates（1972）,小西（2012））⁴⁵。

⁴² 松岡（2016、近刊）では介護保険料を対象に市の相互参照パラメーターは町村よりも高いことを確認している。事業所設置権限を通し保険者に供給裁量性がある地域密着型サービスは、町村と比べ市が多く導入している（畠山（2010））。市は町村と比べ高い裁量性を持ち、その裁量性が独自の政策を反映するというわけではなく、相互参照行動を高めるように使われたと考えられる。

⁴³ ただし、同一都道府県保険者が参照範囲として適切であったことを考慮すると、その波及効果は同一都道府県内で区切られていると考えられる。

⁴⁴ 本論文では、長期的な介護保険費用削減等の効率性を分析することができていない。本論文の議論では、政策に関係性が生じ、良い取り組みなど波及効果が生まれ、長期的には効率性が生まれると考え、分析結果のインプリケーションとして効率性が生じると考察している。長期的な費用削減等に関しては、相互参照行動が強く生じているサービスを対象に、レセプトデータ等の分析から長期的な効果を分析し、費用面と結びつける分析が必要である（湯田他（2013）等では、レセプトデータを用い介護予防給付の長期的な効果を分析している）。この点は今後の課題としたい。

⁴⁵ 分権化定理による効率性の享受は通常技術的外部性が存在しないことが仮定されている（Oates（1972））。小西（2012）では、ヤードスティック競争が生じている状況においても、技術的外部性が大きく、地域政策担当者による相対的な政策（他地域の政策も加味された政策の相対的な指標）が高く評価される状況であれば（能力の限界生産性が高いとも言い換えられる）、分権化定理による効率性の享受が生じることを示している。本論文においては、地域密着型サービスの相互参照行動は強く、分権化が進んでいる状況においては、地域政策担当者の相対的な政策は高く評価されると考えられ、分権化定理による効率性が生じていると可能性は高い。

最後に本論文の分析に関する留意点を 3 つ述べる。1 つ目は、都道府県・保険者に設置権限等を通し裁量権が存在するという点である。畠山（2010）のアンケート調査では半数以上の保険者が供給調整を認めているが、老人福祉施設、居宅介護支援事業の運営の多くが社会福祉法人、営利法人であるため、裁量権を通しどこまで都道府県・保険者の意向が反映されるのかという問題が残る。サービス・事業所形態も類似である居宅・地域密着型サービスで相互参照行動の傾向が異なっていたため、事業所設置権限は供給水準に大きく関わっていると考えられるが、厳密にはサービス供給者（社会福祉法人・営利法人等）の意向も反映されていることは考慮しておかなければならない。2 つ目は、本分析で用いた介護給付水準は需要側と供給側の要因で決まった均衡値であり、保険者を通した供給側のみでないことである。施設サービスの定員等と異なり、居宅・地域密着型サービス等の通所・訪問サービスにおける供給側のキャパシティを測ることは困難であり、詳細な統計が必要である⁴⁶。3 つ目は、保険者間の関係性を測る上で誘発需要・参酌標準等の影響を完全に識別することが困難であった点である。誘発需要・参酌標準に関する変数を除いても、相互参照行動を確認できたということは、保険者間介護給付水準には上記 2 つ以外の要因が存在していることを示している。しかし、この結果を持って、保険者間介護給付水準の関係性が相互参照行動のみから生じているとは言えない。誘発需要・参酌標準の除いた変数と誘発需要・参酌標準に関する変数には強い相関は生じていなかったが、その影響が完全に存在しないとは言えないためである。また本稿では全ての参酌標準を考慮した分析を行うことが困難であった。これら介護サービスにおける統計整備及び保険者間の関係性の識別は今後の課題としたい。

⁴⁶ 厚生労働省『介護事業所検索』において全国介護事業所（ただし前年度介護報受領額 100 万円以下の事業所は除く）の提供サービス、従業員数、利用者数を公開している。しかし、居宅・施設・地域密着型サービス別の公表はなく、同一事業所が複数のサービスを提供している場合、その合算値しか把握できない。

参考文献

- 足立泰美・上村敏之（2013）「地域密着型サービスが居宅・施設サービスの介護費用に与える影響」,『会計検査研究』,第47号,pp.139-153.
- 安藤道人（2008）「介護給付水準と介護保険料の地域差の実証分析」,『季刊社会保障研究』,第44巻1号,pp.94-109.
- 大阪府福祉部高齢介護室（2014）「第6期市町村高齢者計画策定指針（案）」,<http://www.city.hirakata.osaka.jp/uploaded/attachment/54146.pdf>（2015年5月21日最終確認）
- 金田美加（2013）「わが国の政策競争における相互作用の識別 -普通建設事業単独事業費を用いた実証分-」,『日本地方財政学会研究叢書』,第20号,pp.103-124.
- 岐阜市（2014）「パブリックコメントについて」,
<http://www.city.gifu.lg.jp/secure/25586/h26kaitou.pdf>（2015年5月21日最終確認）
- 厚生労働省（2006）「平成18年度医療制度改革関連資料内、療養病床に関する説明会資料」,<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01>（2015年10月18日最終確認）
- 厚生労働省（2010）「施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（いわゆる37%の参酌標準）の撤廃について」,
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/tp101027-01b_0007.pdf（2015年6月18日最終確認）
- 厚生労働省（2012）「平成24年介護サービス施設・事業所調査」,
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service12/dl/kekka-gaiyou.pdf>（2014年9月30日最終確認）
- 厚生労働省老健局（2009）「第3期（平成18-20年度）市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画における介護給付等サービス量の見込みと実績の比較について」,<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/09/h0910-1.html>（2015年6月18日最終確認）

- 厚生労働省老健局（2012）「介護保険制度改正の概要及び地域包括ケアの理念」,
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001oxhm-att/2r9852000001oxlr.pdf> （2014
年9月30日最終確認）
- 厚生労働省老健局振興課（2014）「地域包括ケアシステムの構築に向けた取組事例につい
て」,『介護保険最新情報』,第377号.
- 小西秀樹（2012）「政策担当者の出世欲とヤードスティック競争」,穴沢眞・江頭進『グ
ローバリズムと地域経済』,日本評論社.
- 堺市（2014）「堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画位に対するパブリックコメント」,
http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyousei/shingikai/kenkofukushikyoku/chojushakaibu/koreibunkakai/h26/H26_5_koureibunkakai.files/5_shiryou1.pdf（2015年5月21日最終確認）
- 田中宏樹（2013）「水平的政府間競争の理論と実証：サーベイ」,『同志社政策科学研究』,
第14巻第2号, pp.15-36.
- 地方制度調査会（2006）「道州制のあり方に関する答申」,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/dousyusei/（2014年10月9
日最終確認）
- 中澤克佳（2010）『介護サービスの実証研究 -制度変化と政策対応-』,三菱経済研究所.
- 中澤克佳・川瀬晃弘（2011）「介護移住の実証分析」『経済政策ジャーナル』,第8巻1号,
pp.2-19.
- 西東京市（2014）「介護保険施設入所待機者数（2014年10月1日）」,
http://www.city.nishitokyo.lg.jp/topics/fukushi/f_kourei/kaigosisetu.html（2014年10月
10日最終確認）
- 畠山輝雄（2009）「介護保険生改正に伴う市町村の権限拡大と地域への影響 -神奈川県藤
沢市の事例-」,『人文地理』,第61巻第5号, pp.37-54.
- 畠山輝雄（2010）「改正介護保険制度移行後の介護保険サービスの実態に関する調査」
working paper, 日本大学.
- 藤沢市（2014）「第3回藤沢市介護保険運営協議会議事録」,

- <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/gaiyo/unekyogikai/documents/000368154.pdf> (2015年5月21日最終確認)
- 藤村正之 (1999)『福祉国家の再編成』, 東京大学出版会.
- 平野方紹 (2006)「介護保険法改正とこれからの地域福祉」『自治体法務研究』, 第4号, pp.28-34.
- 松岡佑和 (2016, 近刊)「介護保険料決定における保険者間相互参照行動 –自治体間の参照基準において何が重要か–」, 『日本地方財政学会研究叢書』, 第23号.
- 美祢市 (2014)「美祢市老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画 (素案) に対するパブリックコメント」, <http://www2.city.mine.lg.jp/www/contents/.../files/kaigokeikakukekka.pdf> (2015年5月21日最終確認)
- 山内康弘 (2004)「訪問介護費と事業者密度」, 『医療と社会』, 第14号2巻, pp.103-118.
- 山内康弘 (2009)「介護保険施設の供給における地方自治体間の空間的自己相関の検証」, 『大阪大学経済学』, 第55号3巻, pp.206-222.
- 湯田道生 (2005)「介護事業者密度が介護サービス需要に与える影響」, 『季刊社会保障研究』, 第40巻第4号, pp.373-386.
- 湯田道生・鈴木亘・両角良子・岩本康志 (2013)「介護予防給付の導入が要支援者の要介護状態の変化に与える影響」, 『季刊社会保障研究』, 第49巻第3号, pp.310-325.
- Arellano, M. (1987) “Computing Robust Standard Errors for Within-Group Estimators,” Oxford Bulletin of Economics and Statistics, 49, pp.431-434.
- Bivand, R. and Szymanski, S. (1997) “Spatial Dependence through Local Yardstick Competition: Theory and Testing,” Economics Letters 55(2), pp.257-265.
- Besley, T. and Case, A.C. (1995) “Incumbent Behavior: Vote-Seeking, Tax-Setting, and Yardstick Competition,” American Economic Review, 85(1), pp.25-45.
- Belotti, F., Hughes, G., and Mortari, A.P. (2013) “xsmle – A Command to Estimate Spatial Panel Models in Stata,” Statistical Software Components.

- Dukker, D.M., Peng, H., Prucha, I.R. and Raciborski, R. (2013) “Creating and Managing Spatial-Weighting Matrices with the Spmat Command,” *State Journal*, 13(2), pp.242-286.
- Elhorst, J.P. (2010) “Applied Spatial Econometrics : Raising the Bar” *Spatial Economic Analysis*, 5(1) pp.9-28.
- Hayashi, M. and Kazama, H. (2008) “Horizontal Equity or Gatekeeping? Fiscal Effects on Eligibility Assessments for Long-term Care Insurance Programs in Japan,” *Asia-Pacific Journal of Accounting and Economics* 15(3), pp.257-276.
- Hayashi, M. and Yamamoto, W. (2014) "Information sharing, neighborhood demarcation and yardstick competition: an empirical analysis of intergovernmental expenditure interaction in Japan" CIRJE discussion paper.
- Hoechle, D. (2007) “Robust Standard Errors for Panel Regressions with Cross-Sectional Dependence,” *Stata Journal*, 7(3), pp.281-312.
- Lee, L. and Yu, J. (2010) “Estimation of spatial autoregressive panel data models with fixed effects” *Journal of Econometrics*, 154(2), pp.165-185
- LeSage, J.P. and Pace, R.K. (2009) *Introduction to Spatial Econometrics*, Taylor & Francis.
- Noguchi, H. and Shimizutani, S. (2005) “Supplier-Induced Demand in Japan’s At-home Care Industry: Evidence from Micro-level Survey on Care Receivers,” *ESRI Discussion Paper Series*, No.148.
- Oates, W.E. (1972) *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace Jovanovich, New York.
- Reingewertz, Y. (2012) “Do Municipal Amalgamation Work? Evidence from Municipalities in Israel,” *Journal of Urban Economics*, 72, pp.240-251.
- Royston, P. (2004) “Multiple Imputation of Missing Values,” *Stata Journal*, 4(3), pp.221-241.

日銀のマイナス金利政策について

井 澤 秀 記

I はじめに

日本銀行は 2016 年 1 月 29 日に消費者物価上昇率 2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するために日銀当座預金の一部に年マイナス 0.1%を課することを決定し、2 月 16 日から適用することになった。本稿の目的は、この日銀のマイナス金利政策の効果と副作用について考察することである。

日銀は現在マネタリーベースを年間 80 兆円増やすために長期国債を流通市場から年 80 兆円（償還分を合わせると約 110 兆円）のペースで購入している。新規発行分の国債に加え、民間金融機関や年金基金等が保有する国債も購入している。国際通貨基金（IMF）のワーキングペーパー（2015）は、民間金融機関が担保として必要な国債を総資産の 5%分保有すると前提して 2018 年末までに売却可能な国債保有額を 220 兆円程度と推計すると「金融緩和政策は 17 年ないし 18 年に量的な限界に達する」と指摘した。発行済み国債に占める日銀の保有比率は 2015 年末時点で 31.6%に達した。

銀行が国債を落札した後により高い価格で日銀に転売する「日銀トレード」で利益を稼ぎ、さらに日銀当座預金に超過準備として預けておけば年 0.1%付利されるというのでは、企業への貸出などのポートフォリオ・リバランス効果は働きにくい。消費者物価上昇率（生鮮食品と消費増税を除く、前年同月比）は 2015 年 12 月に 0.1%で、日銀は 2%の達成時期を 2017 年度前半に先送りした。日本経済研究センターは、自然利子率（ないし均衡実質利子率）がマイナスになったと推計した。（予想）実質金利＝名目金利－予想インフレ率において、

予想インフレ率が期待通りに高まらないならば、名目金利の下限をゼロ以下にすることで実質金利をゼロ以下に引き下げるしかない。年初からの円高、株安もあり、日銀は直前まで否定していた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」に踏み切った。

次節において、マイナス金利で先行する欧州の経験を踏まえたあと、III 節で、日銀のマイナス金利の効果と副作用について検証する。最後に、マイナス金利政策を評価する。

II 欧州のマイナス金利政策

表 1 のように、マイナス金利はすでに欧州中央銀行など欧州の 4 ヶ国・地域で導入されている。欧州中央銀行は、原油安とユーロ高による低インフレ・低成長の下で銀行に融資を促すため、2014 年 6 月 5 日に（オーバーナイト）預金ファシリティの金利を -0.1% に引き下げ、同月 11 日から超過準備に適用することを決定した。現在は -0.4% まで段階的に引き下げられている。マイナス金利導入前の 2014 年 5 月のユーロ圏の消費者物価上昇率（前年同月比）は、 $+0.5\%$ で物価目標である「中期的に 2%以下でその近傍」からかけ離れていたが、2015 年 1 月には -0.6% まで下がり、直近の 2016 年 9 月でも 0.4% であり、期待するような効果を発揮していない。

スイス、スウェーデン、デンマークは対ユーロの自国通貨高を抑えるためにマイナス金利を導入した。スイスでは 1970 年代にマイナス金利を導入したことがあるが、対象は国外から流入する外国人の金融資産のみであった。2016 年 1 月からは個人の当座預金に一律 0.125% のマイナス金利を適用する銀行もあり、高額紙幣千スイスフラン（約 12 万円）のタンス預金が増えた。スイス、ドイツ、デンマークの一部の銀行では大口顧客を対象に残高に応じてマイナス金利を課している。イタリアでは不良債権を多く抱える金融機関が貸し渋りをしている。スイスで不動産金利がかえって上昇し、コペンハーゲンではマンション価格が

表 1 マイナス金利導入国・地域

（2016 年 10 月 31 日現在）

	ユーロ圏	デンマーク	スイス	スウェーデン	日 本
マイナス金利導入日	2014年6月11日	2012年7月6日 (2014年4月から9月の間プラスに転じた時期あり)	2015年1月22日	2009年7月8日 (レボ金利は2015年2月12日からマイナス)	2016年2月16日
中央銀行当座預金金利	所要準備 預金ファシリティー 0% (オーバーナイト)	基準額以下 0% 基準額超 -0.65% (1週間物中銀譲渡性預金に振り替え) 所要準備預金制度はなく、個別行ごとに中銀預金の上限を設定	基準額以下 0% 基準額超 -0.75% 基準額は、所要準備の20倍から金融機関保有現金の増加(減少)額を控除(加算)した額	預金ファシリティー -1.25% (所要準備預金制度はなし)	3段階の階層構造 政策金利残高 -0.1% マクロ加算残高 0% 基礎残高 +0.1%
政策金利	主要ファイナンス・オペ(固定レート) 0.00%	1週間物中銀譲渡性預金 -0.65%	3ヵ月物ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の誘導目標 -0.25%~-1.25%	微調整オペ -0.6% レボ金利(中銀発行証書オペに適用) -0.5%	

（出所）日本銀行金融市場局(2016)、BIS(2016) Table 1 等より筆者作成

4 年間で約 45%上昇し不動産市場でのバブルが警戒され、個人の新規ビジネス向け貸出金利がかえって上昇した。

Ⅲ 日銀のマイナス金利政策

日銀のマイナス金利政策は3層構造である。

- ① プラス0.1%が適用される基礎残高—2015年1月～12月積み期間における当座預金の平均残高（基準平均残高）から当月積み期間の所要準備額を差し引いた金額を上限とする。
- ② ゼロ金利が適用されるマクロ加算残高—所要準備額、貸出支援基金および被災地金融機関支援オペ、およびマクロ加算額（基準平均残高に一定の掛け目を乗じた金額）の合計
- ③ マイナス金利が適用される政策金利残高—日銀当座預金残高から①プラス金利適用残高と②ゼロ金利適用残高を差し引いた金額

日銀は年間約80兆円のマネタリーベースの増加を継続することから3ヵ月ご

表 2 マイナス金利の対象となる日銀当座預金残高

(単位：億円)

											当座預金残高
	都市銀行	地方銀行	第二地銀	外国銀行	信託銀行	その他 準備預金制度 適用先	準備預金制度 非適用先	マイナス金利 適用残高	プラス金利 適用残高	ゼロ金利 適用残高	
2016年1月16日～2月15日 (導入前、日銀による参考値)	16,310	6,250	2,440	40,930	23,410	122,560	20,040	231,940	2,064,230	238,120	2,534,290
2月16日～3月15日	6,148	2,604	445	20,556	91,846	92,762	8,673	223,034	2,093,433	224,069	2,540,536
3月16日～4月15日	21,164	6,117	70	27,136	114,737	114,012	14,003	297,238	2,100,383	269,409	2,667,030
4月16日～5月15日	0	4,448	283	13,790	64,772	111,578	17,130	212,002	2,093,676	452,619	2,758,297
5月16日～6月15日	10	3,720	36	15,080	74,371	109,709	1,502	204,428	2,089,859	468,631	2,762,918
6月16日～7月15日	0	4,500	551	15,809	77,777	154,621	3,124	256,386	2,084,698	596,613	2,937,697
7月16日～8月15日	0	1,776	158	14,589	58,212	131,385	1,435	207,556	2,089,988	607,915	2,905,459
8月16日～9月15日(速報値)	0	1,670	70	11,270	53,680	158,110	2,940	227,740	2,090,610	625,160	2,943,510
9月16日～10月15日(速報値)	0	1,830	570	20,350	53,440	154,270	2,120	232,580	2,080,130	702,120	3,014,830

(出所) 日本銀行、業態別の日銀当座預金残高、(参考) 付利の対象となる当座預金残高

とにマクロ加算残高を見直して政策金利残高を概ね10兆～30兆円程度に据え置くことを決めた。マイナス金利が適用される超過準備を持つ金融機関が当座預金を引き出して現金で保有することでマイナス金利の効果が減殺されることを防止する観点から、金融機関の現金保有額が基準期間から大きく増加した場合には、その増加額をマクロ加算残高（それを上回る場合には、基礎残高）から控除することになっている。

表2のように、適用前の1月分の積み期間（1月16日～2月15日）において日本銀行による参考値では、その他準備預金制度適用先（ゆうちょ銀行などが含まれる）にマイナス金利適用残高が集中すると予想された。適用最初の2月積み期間においてマイナス金利適用残高が22兆円あまり、ゼロ金利適用残高も22兆円あまり、プラス金利適用残高が約209兆円となった。従来は年率+0.1%が付利されていたのが-0.1%になったことからその差0.2%を22兆円に掛けて年440億円の銀行収益の減少となった。また、マクロ加算額も+0.1%付利されていた超

過準備が0%になった。2月分と3月分で信託銀行のマイナス金利適用残高が急増している。投資信託は運用会社が運用を指示し、受託した信託銀行が管理・保管するが、マイナス金利の付く短期金融商品を避けて余った資金を信託銀行の信託勘定から銀行勘定へ移したため日銀当座預金に積み上がったからである。そのため証券取引の決済口座であるマネー・リザーブ・ファンド（MRF）については4月16日から2015年のMRFの平均残高という上限付きでマイナス金利の適用対象外となった。さらに、信託銀行とりそな銀行は、厚生年金基金や運用会社の受託資金のうち待機資金となっている現金部分に実費負担として最大0.1%の手数料（信託事務費用）を4月18日以降徴収している。

都市銀行のマイナス金利適用残高が4月以降ほぼゼロになっていることが注目される。金融庁は、3大銀行グループの2017年3月期決算でマイナス金利政策が利ざや縮小による金利収入などで少なくとも3千億円程度の減益をもたらすという聞き取り調査結果をまとめた。銀行の貸出余力低下につながる副作用が懸念される。また、国債での運用に依存するゆうちょ銀行、地方銀行および信用金庫の収益に大きな影響が及びそうである。ゆうちょ銀行は、170兆円超の貯金を国債などの有価証券で運用するため今期純利益が3千億円（前期比8%減）と見通した。全国地方銀行協会がまとめたところ、貸出金利が低下するため今期の経常利益は前期比約20%減少するという見通しである。マイナス金利が長く続けば、預貸の利ざや縮小による銀行収益の減少から貸出がかえって減少することが危惧される。

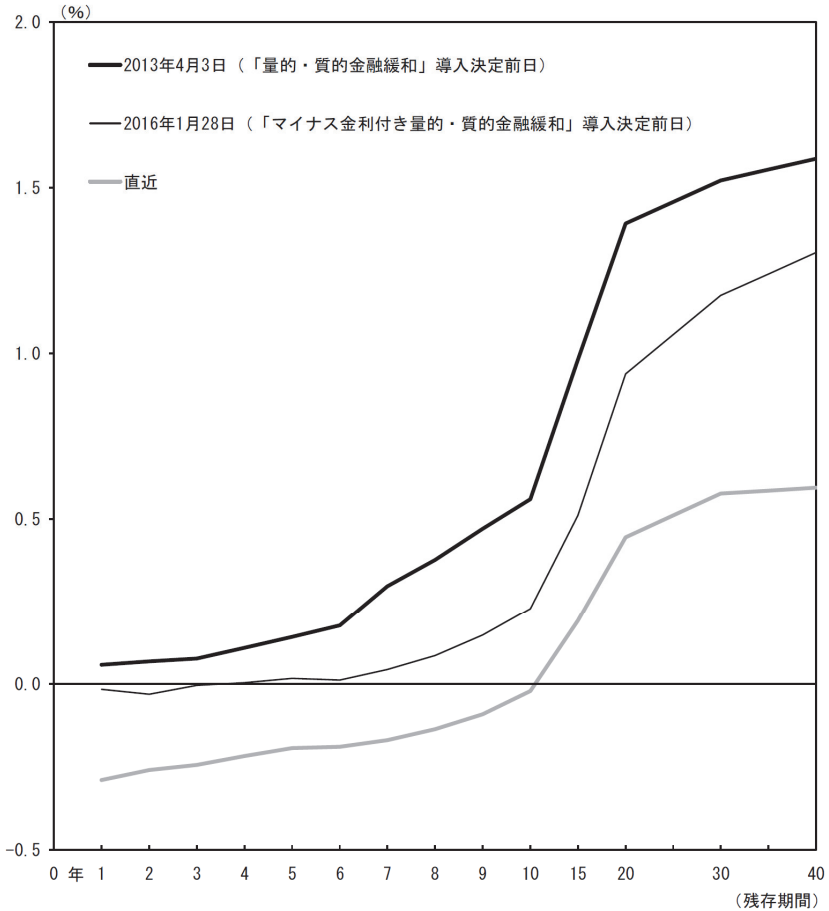
マイナス金利下で日銀が大量の国債の買い入れを続ければ、償還時や金利上昇時に損失となり国庫納付金が減り、最終的には国民につけが回ることになる。日本経済研究センターの試算では、国債の額面価格を上回る日銀の買い取り価格の差が2016年度だけで約10兆円に膨らむ。日銀はこの損失を償還までの期間に分割して計上する。日銀の2016年3月期決算で、「債券取引損失引当金」を4,501億円積み増し、企業の当期純利益に相当する当期剰余金が4,110億円となり、国

庫納付金は3,905億円と半減した。10年物国債の利回りが1%上昇した場合、日銀が保有する長期国債の時価は2015年末時点で21兆円減少すると日銀は試算している。

マイナス金利導入の発表をうけて、長期金利の指標となる10年物国債の利回りは2月9日に一時マイナス0.035%と初めてマイナスとなった。3月1日に財務省が実施した10年物国債の入札で平均落札利回りがマイナス0.024%と初めてマイナスとなり、7月5日の入札では平均落札利回りがマイナス0.243%と過去最低を更新した。額面100円、表面金利年0.1%で元利合計よりも高い平均落札価格103円50銭で金融機関が買うことで、国は借金をして儲けたわけである。7月8日には英国の欧州連合（EU）からの離脱を問う国民投票で離脱が決定した余波で比較的安全な資産とされる日本国債が買われ一時マイナス0.300%まで下げ、過去最低を更新した。また、20年物国債の利回りも同月6日に一時マイナス0.005%と初めてマイナスを付けた。図1のように、マイナス金利政策はイールドカーブ（利回り曲線）の起点を引き下げるとともに、金利全般を下方に押し下げることに成功した。長期金利に連動する長プラなどの貸出金利や社債金利、住宅ローン金利は著しく低下した。10年固定型住宅ローンの最優遇金利については、8月適用分が年0.35%（三井住友信託銀行）、0.50%（三菱東京UFJ銀行）、0.65%（みずほ銀行、りそな銀行）、0.70%（三井住友銀行）と各行とも過去最低を更新したが、9月適用分は指標となる長期金利の上昇を反映して0.05%～0.1%引き上げになった。他方、半年ごとに金利を見直す変動型住宅ローン金利や中小企業向けの融資は、短期プライムレートを基準にするが、預金金利や人件費などの調達にかかるコストを考慮して銀行が独自に決める仕組みで、金融機関が利ざやの縮小を避けるため2009年1月から1.475%に据え置かれたままである。

投資信託の一種、MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の解約・繰り上げ償還、生命保険会社では貯蓄性の高い一時払い終身保険の販売停止ないし

図1 イールド・カーブ（利回り曲線）の変化



（出所）日本銀行「量的・質的金融緩和導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証【背景説明】」図表6（2016年9月21日）

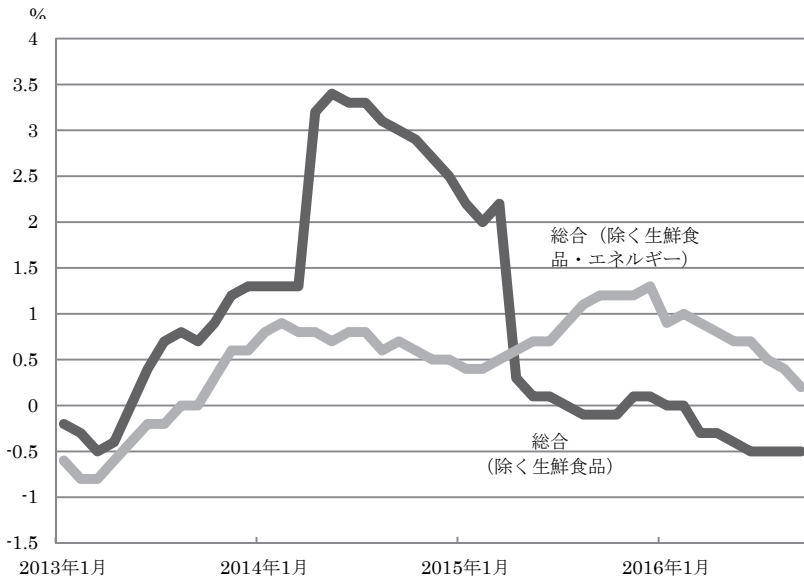
生命保険料の引き上げ（予定利率の引き下げ）、損害保険会社では積み立て型傷害保険の販売停止など家計や退職金の運用先としての金融商品、資産運用に

影響が出ている。

定期預金・定期貯金に100万円を1年間預けた時の金利（税引き前）は、マイナス金利決定前の年0.025%からマイナス金利導入後に0.010%へと低下した。マイナス金利政策やマイナンバー制度の導入によって現金の流通量が13年ぶりの高い伸びを示した。自宅に現金を保管する「タンス預金」が広がり、ホームセンターで金庫が売れて警備会社への問い合わせも増えているという。しかし、現金を安全に貯蔵するにはコストがかかり、それが預金に適用しうるマイナス金利の下限になる。例えば、銀行の貸金庫を年1万円で借りて現金1千万円を保管するよりも、預金保険の上限である元本1千万円の預金の元本割れの方が大きいならば、預金を引き出して現金で保有する方が有利なので、年率マイナス0.1%が預金金利の下限になる。ただし、金融法に詳しい学者や弁護士の見解では、預金金利をマイナスにすることはできないが、預金約款に従ってサービスに手数料を徴収することは問題ないという。ゆうちょ銀行は、郵政民営化以降に無料とした同行の口座間のATMを使った送金手数料を10月から月3回まで無料、4回目からは1回当たり123円の手数料を課すことにした。

三菱東京UFJ銀行が、国債市場特別参加者（プライマリー・ディーラー）の資格を返上し7月15日付けで除外された。「マイナス金利の国債を購入して満期まで保有すると損になるため、株主や預金者に説明がつかない。」ということである。三菱UFJフィナンシャル・グループの平野社長も4月に「家計や企業の懸念を増大させる」とマイナス金利に対して苦言を呈していた。マイナス金利政策の発表を受けて銀行株は大きく急落したが、黒田総裁は「金融機関のために金融政策をやっているわけではない」と突き放した。世界の監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会は、金利の変動で銀行が持つ国債や住宅ローンなどの価値が下がるリスクを減らすための新規制を2016年4月21日に発表した。金利リスクに応じて一律に自己資本の積み増しを求めるルールは見送られたが、リスク量が中核的自己資本の15%を超えた場合に必要に応じて各国当局

図2 消費者物価上昇率（対前年同月比）



（出所）総務省、総合（除く生鮮食品）（非課税品目があるため2014年度中に約2%上昇したと試算される）
日本銀行、総合（除く生鮮食品・エネルギー）消費増税調整済み

が資本増強や資産売却を求める監督強化を2018年から適用する。銀行は長期保有目的として会計処理しているにもかかわらず、短期売買をしている。短期売買目的の勘定に変更すれば、国債価格は時価評価され、金利の上昇が銀行収益を直撃する。日銀の試算では、金利が1%上昇すると邦銀が持つ円債の時価は2015年末時点で約5兆円減少する。

図2のように、消費者物価上昇率（生鮮食品を除く総合、2010年基準、2016年7月からは2015年基準）は、2016年1月が0%で、直近の9月が-0.5%と7ヵ月連続でマイナスであった。他方、日銀が基調的なインフレ率を捕捉するための指

標としてエネルギーも除いて算出する消費者物価上昇率(2016年1月からは2015年基準)は、2016年1月が0.9%で直近の9月は0.2%であった。2013年4月に導入された異次元の量的・質的金融緩和で2年程度のできるだけ早期に消費者物価上昇率(生鮮食品と消費増税を除く)2%を達成しデフレから脱却するというコミットメントは3年半たったが実現できなかった。マイナス金利政策で先行する欧州中央銀行と同様に、家計の消費や企業の設備投資、さらにインフレ率といった実体経済への効果の波及には時間がかかりそうである。

IV おわりに

本稿では、わが国のマイナス金利政策の効果と副作用について検討した。日本銀行は、日銀当座預金の一部にマイナス金利を課すことを2016年1月29日に決定し、2月16日から適用した。日銀当座預金の一部にマイナス金利を課すことでイールドカーブ(利回り曲線)の起点を引き下げ、大規模な長期国債買入れと合わせて、金利全般により強い下押し圧力を加えることには成功した。しかし、消費者物価上昇率(生鮮食料を除く)2%を実現することはできなかった。

8月に住宅ローン金利が過去最低まで低下し借り換えが増加するなどの恩恵がある一方で、投資信託の一種であるMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の販売停止、生保や年金の運用難といった弊害が出てきた。

さらに、日銀は9月20~21日の金融政策決定会合において量的・質的金融緩和導入以降の経済・物価動向や政策効果について「総括的な検証」を行った。イールドカーブの過度な低下、フラット化が金融機関の収益を縮小させることを配慮して、「長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。短期金利は現在のマイナス金利政策を維持し、長期金利は10年物国債金利が概ね現状(ゼロ%)程度で推移するように国債を買い入れるという新しい枠組みに変更した。国債の買い入れに限界がみえてきたので「量」から「金利」へと転換した。日銀は2016年11月の「経

済・物価情勢の展望（展望レポート）」で2%の達成時期を「2018年度頃になる可能性が高い」と5度目の先送りをした。黒田総裁の任期である2018年4月8日までに実現できそうもないと自ら認めたことになる。今後の追加金融緩和の中心的な手段として、マイナス金利の「深掘り」と長期金利操作目標の引き下げがいつ実施されるかが注目される。

参考文献

- Andreas J., and H. Lin, “Negative Interest Rate Policy (NIRP): Implications for Monetary Transmission and Bank Profitability in the Euro Area” *IMF Working Paper*, wp/16/172 (August, 2016)
- Arslanalp S., and D. Botman, “Portfolio Rebalancing in Japan: Constraints and Implications for Quantitative Easing” *IMF Working Paper*, wp/15/186 (August, 2015)
- Arteta C., and M. Kose, M. Stocker, and T. Taskin, “Negative Interest Rate Policies: Sources and Implications” *CEPR discussion paper*, 11433 (August, 2016)
- Beck M., and A. Malkhozov, “How have central banks implemented negative policy rates?” *BIS Quarterly Review*, pp.31-44 (March, 2016)
- Bernanke B., “What tools does the Fed have left? Part 1: Negative interest rates” blog (March 18, 2016)
- Goodfriend M., “Overcoming the Zero Bound on Interest Rate Policy” *Journal of Money, Credit, and Banking*, vol.32, no.4, pp.1007-1035 (November, 2000)
- International Monetary Fund, “Japan: staff report for the 2016 article IV consultation and selected issues” (August 2, 2016)
- SMBC日興証券、「日銀マイナス金利の実体経済への影響」日興マクロレビュー（2016年2月8日）
- スタンダード&プアーズ、「マイナス金利導入の邦銀収益への影響試算」（2016年2月15日）
- 日本銀行、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入、（別紙）日本銀行当座預金の

- マイナス金利適用スキーム、(参考) 本日の決定のポイント (2016年1月29日)
- 、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」に関する Q & A (2016年1月29日、2月3日 Q8追加、3月15日 Q7&8修正)
- 、「金融緩和強化のための新しい枠組み: 長短金利操作付き量的・質的金融緩和」、「量的・質的金融緩和導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証【背景説明】」、「目で見える金融緩和の総括的な検証と長短金利操作付き量的・質的金融緩和」(2016年9月21日)
- 、金融市場局、「欧州におけるマイナス金利政策と短期金融市場の動向」日銀レビュー、2016-J-2 (2016年2月29日)
- 拙稿、「日本銀行の金融緩和についてー覚書」神戸大学経済経営研究所、discussion paper, DP2015-J02 (2015年3月)

サプライチェーン問題についての理論的考察

浜 口 伸 明

“People see only what they are prepared to see.”

—— Ralph Waldo Emerson, *Journals*, 1863

1. サプライチェーンに対する経済学の関心

通信・輸送技術の進歩により、国際分業が変化している。従来、国際分業は労働（土地）集約的な農業と、資本集約的な工業というように、生産要素集約度が異なる産業間で議論されてきたが、技術進歩はこれまでひとつの企業の中で垂直統合的に行われていた生産工程を分解し、それぞれ異なる国（地域）に立地する異なる企業が最適な状況で分担することを可能にした。このような現象は、フラグメンテーション（工程間分業）と呼ばれる。

技術的特性が異なる複数の生産工程が、本来それらに比較優位を持つ別の企業によって専門的に行われれば、全体としてより高い生産性を実現することができるが、フラグメンテーションの誘因である。取引費用が高い場合には、これらは同じ生産ユニットに統合（bundle）される。取引費用を引き下げ、生産工程をリンクする日々のオペレーションの費用（主に輸送費と通信費からなるサービスリンク費用）が下がれば、分離（unbundling）が可能になる。富浦（2014）によれば、分離は、本来一体でないものが、制約から解放されて各生産工程が最も効率的に行われるように最適立地に置かれることを意味する。取引費用とサービスリンク費用が十分低くなれば、分離が進み、より広い地理的範囲で、多様な地域特性を利用したフラグメンテーションが可能になり、より

効率的になる。

ここで注目しておくべきことは、分離された工程間の取引の多くが、完全競争市場においてではなく、高度にカスタマイズされた製品を、なんらかの制度化された固定的関係の下で 1 社対 1 社の間で取引していることである。このように、ある企業が別の企業に特定の製品やサービスを排他的に供給する関係の連鎖をサプライチェーンと呼び、経営学ではサプライチェーン全体を最適化するための伝統的なサプライチェーン・マネージメントの研究領域がある。

経済学において、サプライチェーンを作り出す制度化された非完全競争的な取引関係の基礎は、取引費用の存在に求められる。B 社が A 社から専用的に供給を受けようとするならば、他社の需要を排除するために完全競争市場価格以上の価格（プレミアム）を支払う必要がある。不特定多数対不特定多数の完全競争市場によらない取引形態は、こうした取引費用の存在を前提とする。逆の見方をすれば、取引費用が存在するときに、完全市場取引ではない何らかの「市場に拠らない配分（nonmarket allocation）」（Arrow 1969）を用いるインセンティブが生じる。Arrow（1969）は、取引費用の原因の一つとして、情報が不完全であることから生じる不安定性の存在をあげている。安定的に高度にカスタマイズされた部品を調達するためには、価格プレミアの企業間トランスファーを用いて取引関係を制度化しておく必要があるのである。同様の文脈で、Williamson（2008）は契約を通じた取引が生じる原因として、人間の行動の限定的合理性と取引費用の存在を指摘し、取引関係の紛争を軽減・回避するためになんらかのガバナンス構造を作ることが合理的だという観点からサプライチェーン・マネージメントを理解しようとした。Antràs and Chor（2013）の研究は、不完備契約の条件下において、川上分野の企業がサプライチェーンに固有の製品を供給しようとする自主的な努力が川下分野の企業の生産性に正の外部的性があるとき、最終製品企業は川下分野の企業を子会社化する一方で、川上分野の企業は統合しないでサプライヤー契約の関係を維持しようとすることを

示した。

サプライチェーンに対する経済学の関心は、その存在の合理性の問題に留まらず、サプライチェーンが存在感を増すことによる国際経済への影響が盛んに分析されるようになっていく。サプライチェーンの国際化は、国際経済に新しい要素を持ち込んでいくと考えられるからである。Carvalho（2014）は、microeconomic shock が経済全体に拡散してマクロ的影響をもたらす場合に、それがどのように起こるのかを理解するにはサプライチェーンの仕組みを理解することが不可欠だと述べている。Costinot et al.（2013）の分析結果によれば、国際的なサプライチェーンにおいては、確実に分業をこなすことができる能力（技術水準、インフラ、契約の法的拘束力など）が高い国ほど、消費者に近いダウンストリームに特化し、より高い所得を得る。そうすると、サプライチェーンの形成が、比較優位に基づかない、絶対的技術優位に基づく国際分業を生成し、国際間所得不平等を拡大するという影響が予想される。

実証研究においては、国際貿易の中でサプライチェーンを通じた取引が増大し中間生産物が何度も国境を越えて取引されるようになったため、従来の商品に基づいた貿易統計は貿易の実態を過大に表していることが指摘されるようになった。こうした背景から貿易額を付加価値だけで評価しようとする付加価値貿易データが整備されるようになり¹、その概念に基づいた分析が行われるようになっていく（Johnson 2014）。

2. サプライチェーンに潜むリスクと資源配分

一方で、サプライチェーンの成長と効率的な資源配分の関係は十分に分析されているとは言えない。上で述べたように、サプライチェーンは技術的に優位な企業、比較優位に基づく最適立地に生産が集中するため、資源配分の効率性

¹ OECD-WTO, Measuring Trade in Value Added (TiVA)
<http://www.oecd.org/sti/ind/measuringtradeinvalue-addedanoecd-wtojointinitiative.htm>

が高まることが期待できる。

サプライチェーンは、企業の生産性を高めるだけでなく、生産活動の地理的分散にもつながるので、地方圏で雇用を増やすことにも貢献する。高熟練度の労働力が豊富な都市部では単純労働集約的な工程を分離することによって、高熟練度労働を集約的に使う工程への特化が進み、都市部の生産性が向上する。サプライチェーンを通じた交易が広がることによって、地域は従来の比較優位をもつ財（産業）に特化した状態から、比較優位を有する工程（タスク）に特化することを促し、労働・資本がいつそう効率的に利用されるようになる。

しかしこのようなメリットの実現は、サプライチェーンが正常に機能していることを前提とする。平常時は認識されにくいことだが、複雑に構成されたサプライチェーンのどこか一部が大規模な災害等の影響で寸断されると、システム全体が機能しなくなり、自社になんら問題がない場合でも正常な生産ができなくなる。Christopher (2004) の分類では、サプライチェーンリスクには、(1) 企業内部の問題、(2) 企業単位ではコントロールできない問題でサプライチェーン内部で発生するもの、(3) サプライチェーン外部の問題、の 3 種類に分けられ、(1) 企業内部の問題は、(1a) 生産過程、通信、輸送の過程で起こりうる問題と、(1b) 経営管理上の問題の 2 つ、(2) サプライチェーン内部の問題は、(2a) 需要の問題と (2b) 供給の問題の 2 つがあり、(3) 外部の問題は、事故や自然災害、政治的問題、技術変化などを指す。サプライチェーンが細分化され、地理的範囲が拡大すると、これらのリスク要因が増大することは容易に想像できる。

いったんサプライチェーンが寸断すると、すぐに完全な代替品を見つけることは不可能であり、企業間取引の迂回路を見つけることができない。影響を受けるのは生産停止した企業の川下だけではない。最終製品メーカーの生産が止まってしまえば、川上の企業への発注も止まってしまう。複雑につながった取引関係の中にそのようなリスクはふだん見えにくく、実際に災害が起こってか

ら自社と被災地・被災企業がつながっていたことに気づくことになる。例えば、リスク分散のために重要部品を複数の企業に発注したとしても、分散した先の部品企業が従来の部品企業と同じ素材メーカーに発注していれば、結局リスクが集中してしまうことになる。カスタマイズされた部品では、このようなことは十分起こりうる。

サプライチェーンの成長とリスクの増大のトレードオフの関係を認識するならば、サプライチェーンの取引費用の一部として、災害に対してサプライチェーンを強くする強靱化のための投資に資源配分を行う費用を内部化する必要があるはずだ。災害が起きることは非常時ではなく、当然災害は起きるものだという前提でないと、効率的なサプライチェーンは構築できない。しかし、しばしば災害のリスクは非常事態でしかないと見過ごされ、資源配分を決める平時のパラメーターに含まれない。冒頭に掲げた 19 世紀のアメリカの思想家エマーソンの名言にあるように、本来必要な強靱化のための投資が視野に入れられなくなるのである。

東日本大震災後、被災地で生産されていた、容易に代替品を見つけれられない「キーコンポーネント」を生産する企業の生産が停止した結果、被災地だけではなく、国内および国際的にも通常の水準で生産が行えなくなり、経済的損失が広域的に拡大する、いわゆるサプライチェーン問題が注目されるようになっていく。日本が置かれている自然条件下では、国内のどこにいても自然災害のリスクから逃れることはできない。生産拠点が集約化されるほど、サプライチェーンが災害に対する脆弱性を高めることになるのだ²。

東日本大震災以降、そうしたサプライチェーンの脆弱性が注目されるようになったのは、近年、日本の製造業で進んできた生産拠点の集約化と関係があり

² Martin, Mayer, and Mayneris (2013) は、産業集積内の企業は平常時は高い生産性を発揮して企業生存率もより高くなるが、経済環境が激変するような危機的状況を迎えると必ずしも生存しやすいとは言えないと結論付けている。その理由は集積内の関係性が強いために、ショックが集積内で増幅されてしまうからだとしている。

そうだ。その背景にあるキーワードは規模の経済である。規模の経済の働きにより、生産規模が増大するほど製品 1 個あたりの平均費用は減少する。逆に、生産規模が縮小するほど、平均費用は増加し、市場での競争力が失われることになる。バブル崩壊後国内総需要が縮小するとともに製品需要が縮小したのにたいして、企業は「選択と集中」を進めた。企業は製品の絞り込みを行い、それぞれの製品市場では、企業の退出、合併、生産拠点の集約化が進んだ。このようにして生産性を維持するサプライヤーに発注を集中させることは、コスト削減の観点から好ましいと考えられた。しかし、こうした集中化・集約化により、ネットワークの冗長性が失われていった。

振り返ってみると、1995 年に発生した阪神淡路大震災ではサプライチェーンで大きな問題にならなかった。当時の阪神淡路地域は製造業サプライチェーンで重要性が低かったのだろうか。このことを確かめるために、改めて同年 1 月と 2 月の日本経済新聞縮刷版をめくってみると、当時もやはり被災地だけでなく広範囲に工場の操業停止が起こったことがわかる。神戸および阪神地域は鉄鋼の国内生産拠点の一つであっただけではなく、液晶表示装置の生産でも一定のシェアを持っていた。さらに神戸港は国際的な中継貿易拠点であるとともに、神戸・阪神地域は大阪と中国、四国、九州に向かう陸上輸送が集中していた。震災直後から神戸港が部品の積み出し拠点になっていたマレーシア、タイ、インドネシアの日系企業の生産に影響が及ぶことが報じられ（1 月 20 日）、国内でもトヨタが 19 日夜から 3 日間あまり全工場の操業を一時停止、広島市のマツダ、倉敷市の三菱自動車の工場にも影響があったことを伝えている。

直接最も大きな地震の影響を受けた神戸製鋼は、地元には多くの関連企業や下請けを持つほか、自動車部品で国内のみならず欧米のメーカーにも影響が及ぶことが予想されたため、通産省（現在の経済産業省）は 2 月上旬に低利融資を軸にした支援策の適用を決めている。しかし、当時はまだ国内の生産能力に余裕があり、被災地で生産が停止しても他の生産地における増産で代替できた

め、当時通産省は国内に極端な品薄は発生していないという判断を示した（1月30日）。つまり、被災地の産業が受けた影響は大きかったものの³、他地域に代替生産の余力が十分あったため、サプライチェーン問題はごく短期的な影響しか持たなかったのである。

阪神淡路大震災の時以上にサプライチェーン問題が注目されたのは、2007年7月16日に発生した新潟県中越沖地震で被災し生産を停止した自動車部品メーカーの事例だ。柏崎市に立地するリケン⁴は、世界中で5社に集中しているとされる自動車用エンジンのピストンリングで国内供給のほぼ5割のシェアを持つ。同社の生産停止の影響で国内すべての大手自動車メーカーの工場が生産を停止した。生産停止は23日まで約1週間続き、完全復旧までさらにもう1週間を要した。この間自動車メーカーと部品メーカーは、企業系列に関わらず延べ7900人の復興支援人員を提供した。

バブル崩壊後の長引く不況の下で、低成長市場の経営戦略として拡大した生産拠点の集約化は企業内にとどまらず、同業者の合併にも及び、かつての系列の垣根も超えて、少数の生産性が高いサプライヤーへの集中発注がすすんだ。このようなサプライヤーは少なくとも短期には容易に代替の効かない存在となったが、彼らの絶対的な技術的優位性からそうだったわけではないので、製品差別化による価格決定力は弱い。メーカーから潜在的な競争相手（とくに廉価なアジア製品）の存在やカスタム部品から汎用部品への切り替えをちらつかされることもあり、ほぼ独占的なサプライヤーであっても高い利益につながる価格交渉力を持っていない。

ルネサスエレクトロニクスは日立製作所と三菱電機の半導体部門を統合して

³ 阪神淡路大震災が被災地の地域経済に与えた長期的な影響は大きい。ケミカルシューズなどの地場産業を支えていた中小企業や、被災した工場を再建せず国内の他地域あるいは海外に移転した企業へのサプライヤーは大きな打撃を受けた。また、1月25日付日経は「神戸港。復興まで3年」「韓国に輸出港移す動き」と報じ、その後の神戸港の地位低下を予見している。

2002 年に設立されたルネサス・テクノロジーと NEC エレクトロニクスが 2010 年に合併したものだ。大手の経営統合により誕生した同社は発足と同時に車載マイコンの世界シェア 40%に達するトップメーカーとなった。東日本大震災によって同社の茨城県の主力工場の生産が停止した影響は、国内のみならず海外にも及んだ。

集約と集積はどちらも生産がより少ない場所でおこなわれるという点は同じであるが、雪だるま式に特定地域・企業の生産が成長することを集積と呼ぶのに対して、集約は櫛の歯が欠けるように工場が閉鎖されていって、残された工場で効率的な生産規模を維持しようとするものだという違いがある。物理的な損壊があっても、自己組織化的な集積のメカニズムが働けば、元に戻ろうとする強い力が働くが、衰退のトレンドのなかで集約化された生産拠点では、そうではない。

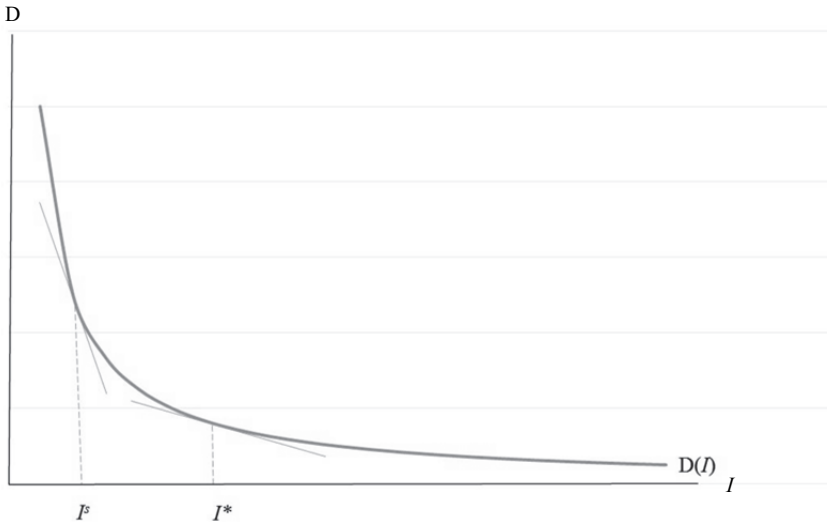
サプライヤーとメーカーの間には長年の取引の中で形成された信頼関係や短期的な変動に対してともに融通を効かせあってきた共同体意識があり、また部品を変更するには承認手続きを経ることが必要なこともあって、サプライヤーの変更にとまって発生するコストは無視できるほど小さいものではない。短期間で復旧する見通しが立てば、双方協力のうで復元に向かうだろう。しかし、復旧に長い期間を要することが予想されれば、サプライチェーンの機能をできるだけ早く回復させるために、サプライヤーの変更に踏み切る可能性は高まるだろう。サプライヤー側でも、衰退のトレンドを予件とすればリスクが大きい復旧のための投資を行うことに慎重にならざるを得ない。

東日本大震災は長期化した不況の下で起こったという点でも阪神淡路大震災の時の状況とは異なっており、ネットワークが冗長性を失っただけでなく工場の復元力も弱まっており、サプライチェーン問題をより拡大させる結果になったと言える。

3. 資源配分をゆがめる要因

サプライチェーンを強くすることは、そこに参加するすべての企業にメリットをもたらすので、積極的に強靱化に貢献するインセンティブがありそうだが、実際には50年ないし100年に一度起こるかどうかわからないような大規模災害に備える投資を行う資金的余裕がないと考えられがちだ。特定の部品だけを生産する中小企業のサプライヤーの場合はとくにその傾向が強い。サプライヤーの強靱化のための投資はなぜ過小になるのだろうか。

図1 過小になるサプライヤー強靱化のための投資



サプライヤーの片務的な努力により作り出された契約外の利潤の帰属を求める権利は残余コントロール権と呼ばれ、交渉力が強い最終財生産企業（バイヤー）がそれを独占してしまう問題は、産業組織の契約理論において「ホールドアッ

「プ問題」として知られているが⁴、サプライチェーン強靱化のための投資が過小になることは、この枠組みで分析すると理解しやすい。

サプライヤーが強靱化のための投資 I を行くと、災害時に発生する費用 D を削減する効果が期待できる ($D'(I) < 0$)。ただし、 $D''(I) > 0$ 、すなわち I が D を削減する追加的効果は逓減することを仮定する。バイヤーはこの部品の価値を v と評価しているが、サプライヤーと交渉してそれよりも安い価格 p で購入しようとする。ただし p は取引の利益を等分するように $v - p = p - D(I)$ を満たすように決めることとし、この式から $p = \frac{D(I)+v}{2}$ が導出される。これをサプライヤーの利潤関数 $p - D(I) - I$ に代入して $\frac{v}{2} - \frac{D(I)}{2} - I$ と書き換えたうえでこれを最大にするように強靱化のための最適な投資水準 I^s を一階の微分がゼロになるように $-D'(I^s) = 2$ で決定する。

一方、社会的に最適な投資 I^* はバイヤーとサプライヤーの取引利益の和 $v - p + p - D(I) - I$ を最大にする $-D'(I^*) = 1$ で決定される。 $-D'(I^s) > -D'(I^*)$ であるから $-D'(I)$ 逓減の仮定の下では $I^s < I^*$ となって、サプライヤーが利潤を最大にする強靱化のための投資は社会的に望ましい水準を下回ることがわかる (図 1)。

このような問題が生じるのは、上の部品価格の式が示しているように、サプライヤーが投資を行って災害時に発生する費用を削減したとしても、その効果の一部を製品価格の部品価格の引き下げという形でバイヤーに奪取 (ホールドアップ) されてしまい、十分なリターンが得られないサプライヤーが投資を抑制してしまうからである。このようなサプライヤーの交渉力の弱さは、サプライヤーが生産する部品が特定のバイヤーの他に買い手がない関係特殊性が強いものである場合に生じる。

この問題に対する改善策として、Tirole (1988) は部品の関係特殊性を緩めて、

⁴ 以下の記述は産業組織論の標準的な教科書である Tirole (1988) pp.24-27 に基づいている。

サプライヤーが他のバイヤーにも売ることができる製品にすることが有効であることを示唆している。別のバイヤーはこの部品の価値を完全に認めて価格 v をオファーすると考えよう。一方サプライヤーは強靱化のための投資 I を行うが、新しいバイヤーとの関係が浅いので $D(\lambda I)$ に留まる ($0 < \lambda < 1$)。新しい取引から期待できる取引利益は $v - D(\lambda I)$ であるので、従来のバイヤーはこのサプライヤーとの独占契約を維持するには、サプライヤーに新しい契約をあきらめさせるために、 $v - p = p - D(I) - [v - D(\lambda I)]$ を満たすように、より小さい $v - p$ のマージン、すなわちより高い部品価格で合意しなければならない。この式から $p = v - \frac{[D(I) - D(\lambda I)]}{2}$ を得て、サプライヤーの利潤関数 $v - \frac{[D(I) - D(\lambda I)]}{2} - I$ を最大にする I の一階の最低化条件から I^s は $-D'(I^s) - \lambda D'(\lambda I^s) = 2$ を満たさなければならない。この解は λ が 1（関係特殊性がまったくない）の場合は、社会的に望ましい I^* と一致して λ が 0 の場合は他にバイヤーが存在しない場合の I^s になるが、 λ が 0 から 1 の間で増加する（関係特殊性が薄れる）のにもともって、 I^s を増加させることができる。

サプライヤーが安全への投資を過小にすることは当該企業を災害に対して脆弱にするのみならず、サプライチェーン・ネットワーク全体にリスクを増大させる外部不経済をもたらすので、産業全体にとっても好ましくない。このモデルは、サプライチェーンが平常どおりに機能している便益 v を理解していながら、部品価格 p を安くするように交渉しようとするサプライヤーの機会主義的な行動が、そのような問題を引き起こす原因になりうることを示している。部品の共通化はサプライヤーの特定の取引先への依存を減らしてこの問題を緩和することができる。このほかに、サプライチェーンが平常どおりに機能している便益 v をバイヤーの主観でなく、強靱化のための投資 I の貢献をバイヤーとサプライヤーが相互に認識し ($v'(I) > 0$ を共有する)、同時にバイヤーがサプライヤーの投資 I をモニターするような契約を結ぶことも投資水準を高め、サプライチェーンの強靱性を高めることができる。

このようにサプライヤーがサプライチェーンの強靱性に資する投資を過小にしてしまう傾向があることは、筆者が独立行政法人経済産業研究所の研究プロジェクトの一環として、東日本大震災の被災地に立地する企業に対して、発災約 1 年後に実施したアンケート調査においても確認されている（浜口 2013）。とくに、実際に被災を経験した直後に行った調査であるにもかかわらず、ごくまれにしか起こらない巨大自然災害に備えるコストをかける余裕はないと答えた企業が 3 分の 1 に上ったことは注目される。

4. 結論

近年の輸送・通信技術の進歩は、生産工程を従来の距離の制約から解放して分離（unbundling）することを可能にし、国際的な要素賦存の違いを利用して、フラグメンテーションが国際規模で起こることを可能にした。その中でも、制度化された固定的関係の下で行われる高度にカスタマイズした中間財取引の連鎖であるサプライチェーンの国際化が進展している。

国際化は資源配分を効率的に利用することに資することが期待できるが、本稿は、本来費用の内部化が必要なサプライチェーン強靱化のための投資は過小にしか行われず、資源配分の歪みが生じる可能性があることを指摘した。その一つの要因として、本稿ではバイヤーがとる機会主義的な行動に起因するホールドアップ問題発生の可能性を理論的に考察した。この問題は不完備契約から派生しており、取引関係の制度の見直しが必要と考えられる。

政策的支援としては、強靱化のための投資のコストを政府が補助金により支援する方法とサプライチェーン参加企業の間で費用を分担する方法がある。国が行っている具体的な施策として、中小企業庁による事業継続計画（BCP）策定のための情報提供、日本政策金融公庫を通じて、地方自治体と連携した BCP 実施のための投資資金の低利融資のがすでに行われている。政策投資銀行は BCM 格付け融資で防災・減災や事業継続への取り組みを行っている企業を支援

している。企業間の支援は被災後の復旧作業の人的・物的支援の提供が中心になっており、災害が起こる前にサプライヤーの強靱化を支援することは一般的ではない。

ルネサスは東日本大震災後 BCP の見直しを行い、(1) 那珂工場を含めた国内工場の耐震性能を高める、(2) 生産拠点の分散や外部工場による代替生産体制を拡充する、(3) 顧客に応じた在庫管理体制を取るなど。生産体制では、各商品の量産工場を 2 カ所以上用意する「マルチファブ化」に取り組むほか、被災時には外部協力工場でも製品を同品質で代替生産できる体制を拡充する。これら複数の生産拠点を連携させる取り組みを「ファブネットワーク」と呼んでいる。在庫や仕掛品の管理も見直す。これまでは生産途中の仕掛品や完成品の在庫は、一律の基準で量を調整していたが、これを購入先の顧客の要望などに応じて製品ごと、顧客ごとに条件を変えていく。在庫情報や代替品を選ぶための情報など、顧客への情報開示、情報共有も強化する（『日経コンピュータ』2011 年 8 月 3 日）。リケンではピストンリングの生産設備を中国・武漢、米国・ミシガン州の工場からも国内向けに製品を供給する体制をもつとともに、自動車工場が集積する東海地域と関東地域を対象に愛知県と埼玉県に 1 ヶ所ずつ倉庫を設け、5～7 日分の在庫を置くこととした。（日本経済新聞 2007 年 7 月 13 日朝刊）競合する他社と製品仕様を統一し、災害時に生産を補完することも検討するとした。

代替生産を可能にするためには、代替生産した中間財に最終製品メーカーの承認が得られるように日常的に「同一設備化」「同一生産方式化」「同一品質化」をすすめておくことが必要になる。しかし、どこでも同じ生産様式を取るということは、生産地に最適な生産方法を取ることから分業のメリットを得るサプライチェーンの経済合理性と矛盾する。メーカーは非常時において製品の承認を簡略化できるよう、自らコストを払って取り組まなければ、サプライヤーだ

けに責任を押し付けていては強靱化が進まないだろう⁵。サプライヤーとメーカーの間の協力関係を強化する枠組みの創出については別稿を改めて検討したい。

参考文献

- Antràs, P. and Chor, D. “Organizaing the global value chain,” *Econometrica* 81(6), 2013: 2127-2204.
- Arrow, K. “The organization of economic activity: issues pertinent to the choice of market versus non-market allocation,” J. Margolis and R. H. Haveman, eds. *Public Expenditures and Policy Analysis*. Chicago: Markham, 1969: 59-73.
- Carvalho, V. M. “From micro to macro via production networks,” *Journal of Economic Perspectives* 28(4), 2014: 23-48.
- Christopher, M. “Building the resilient supply chain,” *International Journal of Logistics Management*, Vol. 15, No. 2, 2004: 1-13.
- Costinot, A. Vogel, J. Wang, S. “An elementary theory of global supply chain,” *Review of Economic Studies* 80, 2013: 109-144.
- Johnson, R.C. “Five facts about value-added exports and implications for macroeconomics and trade research,” *Journal of Economic Perspectives* 28(2), 2014: 119-142.
- Martin, P. Mayer, T. and Mayneris, F. “Are clusters more resilient in crises? Evidence from French exporters in 2008-2009.” CEPR Discussion Papers 9667, 2013.
- Tirole, J. *The Theory of Industrial Organization*, MIT Press, 1998.
- Williamson, O. “Outsourcing: transaction cost economics and supply chain management,” *Journal of Supply Chain Management* 44(2), 2008: 5-16.
- 富浦英一『アウトソーシングの国際経済学—グローバル貿易の変貌と日本企業のミクロ・データ分析』日本評論社, 2014年.

⁵ http://www.bpfj.jp/act/download_file/68127081/18135416.pdf

サプライチェーン問題についての理論的考察（浜口）

浜口伸明 「東日本大震災による企業の被災に関する調査」の結果と考察, RIETIポリシー
ディスカッションペーパー, 13—P-001, 2013年.

地方自治体職員から見た地方創生の 現状と課題

—産業振興行政担当者に対する意識調査の概要—[#]

小 川 光
津布久 将 史
家 森 信 善

1 はじめに

2014 年 12 月に、政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、いわゆる地方創生を重要政策課題として、取り組んできている。この総合戦略に掲げられた「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則は、「自立性」や「将来性」、「地域性」、「直接性」、「結果重視」であり、これらの原則に基づいて地方創生に関連する政策が実施されている。このうち、「自立性」は、「地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなもの」「国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていること」などをさす。また、「将来性」は、「地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く」こととしている。「地域性」の観点では、「国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではな

[#] 本稿は、経済産業研究所において家森がファカルティフェローとして実施している共同研究（「地方創生に向けて地域金融に期待される役割—地域経済での雇用の質向上に貢献するための金融を目指して—」）の成果の一部である。また、本稿で紹介するアンケート調査は、科学研究費（基盤研究 B 15H03366）の補助を受けている。それぞれの共同研究のメンバーからは貴重なコメントを受けた。期して感謝したい。なお、本稿の基になったのは小川他（2016）である。

く、各地域の実態に合った施策を支援すること」としており、「各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する」ことが盛り込まれている。

このように、当然のことではあるが、地方創生においては、地方公共団体（以下では、地方自治体）が主体的に考えて、地域の実情に合わせて取り組むべきものであるとされていることがわかる。そこで、本調査では地方創生の「主役」ともいうべき地方自治体が、政府によって与えられた重要政策課題である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対してどのような意識をもっているのか、その実態を明らかにすることを目的としている。このように地方自治体内部の意識を調査することは、地域振興施策を評価するだけでなく、その課題を明らかにすることができるため、今後の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対して必要な情報を提供することができる。また、今回のケースでは、地方公共団体に対して政策策定に関して幅広く決定権が与えられているため、各地方自治体の規模に応じて直面する問題が異なる可能性が考えられる。これを受け今回の調査では、各地方自治体間の違いを踏まえて得られた調査結果を考察することで、各自治体の抱える問題を明らかにし、総合戦略の円滑な進行に寄与することを目的とする。

筆者たちは、これまで地域中小企業や地域金融機関の観点で地方自治体の地域振興について調査したことはあるが、地方自治体からの視点で問題を十分に捉えてこなかった（家森・小川・津布久 [2016]、家森・津布久 [2015]、家森・富村・高久 [2013]、家森・米田 [2015] など）。しかし、地方創生の「主役」であるはずの地方自治体の側から見た金融機関との関係性について調査しておかねば、地域金融機関側だけの分析では全体像をとらえることは難しいであろう。特に、地方自治体が主体での政策策定において当該地域の金融機関との連

携は、各地域の実態に応じた施策を行う上で必要不可欠と言ってもよい。そこで、今回の調査では地方自治体と金融機関との連携についてその全体像を明らかにするために、2016年2月に地方自治体の産業・商工振興担当者に対する意識調査を実施した。

第2節では、アンケート調査の概要を説明する。第3節が本稿の主たる部分であり、全30問からなるアンケート調査の回答を順に紹介していく。その際、本稿では、回答者の所属する地方自治体の属性（すなわち、都道府県や市町村の別）によって回答結果を細分化した結果を中心に紹介していく。第4節は、本稿の結果のまとめである。

2 アンケートの概要

（1）調査対象

本調査の調査票は、筆者たちがこれまでに実施したアンケート調査票をベースにしながら質問項目を絞り込む一方で、自治体職員向けに新たに質問を加えて作成した。この過程で、お名前は控えるが、筆者たちが日頃から交流している自治体（都道府県レベルおよび市レベル）の産業・商工振興行政の担当者から調査票へのコメントを受けている。

具体的な調査手法としては、楽天リサーチ社のインターネット調査を使って実施した。

調査対象は次のように絞ることとした。まず、同社のデータベースに登録している1万人に調査メールを送り、地方自治体および関連団体の正規職員であると回答した人を探した。そして、その人たちに、過去5年以内に産業・商工振興に関連する職務を経験したことがあるかを尋ねて、「ある」と回答した人のみを対象にした。つまり、過去5年以内に産業・商工振興に関連する職務を経験した地方自治体および関連団体の正規職員が本稿の回答者である。地方創生は、もちろん、福祉、土木など様々な分野に関連するが、我々のこれまでの調

查研究の関係から、産業・商工振興行政に絞った調査を行うことにした。

予算の関係から、上記の条件を満たす回答者数が 500 名に達した段階で回収を打ち切ることにした。2016 年 2 月 4 日に調査を開始し、2 月 13 日までに 500 名の回答を得ることができた。

(2) 回答者の特徴

回答者の 84.6% (423 名) は地方自治体職員であり、残りの 15.4% (77 名) は地方自治体の関連団体職員である。スクリーニングの条件から、回答者の全員が産業・商工振興に関連する職務経験を有しているが、そのうちの 20.4% (102 名) は過去 5 年以内に農業振興に関連する業務を、また 25.6% (128 名) は観光振興に関連する業務を併せて経験している¹。

図 1 は地域別の回答者占率を示している。中部地方が最も多く全体の 20.8%、次いで関西地方が 17.2%、関東地方が 15.4%となっている。日本全体の人口分布に比べると、西日本の自治体職員からの回答が若干多い傾向がみられるが、最も少ない四国地方からも全体の 7.6%の回答を得ている。

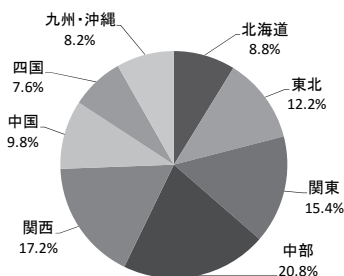


図 1 地域別の回答割合 (%)

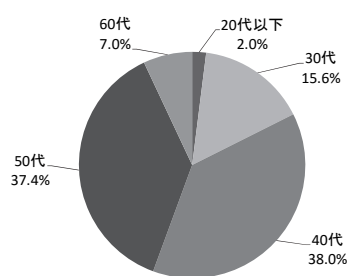


図 2 年齢別の回答割合 (%)

¹ 本調査のスクリーニング質問では、「過去 5 年以内に担当したことがある業務として、当てはまるものを下記から全てお選び下さい。」と尋ねて、「1. 産業・商工振興に関連する職務」、「2. 農業振興に関連する職務」、「3. 観光振興に関連する職務」および「4. 上記の 3 つともない」から選択してもらい、少なくとも「1. 産業・商工振興に関連する職務」を選択した人を本調査の対象にした。

図 2 には回答者の年齢分布が示されている。回答者のうち 75%以上は 40 歳代および 50 歳代で占められており、各自治体において責任ある立場にある年代の職員からの回答が多いといえよう。

3 アンケート結果

本調査の質問票は 30 問で構成されている。はじめに、それぞれの回答項目が、回答者が勤務する自治体によってどのような類似点あるいは相違点があるのかを見るために、回答者が勤務する自治体に関する質問を次のように問 1 として行っている。

問 1: あなたの勤務している自治体(関連団体の場合は母体となる自治体、以下同様)としてあてはまるものをお選びください。

1. 都道府県 2. 政令指定都市 3. 中核市 4. その他の市(人口 10 万人以上)
5. その他の市(人口 10 万人未満) 6. 東京都の区(特別区) 7. 町村

	度数	%
全体	500	100.0
都道府県	234	46.8
政令指定都市	52	10.4
中核市	40	8.0
その他の市(人口 10 万人以上)	65	13.0
その他の市(人口 10 万人未満)	61	12.2
東京都の区(特別区)	11	2.2
町村	37	7.4

表 1 勤務する自治体(関連団体の場合は母体となる自治体)

表 1 には、回答者の勤務する自治体が分類されている。これを見ると、都道府県職員が全体の半数弱を占めているほかは、東京 23 区を除いて、政令指定都市から人口 10 万人未満の小規模自治体まで、回答者に占める割合は 50 人前後(10%程度)となっている。

2010 年の国勢調査（2010 年 10 月 1 日）によると、政令指定都市の人口割合は 20.6%、中核市が 12.9%、その他の都市が 50.1%、特別区が 7.0%、町村が 9.3%であった。表 1 の「その他の市」を一つにまとめて、さらに都道府県の職員を除いて市区町村の回答者だけを考えて、国勢調査に基づく全国の人口比と比べると、若干、特別区や町村の回答者の比率が低めになっているが、おおむね全国比を反映した回答者構成となっていることが確認できる。

以下、本稿では、問 1 で分類した自治体別に、質問票の順に沿って回答結果を紹介していく。回答者の構成には特段のゆがみは見られないことから、回答者の回答結果からそれぞれの自治体のカテゴリーの特徴を表すことは可能だと期待できる。しかし、それぞれのカテゴリーの人数は 50 人程度であり、特に特別区の結果は回答者数が少ないことに留意が必要である。

問 2: あなたの勤務している自治体の地域の特徴としてあてはまるものを下記からすべてお選びください(いくつでも)。

1. 大都市圏(東京都特別区および政令指定都市とその周辺市町村)に立地している
2. 人口は増加している
3. 人口が減少している
4. 事業所の数が増加している
5. 事業所の数が減少している
6. 地域に有力な産業がない
7. 地域の主要産業が斜陽化している
8. 産業構造に偏りがある
9. 中心市街地や商店街が衰退している
10. 上記にあてはまるものはない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 大都市圏に立地している	29.9%	51.9%	17.5%	13.8%	6.6%	81.8%	.0%	25.2%
2 人口は増加している	16.2%	44.2%	37.5%	27.7%	6.6%	81.8%	2.7%	21.6%
3 人口が減少している	61.1%	23.1%	45.0%	56.9%	85.2%	.0%	89.2%	59.0%
4 事業所の数が増加している	8.1%	17.3%	20.0%	10.8%	4.9%	9.1%	.0%	9.4%
5 事業所の数が減少している	35.0%	23.1%	40.0%	40.0%	55.7%	18.2%	56.8%	38.6%
6 地域に有力な産業がない	20.1%	9.6%	15.0%	29.2%	42.6%	27.3%	48.6%	24.8%
7 地域の主要産業が斜陽化している	18.8%	5.8%	17.5%	20.0%	29.5%	9.1%	29.7%	19.4%
8 産業構造に偏りがある	26.9%	15.4%	17.5%	18.5%	24.6%	27.3%	24.3%	23.4%
9 中心市街地や商店街が衰退している	47.9%	19.2%	50.0%	60.0%	70.5%	18.2%	45.9%	48.6%
10 上記にあてはまるものはない	1.7%	3.8%	.0%	1.5%	.0%	.0%	.0%	1.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 2 地域の特徴（複数回答可）

問 2 では、回答者が勤務している自治体の地域状況を聞いている。全体としてみると、「大都市圏に立地している」自治体は全体の 25.2%と約 1/4 を占め

ている。回答者の勤務する自治体の地域で「人口が増加している」のは 21.6%、「人口が減少している」地域は 59.0%となっており、人口減少に直面している地域のほうが約 3 倍となっている。事業所数の変化については、「事業所数が増加している」と回答した数は全体の 9.4%、「事業所数が減少している」と回答した数は 38.6%となっており、事業所数の減少に直面している地域のほうが 4 倍程度多い。事業所数の減少よりも多い回答となっているのが「中心市街地や商店が衰退している」と回答した数で、全体の 48.6%を占めている。

自治体ごとに回答傾向をみると、「人口が減少している」という回答は、人口規模の小さい地域で多く、人口 10 万人未満の自治体では 85%を超える自治体が人口減少に直面していると答えている。次いで、人口 10 万人以上の自治体、中核市、政令指定都市の順になっており、政令指定都市で「人口が減少している」と回答した自治体は 23.1%にとどまっている。むしろ、それらの自治体では「人口が増加している」という回答が多く、政令指定都市の 44.2%は「人口が増加している」と回答している。

人口規模の小さな自治体では、事業数の減少、中心市街地や商店街の衰退に直面する自治体が多く、人口 10 万人未満の自治体では、前者については 55.7%、後者については 70.5%となっている。この数字は、政令指定都市において、それぞれ 23.1%、19.2%となっており、表 1 に従って分類した自治体ごとで、地域経済の状況に大きな格差があることがわかる。

問 3: あなたの自治体の指定金融機関は次のどれに当てはまりますか。当てはまるものを一つお選びください。変更があった場合は、現時点の指定金融機関についてお答えください。

1. 銀行 2. 地方銀行 3. 第二地方銀行 4. 信用金庫
5. 信用組合 6. その他 7. わからない 8. 指定金融機関はない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 都市銀行	20.1%	44.2%	22.5%	18.5%	18.0%	90.9%	.0%	22.4%
2 地方銀行	73.5%	40.4%	62.5%	66.2%	63.9%	.0%	62.2%	64.6%
3 第二地方銀行	.9%	1.9%	7.5%	1.5%	1.6%	.0%	5.4%	2.0%
4 信用金庫	.0%	3.8%	7.5%	10.8%	9.8%	.0%	10.8%	4.4%
5 信用組合	.4%	1.9%	.0%	.0%	.0%	.0%	2.7%	0.6%
6 その他	.4%	1.9%	.0%	1.5%	6.6%	.0%	13.5%	2.4%
7 わからない	3.4%	3.8%	.0%	1.5%	.0%	9.1%	2.7%	2.6%
8 指定金融機関はない	1.3%	1.9%	.0%	.0%	.0%	.0%	2.7%	1.0%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 3 勤務先自治体の指定金融機関

問 3 は、勤務している自治体の指定金融機関を回答してもらう質問項目である。最も多いのが、「地方銀行」という回答であり、全体の 64. 6%、次いで、「都市銀行」が 22. 4%となっている。この両者で全体の 87%を占めている。

自治体別にみても、政令指定都市では「都市銀行」を指定金融機関にするところが多く、44. 2%を占めている。他方で、町村など人口規模が小さいところでは「都市銀行」を指定金融機関にする自治体は少ない。例えば、町村で「都市銀行」が指定金融機関になっているところはなく、人口 10 万人未満の自治体でも 18. 0%のみである。逆に、それらの自治体では「地方銀行」や「信用金庫」の役割が大きく、町村から中核市まで含めて、政令指定都市以外の自治体では、「地方銀行」を指定金融機関にしている自治体が軒並み 60%を超えている。都道府県においても「地方銀行」を指定金融機関にする割合が大きく、全体の 73. 5%となっている。人口規模が小さい自治体では「信用金庫」を指定金融機関にする自治体も 10%を超えている。

地域振興のためには、政策の立案、地元金融機関や商工会議所などの経済関

連団体との調整などにおいて、一定の経済・金融知識が必要である。特に、地域経済やマクロ経済政策といった経済知識から、制度融資や中小企業金融、企業誘致、創業支援などの専門的知識まで幅広い知識が有用となる場面が多い。

以下の問 4 から問 9 では、地域振興政策を担っている職員が、どのようなバックグラウンドを持っており、金融・経済に関する知識を学んだり習得する経験を有しているのかどうかを問うている。

問 4: あなたの最終学歴について、あてはまるものを一つお選び下さい。上級学校を中途退学されたり、現在、在学されている場合は、現時点での最終卒業学校についてお答えください。

1. 高等学校卒業
2. 短大、専門学校卒業
3. 大学・経済学部系卒業（経営学部、商学部などを含む）
4. 大学・法学部系卒業（政治学部、政策学部などを含む）
5. 大学・その他の文系学部卒業（文学部、教育学部、外国語学部などを含む）
6. 大学・理学学部卒業
7. 大学院・社会科学系研究科修了
8. 大学院・文系（社会科学系をのぞく）研究科修了
9. 大学院・理系研究科修了
10. その他

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 高等学校卒業	5.6%	5.8%	2.5%	15.4%	14.8%	9.1%	24.3%	9.2%
2 短大、専門学校卒業	1.3%	.0%	7.5%	4.6%	8.2%	.0%	8.1%	3.4%
3 大学・経済学部系卒業（経営学部、商学部などを含む）	23.1%	32.7%	27.5%	23.1%	27.9%	18.2%	16.2%	24.4%
大学・法学部系卒業 4（政治学部、政策学部などを含む）	22.6%	13.5%	20.0%	23.1%	16.4%	27.3%	18.9%	20.6%
大学・その他の文系学部卒業 5（文学部、教育学部、外国語学部などを含む）	7.3%	13.5%	10.0%	16.9%	4.9%	18.2%	10.8%	9.6%
6 大学・理学学部卒業	20.9%	23.1%	20.0%	10.8%	26.2%	9.1%	18.9%	20.0%
7 大学院・社会科学系研究科修了	3.0%	1.9%	2.5%	3.1%	.0%	18.2%	.0%	2.6%
8 大学院・人文科学系研究科修了	.0%	.0%	2.5%	.0%	1.6%	.0%	.0%	0.4%
9 大学院・自然科学系研究科修了	14.5%	7.7%	5.0%	1.5%	.0%	.0%	2.7%	8.4%
10 その他	1.7%	1.9%	2.5%	1.5%	.0%	.0%	.0%	1.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 4 最終学歴

表 4 は、回答者の最終学歴を聞いた結果が示されている。全体の 86%が「大卒」、もしくは「大学院卒」であると回答している。特に、「経済学部・法学部系」を卒業したという回答が 45%を占め、次いで、「理学部系」の卒業割合が

20. 0%となっている。経済学部卒業生が多いのは、今回の調査対象が、産業・商工振興行政の担当者ということが影響しているものと考えられる²。

都道府県と政令指定都市、中核市では、最終学歴が「大卒」、もしくは「大学院卒」という回答が 90%程度となっている一方で、町村では「高等学校卒業」、もしくは「短大・専門学校卒業」の割合が 32. 4%と比較的高くなっている。また人口 10 万人未満および 10 万人以上の自治体でも、その値は 20%を超えており、最終学歴についても、自治体別にある程度の差があることが読み取れる。特に、政令指定都市や中核市では、「高等学校卒業」、もしくは「短大・専門学校卒業」の割合が小さいが、その分、大卒の中でも「経済学部系卒業」の割合が多いのが特徴的である。

問 5:あなたの産業・商工振興に関する職務の経験は、通算でどの程度の長さですか。あ

てはまるものを一つお選び下さい。

1. 1 年以内 2. 2～3 年 3. 4～6 年

4. 7～10 年 5. 11 年以上 6. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 1年以内	6.0%	5.8%	12.5%	6.2%	13.1%	.0%	10.8%	7.6%
2 2～3年	20.9%	26.9%	25.0%	33.8%	32.8%	36.4%	27.0%	25.8%
3 4～6年	13.2%	25.0%	17.5%	24.6%	23.0%	27.3%	27.0%	18.8%
4 7～10年	14.1%	15.4%	20.0%	12.3%	19.7%	9.1%	5.4%	14.4%
5 11年以上	45.7%	25.0%	22.5%	23.1%	11.5%	27.3%	29.7%	33.0%
6 わからない	.0%	1.9%	2.5%	.0%	.0%	.0%	.0%	0.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 5 産業・商工振興に関する職務の経験年数

問 5 では、回答者が産業・商工振興に関する職務経験をどの程度有しているかを聞いている。通算で「11 年以上」と答えた割合が最も多く全体の 33. 0%

² 国家公務員採用総合職試験（法務・教養区分を除く。）の系統別・学歴別の合格者数によると、2014 年度の大卒の合格者の比率は、法文系が 71.6%（814 人）、理工系が 21.2%（241 人）、農学系が 7.2%（82 人）であった。

を占めている。次いで、「2～3年」という回答が全体の25.8%、「4～6年」、「7～10年」という回答がそれぞれ18.8%、14.4%と続いている。

自治体別にみても、都道府県においては45.7%が「11年以上」の職務経験を有していると回答している。都道府県では、担当分野の専門化がかなり進んでいることをうかがわせる。一方で、市町村レベルでは、長い経験を持っている職員の比率は都道府県ほど高くない。東京23区、人口10万人以上の自治体、人口10万人未満の自治体では「2～3年」の職務経験があるという比較的短い期間の回答が30%を超えているが、それ以外の回答も一定程度の割合を占めており、回答者の職務経験年数については、自治体ごとに極端な差異は見られない。

問6:あなたは、産業・商工振興に関する職務にどの程度のやりがいを感じますか。あてはまるものを一つお選び下さい。なお、現在、産業・商工振興を担当されていない場合は、その時点での感想についてお答え下さい。

1. 非常に強く感じる 2. 強く感じる 3. 感じる
4. ほとんど感じない 5. 全く感じない 6. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 非常に強く感じる	15.0%	25.0%	12.5%	9.2%	11.5%	27.3%	13.5%	14.8%
2 強く感じる	32.9%	32.7%	42.5%	33.8%	41.0%	36.4%	35.1%	35.0%
3 感じる	36.8%	26.9%	30.0%	36.9%	23.0%	18.2%	35.1%	33.0%
4 あまり感じない	10.7%	11.5%	12.5%	16.9%	19.7%	18.2%	13.5%	13.2%
5 全く感じない	2.1%	.0%	2.5%	3.1%	1.6%	.0%	.0%	1.8%
6 わからない	2.6%	3.8%	.0%	.0%	3.3%	.0%	2.7%	2.2%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表6 産業・商工振興に関する職務のやりがい

問6では、産業・商工振興に関する職務に感じるやりがいの強さを聞いている。施策の効果は、施策を策定する側のモチベーションの高さにも影響を受けると考えられる。民間金融機関や中小企業は利益追求という動機づけがなされる中で、自治体職員にも地域振興に取り組むモチベーションが求められる。問

6 に対する回答結果は表 6 に示されている。これを見ると、やりがいを「非常に強く感じる」、「強く感じる」、「感じる」を合わせると全体の 82%を超える回答率であり、職務としてのやりがいを感じている職員が多いことがわかる³。特にその傾向は、人口規模の大きな自治体で多い。例えば、「非常に強く感じる」という回答は、政令指定都市で 25. 0%、東京 23 区で 27. 3%となっており、それ以外の自治体における回答の 2 倍程度の水準になっている。他方で、「あまり感じない」、「感じない」という回答は、自治体規模によらず 20%程度、もしくはそれよりも低い水準にとどまっている。

問 7: あなたの自治体の職員の間で、産業・商工振興は人気のある部署でしょうか。あてはまるものを一つお選び下さい。

1. 非常に人気がある 2. 人気がある 3. あまり人気はない
4. 全く人気はない 5. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 非常に人気がある	9.0%	9.6%	10.0%	.0%	1.6%	9.1%	.0%	6.4%
2 人気がある	49.6%	48.1%	40.0%	46.2%	32.8%	36.4%	16.2%	43.4%
3 あまり人気はない	20.9%	30.8%	32.5%	35.4%	41.0%	45.5%	45.9%	29.6%
4 全く人気はない	1.3%	1.9%	2.5%	3.1%	4.9%	.0%	10.8%	2.8%
5 わからない	19.2%	9.6%	15.0%	15.4%	19.7%	9.1%	27.0%	17.8%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 7 産業・商工振興部署の人気

問 7 は、産業・商工振興を業務とする部署が他職員の間で人気があるかどうか

³ 家森・米田 (2016) では、税理士、公認会計士、弁護士 700 人に対して「やりがい」を尋ねたところ、「1. 非常に強く感じる」が 21.1%、「2. 強く感じる」が 31.1%、「3. 感じる」が 33.6%、「4. あまり感じない」が 11.7%、「5. 全く感じない」が 2.4%であった。本調査に回答している公務員の「やりがい」の状況は、税理士、公認会計士、弁護士の専門家とほぼ同程度である。一方、家森・米田 (2015) では、銀行 (信用金庫、信用組合を含む) の職員 400 人に「やりがい」を尋ねたところ、「1. 非常に強く感じる」が 5.5%、「2. 強く感じる」が 19.5%、「3. 感じる」が 45.3%、「4. あまり感じない」が 21.3%、「5. 全く感じない」が 5.5%、「6. わからない」が 3.0%であった。相対的には、銀行員の「やりがい」が低いことになる。

かを聞いている。全体の約 50%は「非常に人気がある」、「人気がある」と回答しており、あまり「人気はない」、「まったく人気はない」を合わせた 32.4%を上回っている。特に都道府県、政令指定都市、中核市では、「非常に人気がある」、「人気がある」という回答が 50%を超えており、人口規模の大きい自治体ほど、産業・商工振興部署で働くことに人気があるようである。逆に、町村においては「非常に人気がある」という回答がゼロ、また「人気がある」という回答も 16.2%という水準にとどまっている。

問 8: あなたは、ご自身が、金融や経済に関する知識をどの程度お持ちだとお考えですか。

同世代の社会人一般と比較して、あてはまるものを一つお選び下さい。

1. 平均よりもかなり詳しい 2. 平均よりも詳しい 3. 平均的
4. 平均よりも少し劣る 5. 平均よりもかなり劣る 6. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 平均よりもかなり詳しい	9.0%	13.5%	12.5%	6.2%	6.6%	18.2%	5.4%	9.0%
2 平均よりもやや詳しい	27.8%	36.5%	25.0%	38.5%	29.5%	36.4%	27.0%	30.2%
3 平均的	44.0%	44.2%	50.0%	41.5%	41.0%	45.5%	45.9%	44.0%
4 平均よりもやや劣る	12.4%	3.8%	10.0%	9.2%	13.1%	.0%	16.2%	11.0%
5 平均よりもかなり劣る	5.6%	.0%	2.5%	4.6%	4.9%	.0%	5.4%	4.4%
6 わからない	1.3%	1.9%	.0%	.0%	4.9%	.0%	.0%	1.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 8-1 金融や経済に関する知識

問 8 は、回答者が金融や経済に関する知識を、同世代の一般的な平均水準と比べて、どの程度持っていると考えているかを聞いている。これによれば、「平均的」という回答が最も多く全体の 44.0%、次いで、平均よりもやや詳しいという回答が 30.2%となっている。また「平均よりもかなり詳しい」という割合は 9.0%となっており、40%程度の職員は、金融や経済に関する自らの知識について平均以上であると考えていることになる。これは「平均よりもやや

劣る」、「平均よりもかなり劣る」という回答を合わせた 15.4%とは対照的である。

金融や経済に関する知識が「平均よりもかなり詳しい」という回答は、特に、人口規模の大きな自治体で大きい。例えば、東京 23 区では 18.2%、政令指定都市では 13.5%、中核市では 12.5%を占めている。これは、町村などで「平均よりもやや劣る」、「平均よりもかなり劣る」という回答が合わせて 21.6%となっているのとは対照的である。また都道府県においても、18.0%の回答が「平均よりもやや劣る」、「平均よりもかなり劣る」と回答している。

勤務年数と経済・金融の知識との関係を見たものが表 8-2 である。これを見ると、勤務年数が長くなるほど、経済・金融に関する知識が同世代の一般的社会人の平均よりも上回っていると自己評価していることがわかる。例えば、「平均よりもかなり詳しい」という回答は勤務年数 7～10 年で 13.9%、11 年以上で 12.1%となっている一方で、勤務年数 1 年以内は 0%、2～3 年では 4.7%にとどまっている。

	平均よりも かなり詳しい	平均よりも やや詳しい	平均的	平均よりも やや劣る	平均よりも かなり劣る	わからない	回答者数
1 1年以内	.0%	21.1%	47.4%	18.4%	10.5%	2.6%	38
2 2～3年	4.7%	20.2%	46.5%	20.9%	4.7%	3.1%	129
3 4～6年	9.6%	39.4%	44.7%	4.3%	1.1%	1.1%	94
4 7～10年	13.9%	40.3%	37.5%	6.9%	1.4%	.0%	72
5 11年以上	12.1%	30.9%	44.2%	6.7%	6.1%	.0%	165
6 わからない	.0%	.0%	.0%	50.0%	.0%	50.0%	2
全体	9.0%	30.2%	44.0%	11.0%	4.4%	1.4%	500

表 8-2 勤務経験年数と金融・経済についての知識

表 8-3 は、最終学歴と金融・経済の知識の関係を見ている。これによれば、経済学部卒、もしくは社会科学系の大学院を修了した人は、経済や金融に関する知識について、同世代の平均よりも「かなり詳しい」と回答する割合が多く、前者で 18.0%、後者でも 15.4%に上っている。

	平均よりも かなり詳しい	平均よりも やや詳しい	平均的	平均よりも やや劣る	平均よりも かなり劣る	わからない	回答者数
1 高等学校卒業	2.2%	23.9%	54.3%	17.4%	.0%	2.2%	46
2 短大、専門学校卒業	5.9%	11.8%	41.2%	17.6%	11.8%	11.8%	17
3 大学・経済学部系卒業（経営学部、商学部などを含む）	18.0%	38.5%	34.4%	4.9%	2.5%	1.6%	122
大学・法学部系卒業 4（政治学部、政策学部などを含む）	9.7%	36.9%	36.9%	11.7%	3.9%	1.0%	103
大学・その他の文系学部卒業 5（文学部、教育学部、外国語学部などを含む）	4.2%	31.3%	43.8%	18.8%	2.1%	.0%	48
6 大学・理系学部卒業	6.0%	23.0%	58.0%	8.0%	5.0%	.0%	100
7 大学院・社会科学系研究科修了	15.4%	46.2%	30.8%	7.7%	.0%	.0%	13
8 大学院・人文社会科学系研究科修了	.0%	100.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	2
9 大学院・自然科学系研究科修了	.0%	16.7%	45.2%	19.0%	16.7%	2.4%	42
10 その他	14.3%	.0%	85.7%	.0%	.0%	.0%	7
全体	9.0%	30.2%	44.0%	11.0%	4.4%	1.4%	500

表 8-3 最終学歴と金融・経済についての知識

表 8-1 にあるように、規模の小さな自治体では金融経済知識の不足を感じている職員の割合が相対的に高くなっており、不安を抱えながらの業務になっているのかもしれない。これに対しては、表 8-2 から見て取れるように、知識の蓄積は経験年数と正の関係を持つ傾向があることから、ある程度、商工・産業振興業務を専門化して、担当職員が経験年数を積む環境を整えることが必要であるともいえる。またこれに加えて、表 8-3 からは、法学・経済学を学ぶ機会のあった職員を地域振興施策の担当とすることは、多少なりとも、金融・経済の知識不足の緩和に資する可能性が指摘できる。

問 9: あなたは、現在、産業・商工振興に関する知識・情報を主にどこから得ていますか。

次の中から、当てはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

1. 中央官庁等(国の出先金融機関等を含む)の窓口・担当職員
2. 中央官庁等の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など
3. 中央官庁等の主催する研修会、後援会、セミナーなど
4. 都道府県の窓口・担当職員
5. 都道府県の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など
6. 都道府県主催の研修会、後援会、セミナーなど
7. 自らの自治体内部での研修会、講演会、セミナーなど
8. その他の研修会、講演会、セミナーなど
9. 同僚や上司
10. 一般に販売・配布されている書籍や雑誌、ホームページ記事など
11. 他の自治体のホームページや広報資料など
12. 外部の専門家(大学教授、弁護士、会計士、税理士など)やシンクタンク
13. その他の情報源
14. 知識・情報を得る必要はない
15. 知識・情報を得たいが、どこから得ていいのかわからない

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題（家森・小川・津布久）

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 中央官庁等(国の出先機関等を含む)の窓口・担当職員	22.2%	32.7%	30.0%	24.6%	24.6%	27.3%	18.9%	24.4%
2 中央官庁等の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など	40.6%	40.4%	52.5%	55.4%	37.7%	27.3%	32.4%	42.2%
3 中央官庁等の主催する研修会、講演会、セミナーなど	26.9%	26.9%	25.0%	30.8%	26.2%	45.5%	13.5%	26.6%
4 都道府県の窓口・担当職員	29.9%	26.9%	32.5%	40.0%	31.1%	36.4%	35.1%	31.8%
5 都道府県の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など	32.5%	34.6%	22.5%	43.1%	32.8%	27.3%	35.1%	33.4%
6 都道府県主催する研修会、講演会、セミナーなど	19.2%	25.0%	22.5%	32.3%	34.4%	36.4%	48.6%	26.2%
7 自らの自治体内部での研修会、講演会、セミナーなど	17.5%	38.5%	27.5%	23.1%	23.0%	45.5%	16.2%	22.4%
8 その他の研修会、講演会、セミナー	26.1%	34.6%	27.5%	33.8%	37.7%	45.5%	32.4%	30.4%
9 同僚や上司	34.6%	30.8%	37.5%	35.4%	41.0%	9.1%	27.0%	34.2%
10 一般に販売・配布されている書籍や雑誌、ホームページ記事など	33.3%	32.7%	27.5%	30.8%	41.0%	54.5%	37.8%	34.2%
11 他の自治体のホームページや広報資料など	24.8%	30.8%	22.5%	26.2%	34.4%	45.5%	29.7%	27.4%
12 外部の専門家(大学教授、弁護士、会計士、税理士など)やシンクタンク	20.9%	26.9%	15.0%	18.5%	16.4%	27.3%	10.8%	19.6%
13 その他の情報源	25.6%	23.1%	22.5%	26.2%	34.4%	27.3%	18.9%	25.8%
14 知識・情報を得る必要はない	2.1%	1.9%	2.5%	3.1%	.0%	.0%	5.4%	2.2%
15 知識・情報を得たいが、どこから得ていいかわからない	2.6%	1.9%	5.0%	1.5%	1.6%	.0%	.0%	2.2%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 9 産業・商工振興に関する知識・情報の入手方法（複数回答可）

問 9 では、産業・商工振興に関する知識や情報をどのように入手しているかを聞いている。最も多い回答が「中央官庁等の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など」となっており全体の 42.2%、次いで、「同僚や上司」、「一般に販売・配布されている書籍や雑誌、ホームページ記事など」、「他の自治体のホームページや広報資料など」、「都道府県の窓口・担当職員」、「都道府県の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など」

が 30%を超える回答を集めている。他方で、「外部の専門家（大学教授、弁護士、会計士、税理士など）やシンクタンク」との交流から知識や情報を得る割合は、「知識・情報を得る必要はない」、「知識・情報を得たいが、どこから得ていいのかわからない」に次いで低く、全体の 19.6%にとどまっている。

自治体別にみると、町村では、他の自治体と異なり「都道府県の主催する研修会、講演会、セミナーなど」が最も多く 48.6%を占めているのが特徴的である。反対に、「外部の専門家（大学教授、弁護士、会計士、税理士など）やシンクタンク」の比率が 10.8%と非常に低く、専門家との連携が低調であることがわかる。また、「自らの自治体内部での研修会、講演会、セミナーなど」の選択率も低く、知識を身につけるための外部機会が乏しいこともうかがえる。

他方で、都道府県、政令指定都市、中核市、人口 10 万人以上の自治体では、「中央官庁等の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など」から情報や知識を得る割合が最も多く、それらの自治体の 40.4%～55.4%がそのように回答している。政令指定都市や特別区では、「外部の専門家（大学教授、弁護士、会計士、税理士など）やシンクタンク」の選択率が相対的に高めとなっており、専門家との連携が他に比べて進んでいることがわかる。

全体的に見ると、上司と部下、あるいは都道府県と市町村という形で、内部的、あるいは垂直的な構造の中からの知識獲得が行われている傾向にあるといえよう。逆にいえば、近隣の自治体同士で、あるいは外部専門家からの情報や知識の習得の機会が少なくなっており、外部や横のつながりを生かした知識習得の機会を作る余地は残されているかもしれない。

問 10: 国は「まち・ひと・しごと創生法」(2014 年 12 月)に基づき、各地方自治体に地方版総合戦略の策定を求めています。あなたの自治体の地方版総合戦略の策定状況はどうなっていますか。あてはまるものを一つお選び下さい。

1. すでに策定、公表済み 2. 策定中、もしくは、公表準備中
3. 策定していないが、策定予定である 4. 策定していないし、策定予定はない
5. 策定状況を知らない 6. 地方版総合戦略が何かを知らない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1. すでに策定、公表済み	32.1%	32.7%	35.0%	32.3%	34.4%	18.2%	27.0%	32.0%
2. 策定中、もしくは、公表準備中	23.5%	30.8%	20.0%	27.7%	44.3%	9.1%	37.8%	27.8%
3. 策定していないが、策定予定である	4.3%	9.6%	15.0%	9.2%	4.9%	45.5%	13.5%	8.0%
4. 策定していないし、策定予定はない	2.6%	1.9%	5.0%	1.5%	.0%	.0%	5.4%	2.4%
5. 策定状況を知らない	31.2%	21.2%	22.5%	27.7%	13.1%	18.2%	13.5%	25.2%
6. 地方版総合戦略が何かを知らない	6.4%	3.8%	2.5%	1.5%	3.3%	9.1%	2.7%	4.6%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 10 地方版総合戦略の策定状況

問 10 以降は、国が進める地方創生政策に関わる問いである。まず、問 10 において、地方版総合戦略の策定状況について聞いている。全体の 32. 0%の自治体は「すでに策定、公表済み」であるとしている。その中では、東京 23 区で 18. 2%と低い値をとっているのが特徴的である。また、東京 23 区のうち「地方版総合戦略が何かを知らない」という回答が 9. 1%を占めており、それ以外の自治体が（都道府県を除いて）4%を下回る値であることと対照的である。東京 23 区を除けば、地方版総合戦略の策定状況において、自治体別に大きな差はなく、「策定中、もしくは公表準備中」、「すでに策定、公表済み」を合わせれば、どの規模でも 50%を超える自治体で策定がなされている。特に、町村では 64. 8%、人口 10 万人未満の自治体では 78. 7%が「策定中、もしくは公表準備中」および「すでに策定、公表済み」であると回答しており、人口規模の小さな自治体の職員の取り組み率が高いように見えるが、逆に言えば、(問 11 の回答か

らもわかるが) 大きな自治体では多くの職員の間で業務が分担されており、地方版総合戦略の策定担当者以外には当該情報の共有が十分に行われていない可能性がうかがえる⁴。総合戦略が「総合」であるためには、幅広い職員の関与が必要であり、この点にも課題があるといえる。

問 11: (問 10 で 1 か 2 を選択した人が対象) あなたの自治体の地方版総合戦略の策定(産業・商工振興に関する部分)について、あなたは関与しましたか。あてはまるものを一つお選び下さい。

1. 深く関与した 2. ある程度、関与した 3. わずかだが、関与した
4. 関与はしなかった

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 深く関与した	9.2%	12.1%	13.6%	10.3%	20.8%	.0%	25.0%	13.0%
2 ある程度、関与した	22.3%	54.5%	36.4%	38.5%	33.3%	33.3%	25.0%	31.1%
3 わずかだが、関与した	32.3%	18.2%	27.3%	15.4%	31.3%	33.3%	41.7%	28.8%
4 関与はしなかった	36.2%	15.2%	22.7%	35.9%	14.6%	33.3%	8.3%	27.1%
総回答数	130	33	22	39	48	3	24	299

表 11 地方版総合戦略の策定への関与

問 11 では、問 10 で「策定中、もしくは公表準備中」、「すでに策定、公表済み」と回答した人に対して、回答者自身が、その策定にどの程度の関与を行ったかを聞いている。全体のうち、およそ 60%が該当し、そのうち、地方版総合戦略の策定に「関与していない」という回答は全体でみると 27.1%となって

⁴ 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が 2016 年 4 月に公表した地方版総合戦略の策定状況(「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定状況」)によると、都道府県については、「2015 年 10 月末までに策定」が 38 自治体(80.9%)、「2015 年 12 月末までに策定」が 4 自治体(8.5%)、「2016 年 3 月末までに策定」が 5 自治体(10.6%)、「未策定」がゼロであった。また、市区町村レベルでは、「2015 年 10 月末までに策定」が 729 自治体(41.9%)、「2015 年 12 月末までに策定」が 189 自治体(10.9%)、「2016 年 3 月末までに策定」が 819 自治体(47.0%)、「未策定」が 4 自治体(0.2%)であった。このうち、未策定だったのは、宮城県女川町、茨城県常総市、東京都中央区、足立区である。

いる。逆に言えば、残りの 72. 9%は何らかの形で関与しており、「深く関与した」割合は 13. 0%となっている。自治体別にみると、町村および人口 10 万人未満の自治体においては「深く関与した」という回答の割合が大きく、前者では 25. 0%、後者では 20. 8%となっている。

問 12: 国は、地方版総合戦略の策定にあたり、地域経済分析システム (RESAS) の活用を自治体に促しています。あなたの自治体の産業・商工振興セクションでの RESAS の利用状況として、あてはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

1. 地方版総合戦略の策定に活用した
2. 地方版総合戦略策定の策定以外の政策立案において活用している
3. 利用したことはあるが、戦略の策定や政策立案に活用できていない
4. RESAS を知っており、利用したことはないが、今後は利用するつもりである
5. RESAS を知っているが、利用したことはなく、今後も利用する予定はない
6. RESAS がどのようなものなのか知らない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 地方版総合戦略の策定に活用した	9.8%	15.4%	27.5%	9.2%	9.8%	.0%	5.4%	11.2%
2 地方版総合戦略の策定以外の政策立案において活用している	7.7%	15.4%	15.0%	10.8%	9.8%	.0%	16.2%	10.2%
3 利用したことはあるが、戦略の策定や政策立案に活用できていない	12.8%	11.5%	20.0%	12.3%	19.7%	18.2%	13.5%	14.2%
4 RESASを知っており、利用したことはないが、今後は利用するつもりである	15.0%	7.7%	22.5%	7.7%	9.8%	27.3%	8.1%	13.0%
5 RESASを知っているが、利用したことはなく、今後も利用する予定はない	13.7%	15.4%	10.0%	16.9%	8.2%	36.4%	13.5%	13.8%
6 RESASがどのようなものなのか知らない	45.3%	40.4%	20.0%	44.6%	47.5%	18.2%	51.4%	42.8%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 12 地域経済分析システム (RESAS) の活用状況 (複数回答可)

問 11 で見たように、本調査の回答者は、地方版総合戦略について一定の知見・経験を有する人が多い。そこで、問 12 は、地方版総合戦略を策定する際に

おける地域経済分析システム（RESAS）の活用状況を聞いている。国は、地方版総合戦略の策定にあたり、統計データに基づいた客観的で効率的な施策の実施を目的として RESAS の活用を自治体に促しているが、各自治体がどの程度、それを利用しているかを明らかにするための問いである⁵。

政策アイデアコンテストの実施や自治体による RESAS 利活用事例の紹介など、国による積極的な RESAS 活用の推進が行われているにも関わらず、全体のうち 42.8%が「RESAS がどのようなものなのか知らない」と回答している。特に、町村や人口 10 万人未満の自治体で多く、前者の 51.4%、後者の 47.5%を占めている。また、都道府県でも「RESAS がどのようなものなのか知らない」という回答が 45.3%と高い値を示している。「地方版総合戦略の策定に活用した」のは、中核市で最も多く、中核市全体の 27.5%を占めている。次いで、政令指定都市で 15.4%となっている。「RESAS を知っているが、利用したこととはなく、今後も利用する予定はない」と「RESAS がどのようなものなのか知らない」を合わせた割合は、中核市を除いてどの自治体でも 50%を超えている。

このことは、客観的データに基づいて他自治体と比較したり、ベストプラクティスに学んだりしながら戦略を策定するよりも、過去の同種の戦略を練り直したり、経験や慣習にもとづいて総合戦略の策定が進められた可能性を示唆するともいえる。特に規模の小さな自治体では、RESAS の利用が進んでいないだけでなく、存在そのものを知らないという回答が多く、国の意図するエビデンスに基づいた政策形成を行っている割合が低い状況にある。RESAS 活用の推進に大きな課題があるといえよう。

⁵ 経済産業省・地域経済産業グループ地域経済産業調査室によれば、2016 年 3 月末で、全国 1,788 の自治体（47 都道府県、1,718 市町村及び東京 23 区）のうち 1,706 の自治体で利用されており、いくつかの自治体では先端的な活用事例が生まれている（経済産業省「「地域経済分析システム（RESAS）利活用事例集」を取りまとめました」2016 年 4 月 21 日 HP 公開）。

問 13: 地方版総合戦略の策定に際して、民間金融機関は協力してくれましたか。あなたの自治体の指定金融機関の協力姿勢と、指定金融機関以外で、同戦略の策定において最も協力的であった金融機関（協力的な金融機関がなかった場合には、指定金融機関以外で地域のシェアの最も高い金融機関）の協力姿勢について、それぞれあてはまるものを一つお選びください。

1. 非常に協力的 2. 協力的 3. あまり協力的ではない
4. 全く協力的ではなかった 5. 協力を依頼しなかった
6. わからない 7. 該当機関は存在しない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
指定金融機関	非常に協力的	13.1%	18.2%	22.7%	15.4%	12.5%	.0%	15.7%
	協力的	40.8%	48.5%	45.5%	41.0%	27.1%	.0%	37.8%
	あまり協力的ではない	3.1%	.0%	9.1%	10.3%	6.3%	.0%	4.7%
	全く協力的ではなかった	1.5%	.0%	.0%	.0%	2.1%	.0%	1.0%
	協力を依頼しなかった	2.3%	6.1%	.0%	5.1%	8.3%	66.7%	5.0%
	わからない	36.9%	21.2%	22.7%	25.6%	41.7%	33.3%	33.4%
	該当機関は存在しない	2.3%	6.1%	.0%	2.6%	2.1%	.0%	2.3%
指定金融機関以外	非常に協力的	10.8%	15.2%	4.5%	7.7%	4.2%	.0%	10.0%
	協力的	38.5%	36.4%	59.1%	46.2%	31.3%	.0%	38.1%
	あまり協力的ではない	5.4%	9.1%	13.6%	7.7%	4.2%	.0%	6.7%
	全く協力的ではなかった	.8%	.0%	.0%	.0%	2.1%	33.3%	1.0%
	協力を依頼しなかった	3.1%	6.1%	.0%	7.7%	10.4%	33.3%	5.7%
	わからない	37.7%	27.3%	22.7%	28.2%	39.6%	33.3%	34.4%
	該当機関は存在しない	3.8%	6.1%	.0%	2.6%	8.3%	.0%	4.0%
総回答数		130	33	22	39	48	3	299

表 13 地方版総合戦略の策定における民間金融機関の協力

問 13 は、地方版総合戦略の策定に際して、民間金融機関がどの程度協力したのかについて、指定金融機関と指定金融機関以外の金融機関に分けて聞いている。質問は、問 10 において、地方版総合戦略を「策定中、もしくは公表準備中」、

「すでに策定、公表済み」と回答した人に対してのみ行っている。

回答結果を見ると、指定金融機関とそれ以外の金融機関に分けているが、両者の間に大きな違いはない。いずれについても、「わからない」という回答を除けば、「協力的」であるという回答が最も多く 38%程度となっている。「非常に協力的」であるという回答と合わせると、50%程度の自治体が金融機関が協力的であったと回答している。自治体別に見ると、政令指定都市や中核市では協力的であったという回答の割合が多い（前者で 66.7%、後方で 68.3%）一方で、人口 10 万人未満の市町や町村などでは協力的であったという回答割合は小さくなっている（前者で 39.6%、後方で 50%）。

問 14: (問 13 で 1 か 2 を選択した人が対象) 金融機関から協力があつたと回答された人にお尋ねします。金融機関の協力の状況としてあてはまるものをお選びください。(いくつでも)

1. 戦略を策定する上で、有益であった
2. 戦略を策定する上で、有益ではなかった
3. 金融機関の担当者との打合せ・相談は、月一回以上の頻度で行った
4. 金融機関からは、独自の分析が提示された
5. 金融機関の役員レベルの関与があつた
6. 金融機関側に協力のための専門の部署・ポストが設置されている
7. 金融機関からの協力の申し出がきっかけであつた
8. 自治体側からの金融機関に対する協力依頼がきっかけであつた
9. 今後の戦略の実施においての協力を約束してもらっている
10. 今後の連携関係の強化に有益な経験であつた
11. 上記に該当するものはない
12. わからない

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題（家森・小川・津布久）

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 戦略を策定する上で、有益であった	39.4%	68.2%	80.0%	50.0%	55.0%	.0%	41.7%	50.6%
2 戦略を策定する上で、有益ではなかった	11.3%	4.5%	.0%	13.6%	.0%	.0%	.0%	7.4%
3 金融機関の担当者との打合せ・相談は、月一回以上の頻度で行った	8.5%	4.5%	13.3%	9.1%	10.0%	.0%	8.3%	8.6%
4 金融機関からは、独自の分析が提示された	15.5%	4.5%	20.0%	22.7%	10.0%	.0%	8.3%	14.2%
5 金融機関の役員レベルの関与があった	14.1%	18.2%	33.3%	13.6%	5.0%	.0%	16.7%	15.4%
6 金融機関側に協力のための専門の部署・ポストが設置されている	12.7%	4.5%	26.7%	4.5%	20.0%	.0%	.0%	11.7%
7 金融機関からの協力の申し出がきっかけであった	8.5%	9.1%	26.7%	22.7%	10.0%	.0%	25.0%	13.6%
8 自治体側からの金融機関に対する協力依頼がきっかけであった	21.1%	13.6%	40.0%	4.5%	25.0%	.0%	33.3%	21.0%
9 今後の戦略の実施においての協力を約束してもらっている	18.3%	9.1%	26.7%	22.7%	35.0%	.0%	16.7%	20.4%
10 今後の連携関係の強化に有益な経験であった	18.3%	9.1%	40.0%	9.1%	35.0%	.0%	16.7%	19.8%
11 上記に該当するものはない	8.5%	4.5%	.0%	4.5%	5.0%	.0%	.0%	5.6%
12 わからない	15.5%	4.5%	.0%	4.5%	5.0%	.0%	8.3%	9.3%
総回答数	71	22	15	22	20	0	12	162

表 14 金融機関の協力の状況（複数回答可）

問 14 は、問 13 の回答において金融機関が「非常に協力的」および「協力的」であったと回答した人のみを対象に、金融機関の協力状況について、より詳細に聞いたものである。サンプル数が 162 と少ないものの、全体の 50. 6%の自治体は、金融機関の協力が「戦略を策定する上で、有益であった」と回答している。また、「今後の連携関係の強化に有益な経験であった」という回答も 19. 8%を占めるなど、前向きな回答が多い。

地方版総合戦略の策定における民間金融機関の協力は、「自治体側からの金融機関に対する協力依頼がきっかけであった」という割合が 21. 0%となってお

り、「金融機関からの協力の申し出がきっかけであった」という回答の 13. 6% をやや上回っている。また、20. 4%の自治体は、「今後の戦略の実施においての協力を約束してもらっている」と回答している。

自治体別の回答は、サンプル数が小さくなるのではっきりしたことは言えないかもしれないが、中核市において、金融機関の協力が「戦略を策定する上で、有益であった」、「今後の連携関係の強化に有益な経験であった」という回答がそれぞれ 80. 0%、40. 0%と、他の自治体に比べて高い値をとっているのが目を引く。

問 15: あなたの自治体の産業振興政策を他の同規模の自治体と比較して、どう評価しますか。あてはまるものを一つお選び下さい。

1. 平均よりも相当優れている 2. 平均よりもやや優れている 3. 平均的
4. 平均よりもやや劣っている 5. 平均よりもかなり劣っている 6. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 平均よりもかなり優れている	5.1%	11.5%	2.5%	1.5%	.0%	18.2%	.0%	4.4%
2 平均よりもやや優れている	22.2%	38.5%	22.5%	20.0%	14.8%	9.1%	10.8%	21.6%
3 平均的	42.7%	32.7%	60.0%	43.1%	50.8%	27.3%	29.7%	42.8%
4 平均よりもやや劣っている	16.7%	13.5%	15.0%	20.0%	21.3%	27.3%	37.8%	19.0%
5 平均よりもかなり劣っている	5.1%	.0%	.0%	7.7%	6.6%	9.1%	18.9%	5.8%
6 わからない	8.1%	3.8%	.0%	7.7%	6.6%	9.1%	2.7%	6.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 15 勤務先自治体の産業振興政策の評価

問 15 以降は、勤務先自治体の産業振興政策に対する評価を聞いている。それによれば、「平均的」であるという回答が全体の 42. 8%と最も多く、次いで、「平均よりもやや優れている」、「平均よりもやや劣っている」が 20%程度と、

ほぼ同じ割合で続いている。「平均よりも優れている」、あるいは「平均よりもかなり優れている」という回答は、政令指定都市、東京 23 区、中核市などに多く、逆に、人口 10 万人未満の自治体や町村では少ない。例えば、両者を合わせた値は、政令指定都市で 50. 0%、東京 23 区で 27. 3%、中核市で 25. 0%である一方で、人口 10 万人未満の自治体では 14. 8%、町村では 10. 8%となっている。特に、町村では 18. 9%が「平均よりもかなり劣っている」と回答しているのが特徴的である。

問 16: 現在、あなたの自治体で実施している制度融資（利子補給や保証料補助などを含む）の効果に対して、あなたはどのように評価されますか。下記の中からあてはまるものを全てお選びください。市町村の場合は、都道府県で実施されているものも含めてお考えください。（いくつでも）。

1. 多くの企業の倒産の回避につながった
2. 多くの企業で成長（売り上げの増加など）につながった
3. 多くの企業で財務内容の改善につながった
4. 多くの企業で新たな設備を導入できた
5. 多くの企業で金融機関との取引実績をつくれた
6. 多くの企業で上記以外のプラスの効果があった
7. 多くの企業でプラスの効果はなかった
8. 金融機関を儲けさせるだけだった
9. 金融機関の目利き力の向上を阻害している
10. その他
11. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 多くの企業の倒産の回避につながった	15.0%	19.2%	10.0%	10.8%	8.2%	36.4%	8.1%	13.6%
2 多くの企業で成長(売り上げの増加等)につながった	13.2%	23.1%	10.0%	13.8%	4.9%	18.2%	2.7%	12.4%
3 多くの企業で財務内容の改善につながった	14.1%	21.2%	25.0%	20.0%	14.8%	27.3%	10.8%	16.6%
4 多くの企業で新たな設備を導入できた	22.2%	17.3%	17.5%	16.9%	23.0%	18.2%	10.8%	19.8%
5 多くの企業で金融機関との取引実績をつくれた	10.7%	11.5%	25.0%	10.8%	4.9%	18.2%	8.1%	11.2%
6 多くの企業にとって上記以外のプラスの効果があった	10.3%	11.5%	17.5%	7.7%	14.8%	36.4%	8.1%	11.6%
7 多くの企業にとってプラスの効果はなかった	5.6%	1.9%	7.5%	16.9%	11.5%	27.3%	8.1%	8.2%
8 金融機関を儲けさせるだけであった	4.7%	3.8%	.0%	4.6%	6.6%	18.2%	10.8%	5.2%
9 金融機関の目利き力の向上を阻害している	3.8%	5.8%	.0%	4.6%	.0%	.0%	5.4%	3.4%
10 その他	5.6%	.0%	2.5%	3.1%	9.8%	.0%	2.7%	4.6%
12 わからない	41.5%	32.7%	27.5%	33.8%	36.1%	.0%	40.5%	36.8%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 16 制度融資の効果（複数回答可）

問 16 は勤務先自治体の制度融資の効果について聞いている。地域振興のために実施している主要な政策の一つが制度融資であり、資金力の弱い中小企業の助けになることが期待されている一方で、その効果が十分に発揮できていない可能性も考えらる。表 16 を見ると、制度融資の効果については「わからない」という回答が最も多く全体の 36. 8%となっている。それ以外の中で最も多い回答は、「多くの企業で新たな設備を導入できた」が 19. 8%、次いで「多くの企業で財務内容の改善につながった」が 16. 6%となっている。「多くの企業にとってプラスの効果はなかった」、「金融機関を儲けさせるだけであった」、「金融機関の目利き力の向上を阻害している」といったマイナス評価はいずれも 10%を下回る水準の回答であったことから、制度融資には一定のプラス評価をしていると考えられる。ただし、マイナス評価をしているのは規模の小さな自治体が多い傾向が見られ、問 15 の回答結果と合わせると、規模の小さな自治

体では、制度融資を含めた地域経済振興政策の効果が十分に出ていないと考える割合が相対的に高いといえる。

問 17: あなたの自治体の産業・商工振興についての課題として、下記の中からあてはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

＜地元産業・企業の課題＞

1. 意欲のある企業が少ない
2. 技術開発が不活発である
3. 事業承継が円滑に進んでいない
4. 企業の資金調達が難しい
5. 将来を担う人材が育っていない

＜自治体側の課題＞

1. 担当人員が少ない
2. 自治体の職員に支援のノウハウが乏しい
3. 自治体に企業情報が乏しい
4. 自治体と商工団体や専門家との連携が不十分
5. 自治体と金融機関との連携が不十分

＜金融機関の課題＞

1. 地元の金融機関の融資姿勢が消極的である
2. 地元の金融機関のコンサルティング能力が低い

＜その他＞

1. 上記以外に課題がある
2. 課題はとくにない
3. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都区 (特別区)	7. 町村	全体
意欲のある企業が少ない	15.4%	36.5%	22.5%	24.6%	36.1%	18.2%	43.2%	24.0%
地元産業・技術開発が不活発である	20.9%	9.6%	20.0%	21.5%	14.8%	36.4%	2.7%	18.0%
事業承継が円滑に進んでいない	31.6%	26.9%	32.5%	29.2%	34.4%	36.4%	21.6%	30.6%
企業の資金調達が難しい	18.8%	25.0%	22.5%	21.5%	23.0%	18.2%	21.6%	20.8%
将来を担う人材が育っていない	43.6%	28.8%	45.0%	38.5%	52.5%	54.5%	56.8%	43.8%
担当人員が少ない	32.9%	40.4%	35.0%	41.5%	52.5%	36.4%	48.6%	38.6%
自治体の職員に支援のノウハウが乏しい	39.3%	38.5%	40.0%	46.2%	57.4%	54.5%	43.2%	43.0%
自治体に企業情報が乏しい	25.2%	21.2%	22.5%	32.3%	29.5%	27.3%	35.1%	26.8%
自治体と商工団体や専門家との連携が不十分	22.2%	15.4%	25.0%	36.9%	32.8%	18.2%	24.3%	25.0%
自治体と金融機関との連携が不十分	12.8%	9.6%	10.0%	18.5%	27.9%	18.2%	18.9%	15.4%
地元の金融機関の融資姿勢が消極的である	15.4%	13.5%	10.0%	9.2%	6.6%	9.1%	5.4%	12.0%
地元の金融機関のコンサルティング能力が低い	23.5%	17.3%	20.0%	20.0%	24.6%	27.3%	27.0%	22.6%
上記以外に課題がある	11.1%	3.8%	5.0%	13.8%	19.7%	18.2%	13.5%	11.6%
その他 課題はとくにない	1.7%	3.8%	10.0%	4.6%	.0%	.0%	.0%	2.6%
わからない	15.4%	7.7%	5.0%	6.2%	8.2%	.0%	2.7%	10.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 17 産業・商工振興についての課題（複数回答可）

地域の抱える問題は、地域によってさまざまである。また、いくつかの課題が絡まって問題が複雑になる傾向もある。地域の問題を、地元産業・企業、自治体側、金融機関の立場で抱える問題に分解する形で整理してみると、政策実務の担当者が、現場で認識している地域の課題が浮かび上がってくる。そのために、問 17 では、勤務先自治体の産業・商工振興の課題について、地元産業・

企業、自治体側、金融機関、その他に分けて聞いている。

地元産業・企業の課題としては、「将来を担う人材が育っていない」という回答が最も多く全体の 43.8%、次いで「事業継承が円滑に進んでいない」が 30.6%、「意欲のある企業が少ない」が 24.0%となっている。「技術開発が不活発である」ことが課題になっているかどうかについては、それを課題とする自治体は 18.0%となっており、他の項目と比べても低い値をとっている。自治体別にみると、「将来を担う人材が育っていない」という回答は、サンプル数の少ない東京 23 区を除くと、町村で 56.8%、人口 10 万人未満で 52.5%、人口 10 万人以上の自治体で 38.5%となっており、人口の小さいほど高い値をとっている。他方で、政令指定都市で「将来を担う人材が育っていない」という回答は 28.8%にとどまっている。政令指定都市の課題として特徴的なのは、他の地域に比べて、「企業の資金調達が難しい」という回答の割合が大きいことであり、政令指定都市の 25%で資金調達が課題として挙げられている。

自治体側の課題としては、「自治体の職員に支援のノウハウが乏しい」ことが課題であるとするのが全体の 43.0%と最も多く、次いで、「担当人員が少ない」が 38.6%となっている。「商工団体や専門家」あるいは「金融機関との連携が不十分」であることを課題とする自治体は比較的少なく、それぞれ全体の 25.0%、15.4%となっている。自治体別にみると、人口 10 万人未満自治体で、「自治体の職員に支援のノウハウが乏しい」、「自治体と商工団体や専門家との連携が不十分」、「自治体と金融機関との連携が不十分」ということを課題とする自治体が、他に比べて多い。

地元企業、および自治体に共通する主要な課題は「ひと」に関わるものである。企業にとっては人材育成・事業継承が、自治体にとっては、職員の支援ノウハウ不足という問題を抱えており、人材形成をどのように図るのかという共通課題に直面しているともいえる。この点では、国や都道府県などが、特に規模の小さな自治体に対して、商工団体や専門家、あるいは金融機関との連携の

仕方や連携の深め方についてのノウハウを身につけられる機会（他自治体のベストプラクティスの共有など）を提供することが必要であると考えられる。

金融機関の課題としては、地元の金融機関の「コンサルティング能力が低い」ことが課題であるとする回答が 22. 6%、「地元の金融機関の融資姿勢が消極的である」という回答が 12. 0%にとどまっている。自治体別にみると、前者については規模の小さな自治体において、後者については規模の大きな自治体において回答割合が相対的に高くなっている。

その他の課題があるとする回答は、政令指定都市と中核市ではそれぞれ 3. 8%、5. 0%と低いが、それ以外では、人口 10 万人未満の自治体の 19. 7%を筆頭に、どこも 10%を超える値となっており、人口規模の小さな自治体では、ここに挙げた以外の課題があると考えられる。この点では、今後、当該自治体職員にヒアリングを行うなどして小さな自治体が直面している課題を明確化することが今後の調査課題として残っていることになる。

問 18: 地域経済を振興するために次の政策手段はどの程度効果的だと思いますか。1～10 の項目について、5 段階(①非常に効果的～⑤逆にマイナス)で評価し、あてはまるものを一つお選びください。

1. 法人税の減税
2. 地方税の減税
3. ふるさと納税制度の拡充
4. 各種の補助金
5. 金融支援の強化(制度融資や利子補給、信用保証制度の充実)
6. 周辺自治体との連携
7. 中央官庁等(出先機関や政府系金融機関を含む)との連携
8. 金融機関との連携
9. 商工団体・専門家との連携
10. 海外・域外企業の誘致活動

問 18 は、地域経済を振興するために提案、また実施される政策の効果に関する

る認識を聞いている。以下の表 18 に、この問の回答がまとめられている。「非常に効果的」および「ある程度効果的」の回答を合わせて 60%を超えているのが、「金融支援の強化」の 61.0%、「金融機関との連携」の 62.6%、「商工団体・専門家との連携」の 63.2%となっている。特に、「商工団体・専門家との連携」が「非常に効果的」であるという回答は 13.8%とほかの政策に比べて顕著に高いのが特徴的である。逆に「あまり効果がない」、「まったく効果がない」、「逆にマイナス」であるという回答が 50%を超えているのが、「地方税の減税」で 53.4%、「ふるさと納税制度の拡充」の 52.6%となっている。

効果があるという回答が多い政策について自治体別に回答の分布をみると、「金融支援の強化」および「商工団体・専門家との連携」については自治体別の回答に大きな差は見られないが、「金融機関との連携」に関しては、政令指定都市において 75.0%が効果的であると回答し、他の地域に比べて高い傾向を見せている。多くの政令指定都市には規模の大きな地方銀行が本店を構えており、力のある金融機関との連携が可能だからであろう。政策効果が限定的であると回答された政策に関しては、「地方税の減税」、「ふるさと納税制度の拡充」とともに、自治体別の回答に大きな偏りはないように思われる。

自治体別の回答の違いの中でやや目立つのは、「海外・域外企業の誘致活動」の効果についてある。政令指定都市、および東京 23 区において「非常に効果的」および「ある程度効果的」を合わせた回答はそれぞれ 53.9%、54.6%となっている一方で、町村や人口 10 万人未満の自治体では、42.4%、44.6%と 10%ポイント程度低く出ている。

全体的に見ると、効果があるとするものとしては、金融支援強化、金融機関との連携が上位にきており、金融面での政策効果への期待が大きい。特に、規模の大きな自治体では、金融機関との連携への期待がある。逆に、地方税減税やふるさと納税拡充といった税制面での効果は、相対的に小さくなっている。

税制面の効果については、2015 年 1 月に共同通信社が全国の都道府県知事お

よび市町村長に対して地方創生に関するアンケート調査を実施し、都道府県知事 100%、市町村長 99.3%の回答を得ている（藤波・高坂[2015]、星[2015a,b]参照）。その中の質問項目に「企業の地方移転を進めるために有効な施策を以下の選択肢より 2 つまで回答してください。1. 税制面の優遇措置 2. 補助金など予算面の支援 3. 国や自治体による P R や誘致活動強化 4. 公共交通や物流網の整備 5. 企業活動をやりやすくする規制緩和 6. 政府機能の地方への分散・移転 7. その他」というものがあつた。これに対して、大都市圏、地方圏の市町村長ともに「税制面の優遇措置」を最も多く選択（大都市圏 54. 7% 地方圏 59. 7%）しており、「補助金など予算面の措置」（大都市圏 26. 0% 地方圏 38. 1%）を大きく上回っている。この結果は、我々の調査（「地方税の減税」よりも「補助金」のほうがやや評価が高い）とは、逆の関係になっている。企業の地方移転に問題が限定されており、選択肢にも「金融支援」や「金融機関連携」などが入っていないので直接比較することは難しいが、首長レベルの意識と担当者の間でも認識にギャップがある可能性も残っている⁶。

⁶ 例えば、後述する問 30（6）の回答によると、職員から見て「経済のことがわかっている」首長は半数に満たない。

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題（家森・小川・津布久）

		1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
法人税の減税	非常に効果的	6.0%	15.4%	10.0%	1.5%	3.3%	18.2%	5.4%	6.6%
	ある程度効果的	45.7%	42.3%	42.5%	49.2%	44.3%	36.4%	32.4%	44.2%
	あまり効果がない	28.2%	28.8%	25.0%	32.3%	29.5%	36.4%	45.9%	30.2%
	全く効果がない	3.4%	.0%	5.0%	4.6%	4.9%	9.1%	5.4%	3.8%
	逆にマイナス	3.4%	3.8%	2.5%	.0%	6.6%	.0%	.0%	3.0%
地方税の減税	わからない	13.2%	9.6%	15.0%	12.3%	11.5%	.0%	10.8%	12.2%
	非常に効果的	7.7%	5.8%	2.5%	3.1%	4.9%	18.2%	8.1%	6.4%
	ある程度効果的	37.2%	36.5%	57.5%	47.7%	41.0%	27.3%	24.3%	39.4%
	あまり効果がない	34.2%	44.2%	22.5%	32.3%	32.8%	54.5%	45.9%	35.2%
	全く効果がない	4.7%	1.9%	5.0%	4.6%	3.3%	.0%	10.8%	4.6%
制度の拡充	逆にマイナス	3.0%	.0%	.0%	1.5%	6.6%	.0%	2.7%	2.6%
	わからない	13.2%	11.5%	12.5%	10.8%	11.5%	.0%	8.1%	11.8%
	非常に効果的	8.1%	5.8%	12.5%	1.5%	14.8%	27.3%	18.9%	9.4%
	ある程度効果的	19.2%	28.8%	35.0%	32.3%	27.9%	9.1%	29.7%	24.8%
	あまり効果がない	38.0%	32.7%	30.0%	35.4%	29.5%	45.5%	29.7%	35.0%
各種の補助金	全く効果がない	10.7%	15.4%	7.5%	13.8%	11.5%	9.1%	16.2%	11.8%
	逆にマイナス	7.3%	7.7%	5.0%	3.1%	4.9%	9.1%	.0%	5.8%
	わからない	16.7%	9.6%	10.0%	13.8%	11.5%	.0%	5.4%	13.2%
	非常に効果的	6.0%	5.8%	15.0%	7.7%	11.5%	36.4%	13.5%	8.8%
	ある程度効果的	47.4%	63.5%	42.5%	47.7%	49.2%	18.2%	56.8%	49.0%
金融強化	あまり効果がない	24.4%	21.2%	22.5%	30.8%	27.9%	36.4%	21.6%	25.2%
	全く効果がない	6.0%	.0%	7.5%	1.5%	1.6%	.0%	5.4%	4.2%
	逆にマイナス	3.8%	5.8%	2.5%	4.6%	1.6%	9.1%	.0%	3.6%
	わからない	12.4%	3.8%	10.0%	7.7%	8.2%	.0%	2.7%	9.2%
	非常に効果的	7.3%	11.5%	5.0%	4.6%	9.8%	18.2%	10.8%	8.0%
周辺自治体との連携	ある程度効果的	49.6%	65.4%	52.5%	58.5%	49.2%	45.5%	56.8%	53.0%
	あまり効果がない	26.1%	17.3%	22.5%	23.1%	24.6%	27.3%	16.2%	23.6%
	全く効果がない	3.4%	.0%	5.0%	3.1%	1.6%	9.1%	10.8%	3.6%
	逆にマイナス	1.3%	1.9%	2.5%	.0%	.0%	.0%	.0%	1.0%
	わからない	12.4%	3.8%	12.5%	10.8%	14.8%	.0%	5.4%	10.8%
中央官庁等との連携	非常に効果的	6.0%	5.8%	7.5%	4.6%	6.6%	18.2%	13.5%	6.8%
	ある程度効果的	41.5%	42.3%	32.5%	36.9%	45.9%	54.5%	40.5%	41.0%
	あまり効果がない	31.6%	38.5%	25.0%	36.9%	27.9%	9.1%	32.4%	31.6%
	全く効果がない	6.4%	7.7%	10.0%	6.2%	8.2%	9.1%	10.8%	7.4%
	逆にマイナス	1.3%	.0%	5.0%	1.5%	.0%	9.1%	.0%	1.4%
金融連携などの連携	わからない	13.2%	5.8%	20.0%	13.8%	11.5%	.0%	2.7%	11.8%
	非常に効果的	5.6%	7.7%	5.0%	3.1%	8.2%	18.2%	2.7%	5.8%
	ある程度効果的	41.9%	51.9%	40.0%	47.7%	44.3%	36.4%	43.2%	43.8%
	あまり効果がない	28.6%	28.8%	32.5%	26.2%	26.2%	27.3%	29.7%	28.4%
	全く効果がない	9.4%	1.9%	5.0%	10.8%	6.6%	9.1%	13.5%	8.4%
商工団体の連携	逆にマイナス	1.3%	5.8%	2.5%	1.5%	4.9%	9.1%	.0%	2.4%
	わからない	13.2%	3.8%	15.0%	10.8%	9.8%	.0%	10.8%	11.2%
	非常に効果的	10.3%	15.4%	7.5%	3.1%	6.6%	27.3%	2.7%	9.0%
	ある程度効果的	51.7%	59.6%	50.0%	63.1%	47.5%	36.4%	59.5%	53.6%
	あまり効果がない	19.2%	17.3%	22.5%	21.5%	32.8%	27.3%	27.0%	22.0%
海外・誘致・域外・活動企	全く効果がない	4.7%	.0%	.0%	1.5%	1.6%	.0%	8.1%	3.2%
	逆にマイナス	.9%	1.9%	2.5%	.0%	.0%	.0%	.0%	0.8%
	わからない	13.2%	5.8%	17.5%	10.8%	11.5%	9.1%	2.7%	11.4%
	非常に効果的	12.4%	15.4%	12.5%	10.8%	16.4%	36.4%	16.2%	13.8%
	ある程度効果的	49.1%	57.7%	47.5%	56.9%	41.0%	27.3%	48.6%	49.4%
総回答数	あまり効果がない	24.4%	21.2%	25.0%	23.1%	24.6%	27.3%	18.9%	23.6%
	全く効果がない	1.7%	1.9%	2.5%	1.5%	8.2%	9.1%	10.8%	3.4%
	逆にマイナス	1.3%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	2.7%	1.0%
	わからない	11.1%	3.8%	12.5%	7.7%	8.2%	.0%	2.7%	8.8%
	非常に効果的	11.5%	5.8%	7.5%	4.6%	6.6%	18.2%	8.1%	9.0%
	ある程度効果的	32.5%	48.1%	25.0%	40.0%	36.1%	36.4%	24.3%	34.4%
	あまり効果がない	31.6%	34.6%	40.0%	26.2%	27.9%	27.3%	35.1%	31.6%
	全く効果がない	5.6%	5.8%	5.0%	7.7%	16.4%	9.1%	13.5%	7.8%
	逆にマイナス	1.7%	1.9%	2.5%	1.5%	.0%	.0%	.0%	1.4%
	わからない	17.1%	3.8%	20.0%	20.0%	13.1%	9.1%	18.9%	15.8%
総回答数		234	52	40	65	61	11	37	500

表 18 地域経済振興のための政策効果

問 19: 国が進める中小企業施策についての課題・問題として、下記の中からあてはまるものを全てお選びください。(いくつでも)

1. 効果的なものは少ない
2. 複雑なものが多い
3. 地域の実情に合っていない
4. すぐに制度が変わる
5. 細かな指示が多すぎる
6. 自治体の対応能力を超えたものが多い
7. 必要な情報が自治体の現場に届いていない
8. 商工団体への情報提供や指導が弱い
9. 対象を絞り込むべきである
10. 上記以外の課題や問題がある
11. 課題や問題はない
12. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 効果的なものは少ない	20.9%	40.4%	32.5%	23.1%	31.1%	36.4%	21.6%	25.8%
2 複雑なものが多い	32.9%	40.4%	42.5%	46.2%	49.2%	54.5%	32.4%	38.6%
3 地域の実情に合っていない	42.7%	48.1%	45.0%	46.2%	62.3%	54.5%	40.5%	46.4%
4 すぐに制度が変わる	28.2%	30.8%	47.5%	41.5%	34.4%	27.3%	32.4%	32.8%
5 細かな指示が多すぎる	31.2%	30.8%	25.0%	40.0%	37.7%	45.5%	29.7%	32.8%
6 自治体の対応能力を超えたものが多い	9.4%	11.5%	2.5%	32.3%	32.8%	18.2%	24.3%	16.2%
7 必要な情報が自治体の現場に届いていない	23.5%	25.0%	22.5%	23.1%	24.6%	54.5%	32.4%	25.0%
8 商工団体への情報提供や指導が弱い	16.7%	13.5%	25.0%	21.5%	24.6%	45.5%	24.3%	19.8%
9 対象を絞り込むべきである	13.7%	13.5%	10.0%	18.5%	11.5%	18.2%	8.1%	13.4%
10 上記以外の課題や問題がある	12.4%	15.4%	10.0%	10.8%	11.5%	9.1%	13.5%	12.2%
11 課題や問題はない	2.6%	3.8%	2.5%	1.5%	.0%	.0%	.0%	2.0%
12 わからない	12.4%	9.6%	2.5%	7.7%	13.1%	.0%	13.5%	10.6%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 19 国が進める中小企業施策についての課題（複数回答可）

問 19 は国が進める中小企業施策についての課題・問題を聞いている。全体の中で回答の割合が高いのは、「地域の実情に合っていない」が 46. 4%、「複雑なものが多い」が 38. 6%、「細かな指示が多すぎる」と「すぐに制度が変わる」が 32. 8%となっている。逆に「対象を絞り込むべきである」や「自治体の対応能力を超えたものが多い」という回答はそれぞれ 13. 4%、16. 2%と低い水準にある。

自治体別に回答結果をみても、それほど大きな差は見られないが、東京 23 区と人口 10 万人未満の自治体で「地域の実情にあっていない」という回答がそれぞれ 54. 5%、62. 3%と、他の自治体の回答が 30～40%台であることからすると高いといえるかもしれない。また、東京 23 区は、他の自治体に比べて「複雑なものが多い」、「細かな指示が多すぎる」、「必要な情報が自治体の現場に届いていない」という回答が多くなっている。

複雑、かつ頻繁に変更される制度であると、効率的かつ安定した中小企業支援の阻害要因になりかねない。また地域の実情にあった施策を求める回答が多くなっており、自治体属性に応じたきめ細やかな制度設計が必要となっている。

問 20：あなたの自治体の指定金融機関は、地域経済の振興・再生に熱心だと思いますか。あてはまるものを一つお選びください。

1. 非常に熱心 2. 熱心 3. あまり熱心ではない
4. 全く熱心ではない 5. わからない 6. 存在しない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 非常に熱心	3.4%	3.8%	7.5%	3.1%	.0%	.0%	.0%	3.0%
2 熱心	39.7%	50.0%	45.0%	46.2%	32.8%	36.4%	40.5%	41.2%
3 あまり熱心ではない	30.3%	25.0%	25.0%	35.4%	32.8%	45.5%	29.7%	30.6%
4 全く熱心ではない	3.0%	3.8%	7.5%	1.5%	4.9%	9.1%	8.1%	4.0%
5 わからない	22.6%	17.3%	15.0%	12.3%	29.5%	9.1%	21.6%	20.6%
6 存在しない	.9%	.0%	.0%	1.5%	.0%	.0%	.0%	0.6%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 20 指定金融機関の地域経済振興・再生への評価

問 20 は、指定金融機関が地域経済の振興・再生に熱心であるかどうかを聞いている。「非常に熱心」、「熱心」を合わせた回答は全体の 44. 2%あるものの、「あまり熱心でない」、「まったく熱心でない」を合わせた回答も全体の 34. 6%となっており、日頃から金融機関との接触が多いはずの地方自治体の商工振興担当者の間でも必ずしも十分に評価されているわけではないことがわかる。

自治体別に見てみると、「非常に熱心」、「熱心」を合わせた回答が多いのが、政令指定都市で 53. 8%、次いで中核市の 52. 5%と人口 10 万人以上の自治体の 49. 3%となっている。他方で、その値が小さいのが、人口 10 万人未満の自治体の 32. 8%、町村の 40. 5%である。また東京 23 区も「非常に熱心」、「熱心」を合わせた回答は 36. 4%と低い値となっている。

問 21: 過去 5 年の間に、あなたの自治体の指定金融機関の創業支援、経営不振企業に関する経営改善支援、および地方自治体の商工・産業振興施策に対する協力姿勢に、それぞれ変化はあったと思いますか。あてはまるものを(積極化、やや積極化、横ばい、やや消極化、消極化、わからない)の中から一つお選びください。

1. 創業支援 2. 経営改善支援 3. 自治体への協力姿勢

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題（家森・小川・津布久）

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
創業支援								
積極化	5.6%	9.6%	10.0%	6.2%	3.3%	18.2%	8.1%	6.6%
やや積極化	17.5%	26.9%	30.0%	18.5%	13.1%	.0%	13.5%	18.4%
横ばい	41.9%	44.2%	35.0%	41.5%	47.5%	63.6%	51.4%	43.4%
やや消極化	6.8%	7.7%	10.0%	12.3%	8.2%	.0%	8.1%	8.0%
消極化	2.1%	.0%	5.0%	4.6%	6.6%	18.2%	5.4%	3.6%
わからない	26.1%	11.5%	10.0%	16.9%	21.3%	.0%	13.5%	20.0%
経営改善支援								
積極化	4.3%	7.7%	2.5%	4.6%	1.6%	18.2%	2.7%	4.4%
やや積極化	18.4%	26.9%	37.5%	18.5%	19.7%	9.1%	21.6%	21.0%
横ばい	44.0%	40.4%	37.5%	43.1%	41.0%	54.5%	48.6%	43.2%
やや消極化	6.8%	13.5%	7.5%	13.8%	8.2%	.0%	10.8%	8.8%
消極化	1.7%	.0%	7.5%	4.8%	6.6%	18.2%	2.7%	3.4%
わからない	24.8%	11.5%	7.5%	15.4%	23.0%	.0%	13.5%	19.2%
自治体への協力姿勢								
積極化	5.1%	7.7%	7.5%	1.5%	.0%	18.2%	2.7%	4.6%
やや積極化	22.6%	28.8%	27.5%	24.6%	21.3%	9.1%	21.6%	23.4%
横ばい	42.3%	40.4%	37.5%	38.5%	42.6%	45.5%	48.6%	41.8%
やや消極化	6.0%	9.6%	10.0%	16.9%	8.2%	9.1%	10.8%	8.8%
消極化	1.7%	.0%	10.0%	1.5%	4.9%	18.2%	2.7%	3.0%
わからない	22.2%	13.5%	7.5%	16.9%	23.0%	.0%	13.5%	18.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 21 指定金融機関の自治体施策に対する協力姿勢

問 21 は、この 5 年程度の間に、自治体の指定金融機関の創業支援、経営改善支援、および地方自治体の商工・産業振興施策の 3 項目に対する協力姿勢に変化があったかどうかを聞いている。全体として見れば、全項目についてほぼ同じ回答傾向がみられる。例えば、「横ばい」であるという回答は、3 項目すべてで 40% 台前半である。「積極化」、「やや積極化」を合わせたものも、すべての項目で 25% 超程度となっている一方で、「やや消極化」、「消極化」を合わせた値は 10% 超程度である。

自治体別に見ると、創業支援については、人口規模の大きな自治体で積極化している割合が高い傾向にある。例えば、「積極化」、「やや積極化」を合わせた値をみると、政令指定都市で 36. 5%、中核市で 40. 0% となっている一方で、町村は 21. 6%、人口 10 万人未満の自治体は 16. 4% と半分程度の値となって

いる。同様の傾向は、経営改善支援および自治体への協力姿勢についても見られる。経営改善支援が「積極化」、「やや積極化」しているという回答割合は、政令指定都市で 34. 6%、中核市で 40. 0%である一方で、町村では 24. 3%、人口 10 万人未満の自治体で 21. 3%となっている。自治体への協力姿勢についても、「積極化」、「やや積極化」しているという回答割合は、政令指定都市で 36. 5%、中核市で 35. 0%である一方で、町村では 24. 3%、人口 10 万人未満の自治体で 21. 3%となっている。東京 23 区はサンプル数が少ないためにはっきりした傾向を示すことは難しいが、いずれの項目においても、「積極化」しているという回答と「消極化」しているという回答が同数となっている。

いずれの支援についても、積極化したという回答は 25%程度となっており、40%以上の自治体では、金融機関の支援姿勢は横ばいのままである。金融機関の支援がより積極的になされる動機付け、特に、規模の小さな自治体で、金融機関の積極的支援を促す仕組みが求められている。

問 22-1: あなたの自治体の指定金融機関が地元で顧客企業に対して行っている支援の内容について、近年どのような変化があったと感じますか。あてはまるものを一つお選びください。

＜有用さの変化＞

1. 以前よりも有用なものになった
2. 有用さに変化はない
3. 以前ほど有用でなくなった
4. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 以前よりも有用なものになった	8.1%	9.6%	17.5%	10.8%	4.9%	18.2%	10.8%	9.4%
2 有用さに変化はない	55.6%	63.5%	55.0%	49.2%	54.1%	72.7%	45.9%	55.0%
3 以前ほど有用でなくなった	7.7%	9.6%	7.5%	9.2%	9.8%	.0%	8.1%	8.2%
4 わからない	28.6%	17.3%	20.0%	30.8%	31.1%	9.1%	35.1%	27.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 22-1 指定金融機関の顧客企業に対する支援の有用さの変化

問 22-1 は、指定金融機関が地元で顧客企業に対して行っている支援の有用さに近年どのような変化があったかを聞いている。全体をみると、「有用さに変化はない」という回答が最も多く 55.0%、次いで「以前よりも有用になった」という回答と「以前ほど有用でなくなった」という回答がほぼ同じでそれぞれ 9.4%、8.2%となっている。

自治体別にみても、中核市において、「以前よりも有用になった」という回答が「以前ほど有用でなくなった」という回答の約 2 倍、逆に人口 10 万人未満の自治体では、「以前ほど有用でなくなった」という回答が「以前よりも有用になった」という回答の約 2 倍となっているのが特徴的である。

問 22-2: あなたの自治体の指定金融機関が地元で顧客企業に対して行っている支援の内容について、近年どのような変化があったと感じますか。あてはまるものを一つお選びください。

＜内容の変化＞

1. 種類が増えた
2. 高度化している
3. 他の機関・団体と連携したものが増えた
4. 支援により経営改善できた企業が増えている
5. 上記以外の好ましい変化があった
6. 支援先企業の対象が狭くなってしまった
7. 上記以外の好ましくない変化があった
8. 変化は感じられない
9. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 種類が増えた	17.5%	26.9%	17.5%	10.8%	3.3%	9.1%	8.1%	15.0%
2 高度化している	12.8%	17.3%	25.0%	9.2%	9.8%	27.3%	8.1%	13.4%
3 他の機関・団体と連携したものが増えた	22.2%	26.9%	12.5%	15.4%	8.2%	27.3%	5.4%	18.2%
4 支援により経営改善できた企業が増えている	12.4%	13.5%	15.0%	7.7%	8.2%	.0%	8.1%	11.0%
5 上記以外の好ましい変化があった	6.0%	1.9%	12.5%	4.6%	1.6%	.0%	8.1%	5.4%
6 支援先企業の対象が狭くなってしまった	7.3%	7.7%	5.0%	6.2%	8.2%	.0%	2.7%	6.6%
7 上記以外の好ましくない変化があった	1.7%	1.9%	.0%	1.5%	4.9%	.0%	5.4%	2.2%
8 変化は感じられない	21.4%	21.2%	22.5%	26.2%	36.1%	63.6%	40.5%	26.2%
9 わからない	29.1%	11.5%	15.0%	27.7%	32.8%	.0%	21.6%	25.2%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 22-2 指定金融機関の顧客企業に対する支援の内容の変化

問 22-2 は、指定金融機関が地元で顧客企業に対して行っている支援の内容に近年どのような変化があったかを具体的に聞いている。全体としては、「変化は感じられない」、「わからない」という回答がそれぞれ 25%を超える中で、「ほかの機関・団体と連携したものが増えた」という回答割合が 18.2%、次いで

「種類が増えた」が 15. 0%、「高度化している」が 13. 4%となっている。

自治体別に見ると、支援内容の変化がプラスであると評価しているのは、人口規模の大きな自治体が多い。例えば、政令指定都市の 26. 9%、中核市の 17. 5%で「種類が増えた」という回答している一方で、町村では 8. 1%、人口 10 万人未満の自治体では 3. 3%となっている。また、「高度化している」についても、政令指定都市で 17. 3%、中核市で 25. 0%となっている一方で、町村では 8. 1%、人口 10 万人未満の自治体では 9. 8%にとどまっている。同様の傾向は、「他の機関・団体と連携したものが増えた」、「支援により経営改善できた企業が増えている」でも見られる。前者については、政令指定都市で 26. 9%、中核市で 12. 5%となっている一方で、町村では 5. 4%、人口 10 万人未満の自治体では 8. 2%となっている。また、後者についても、政令指定都市で 13. 5%、中核市で 15. 0%となっている一方で、町村では 8. 1%、人口 10 万人未満の自治体では 8. 2%にとどまっている。逆に、「変化が感じられない」という回答は、町村や人口 10 万人未満の自治体ほど多い。町村では 40. 5%、人口 10 万人未満の自治体では 36. 1%が「変化が感じられないとしている」としているが、政令都市と中核市での値は、それぞれ 21. 2%、22. 5%と低い水準になっている。また、「上記以外の好ましくない変化があった」という回答も、値自体は小さいものの、人口の少ない自治体ほど多い傾向がみられる。

このように政令指定都市（「種類が増えた」や「他の機関・団体と連携したものが増えた」を高評価）や中核市（「高度化している」を高評価）などの大きな自治体では指定金融機関の取り組みを評価する傾向があるが、逆に小さな自治体では「変化が感じられない」との意見が強い。リソースの限られている小さな自治体のエリアで、地域金融機関の顧客支援の「目に見える」積極化が求められている。

問 23: あなたの自治体の指定金融機関が連携して、地域経済の振興・再生に取り組んでいると思われる機関・団体等について、以下からあてはまるものを全てお選びください。

(いくつでも)

1. 都道府県 2. 市区町村 3. 地方自治体の産業支援外部団体
4. 他の金融機関 5. 商工会議所・商工会
6. 地元の経済団体(商店街、業界団体など) 7. 大学などの研究機関
8. 専門家(税理士、公認会計士や弁護士など) 9. 上記以外の機関・団体
10. 連携している先があるとは思わない 11. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 都道府県	47.9%	40.4%	25.0%	29.2%	36.1%	72.7%	13.5%	39.4%
2 市区町村	34.2%	50.0%	45.0%	40.0%	42.6%	27.3%	37.8%	38.6%
3 地方自治体の産業支援外部団体	29.9%	32.7%	27.5%	26.2%	16.4%	18.2%	5.4%	25.8%
4 他の金融機関	10.3%	5.8%	10.0%	15.4%	6.6%	9.1%	8.1%	9.8%
5 商工会議所・商工会	30.8%	23.1%	42.5%	43.1%	29.5%	63.6%	37.8%	33.6%
6 地元の経済団体(商店街、業界団体など)	19.7%	17.3%	12.5%	18.5%	19.7%	27.3%	5.4%	17.8%
7 大学などの研究機関	27.8%	21.2%	22.5%	16.9%	13.1%	18.2%	2.7%	21.4%
8 専門家(税理士、公認会計士や弁護士など)	11.5%	5.8%	17.5%	6.2%	4.9%	18.2%	2.7%	9.4%
9 上記以外の機関・団体	5.6%	5.8%	5.0%	4.6%	1.6%	9.1%	5.4%	5.0%
10 連携している先があるとは思わない	6.0%	3.8%	2.5%	3.1%	8.2%	.0%	13.5%	5.8%
11 わからない	22.2%	19.2%	12.5%	20.0%	27.9%	.0%	27.0%	21.4%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 23 指定金融機関の連携先(複数回答可)

問 23 は、指定金融機関がどの機関・団体等と連携して、地域経済の振興・再生に取り組んでいると思うかを聞いている。全体として、指定金融機関の連携相手として回答の多いは、「都道府県」が 39. 4%、「市区町村」が 38. 6%、「商工会議所・商工会」が 33. 6%となっている。少ないのは、「専門家(税理士、

公認会計士や弁護士など）」の 9.4%、「他の金融機関」の 9.8%、となっている。

自治体別にみると、町村や人口 10 万人未満の自治体は、「わからない」、あるいは「連携している先があるとは思わない」という回答が他に比べて多くなっているという特徴がある。両者を合わせると、町村は 40.5%、人口 10 万人未満の自治体は 36.1%となっている。それ以外の自治体では、この数値は 20% 台であることから、人口規模の小さな自治体の回答が他とやや異なる傾向を見せているといえよう。

問 24: 以下のそれぞれの分野において、あなたの自治体と指定金融機関との連携はどの程度効果的だと思いますか。あてはまるものを(非常に有効、有効、あまり有効ではない、全く有効ではない、わからない、の中から)一つお選びください。

1. 企業誘致 2. 新産業の育成 3. 地域経済を担う人材の育成
4. 中小企業の経営力の強化 5. 商店街の活性化 6. 地域経済の調査・研究
7. 地域の将来計画の策定

		1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区 (特別区)	7. 町村	全体
企業誘致	非常に有効	9.4%	11.5%	17.5%	4.6%	4.9%	18.2%	16.2%	9.8%
	有効	45.3%	46.2%	37.5%	47.7%	42.6%	27.3%	43.2%	44.2%
	あまり有効ではない	22.2%	25.0%	25.0%	26.2%	23.0%	36.4%	35.1%	24.6%
	全く有効ではない	3.4%	3.8%	2.5%	4.6%	14.8%	9.1%	2.7%	5.0%
	わからない	19.7%	13.5%	17.5%	16.9%	14.8%	9.1%	2.7%	16.4%
新産業の育成	非常に有効	7.3%	13.5%	7.5%	9.2%	3.3%	18.2%	16.2%	8.6%
	有効	50.4%	44.2%	50.0%	44.6%	44.3%	36.4%	37.8%	47.0%
	あまり有効ではない	22.6%	26.9%	22.5%	30.8%	27.9%	18.2%	40.5%	26.0%
	全く有効ではない	2.6%	3.8%	2.5%	3.1%	11.5%	18.2%	2.7%	4.2%
	わからない	17.1%	11.5%	17.5%	12.3%	13.1%	9.1%	2.7%	14.2%
地域人材の育成と担	非常に有効	7.7%	15.4%	10.0%	4.6%	4.9%	18.2%	21.6%	9.2%
	有効	42.3%	36.5%	37.5%	44.6%	41.0%	36.4%	37.8%	41.0%
	あまり有効ではない	29.9%	34.6%	35.0%	35.4%	32.8%	36.4%	35.1%	32.4%
	全く有効ではない	3.0%	1.9%	2.5%	0%	6.6%	0%	5.4%	3.0%
	わからない	17.1%	11.5%	15.0%	15.4%	14.8%	9.1%	0%	14.4%
中小企業の経営力の強化	非常に有効	8.5%	17.3%	15.0%	7.7%	4.9%	18.2%	16.2%	10.2%
	有効	47.9%	44.2%	42.5%	49.2%	49.2%	27.3%	54.1%	47.4%
	あまり有効ではない	23.5%	19.2%	22.5%	27.7%	27.9%	27.3%	21.6%	24.0%
	全く有効ではない	3.4%	7.7%	5.0%	1.5%	4.9%	9.1%	8.1%	4.4%
	わからない	16.7%	11.5%	15.0%	13.8%	13.1%	18.2%	0%	14.0%
商店街の活性化	非常に有効	2.1%	9.6%	12.5%	1.5%	1.6%	27.3%	16.2%	5.2%
	有効	33.3%	32.7%	30.0%	41.5%	27.9%	36.4%	40.5%	34.0%
	あまり有効ではない	37.6%	32.7%	35.0%	36.9%	42.6%	9.1%	32.4%	36.4%
	全く有効ではない	6.8%	13.5%	10.0%	9.2%	11.5%	18.2%	5.4%	8.8%
	わからない	20.1%	11.5%	12.5%	10.8%	16.4%	9.1%	5.4%	15.6%
地域経済の調査・研究の調	非常に有効	6.8%	3.8%	7.5%	1.5%	1.6%	18.2%	8.1%	5.6%
	有効	35.0%	42.3%	45.0%	44.6%	49.2%	45.5%	40.5%	40.2%
	あまり有効ではない	33.8%	30.8%	25.0%	38.5%	23.0%	27.3%	35.1%	32.0%
	全く有効ではない	6.4%	7.7%	7.5%	4.6%	9.8%	9.1%	10.8%	7.2%
	わからない	17.9%	15.4%	15.0%	10.8%	16.4%	0%	5.4%	15.0%
地域画の策得定来計	非常に有効	6.0%	5.8%	10.0%	1.5%	3.3%	18.2%	2.7%	5.4%
	有効	31.2%	32.7%	37.5%	36.9%	37.7%	36.4%	32.4%	33.6%
	あまり有効ではない	35.9%	36.5%	32.5%	43.1%	32.8%	36.4%	51.4%	37.4%
	全く有効ではない	7.7%	13.5%	5.0%	6.2%	8.2%	9.1%	8.1%	8.0%
	わからない	19.2%	11.5%	15.0%	12.3%	18.0%	0%	5.4%	15.6%
総回答数		234	52	40	65	61	11	37	500

表 24 自治体と指定金融機関の連携効果

問 24 は、指定金融機関との連携が、「企業誘致」、「新産業の育成」、「地域経済を担う人材の育成」、「中小企業の経営力の強化」、「商店街の活性化」、「地域経済の調査・研究」、「地域の将来計画の策定」のそれぞれに対して、どの程度効果的かを聞いている。

はじめに全体の傾向を見てみよう。「企業誘致」に関して、連携が「非常に有

効である」とするのは9.8%となっている。最も多い回答は、「有効」であり、両者を合わせると54%の自治体が有効であると考えている。この数字は、「あまり有効ではない」、「全く有効ではない」という回答を合わせた29.6%を上回っている。自治体と金融機関の連携が有効であるという回答は、「新産業の育成」、「地域経済を担う人材の育成」、「中小企業の経営力の強化」でも見られる。

「非常に有効である」、「有効である」を合わせた値は、「新産業の育成」で55.6%、「地域経済を担う人材の育成」で50.2%、「中小企業の経営力の強化」で57.6%となっている。他方で、「商店街の活性化」、「地域経済の調査・研究」、「地域の将来計画の策定」については、いずれも40%台となっており、連携が有効であるとする割合が10%ポイント以上低くなっている。

自治体別にみると、町村において、「地域経済を担う人材の育成」、「中小企業の経営力の強化」、「商店街の活性化」などにおいて連携が有効であると回答する割合が、他に比べて大きい。「非常に有効である」、「有効である」を合わせた値は、「地域経済を担う人材の育成」について、町村では59.4%であり、東京23区を除いた他の自治体ではすべて40%から50%程度であることとは顕著な違いを見せている。また、「中小企業の経営力の強化」でも町村の70.3%が「非常に有効である」、「有効」と答えている一方で、他の自治体のほとんどが50%台となっている。「商店街の活性化」に関しても、町村が有効であると回答する割合は、他の自治体に比べて10%ポイント程度高くなっている。それ以外の項目では、自治体別に目立った違いは観察されない。

規模の小さな自治体において、人材に関わる課題が地域振興にとっての最大の問題となっている中で、問24は、金融機関と自治体の連携が人材育成に効果が高いという回答を示している。このことからすると、地方において人材育成に資する連携拡大が一層求められるともいえる。

問 25:あなたの自治体の指定金融機関が、他の金融機関と合併や経営統合をすることで規模拡大を図るとした場合、どのように感じになりますか。あてはまるものを全てお選び下さい。(いくつでも)

1. 経営基盤が強固になり、安心である
2. 提供される商品の種類が増える
3. 提供される企業支援の質が向上する
4. 上記以外の理由で、地域にとって好ましい影響がある
5. あなたの自治体との連携関係が弱まる心配がある
6. 貸出審査の基準が厳しくなる心配がある
7. 過去の取引関係が評価されなくなる心配がある
8. 店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である
9. 上記以外の理由で、地域にとって好ましくない影響がある
10. 地域に影響はない
11. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 経営基盤が強固になり、安心である	32.1%	57.7%	40.0%	41.5%	29.5%	36.4%	21.6%	35.6%
2 提供される商品の種類が増える	14.5%	23.1%	10.0%	10.8%	9.8%	36.4%	5.4%	13.8%
3 提供される企業支援の質が向上する	15.0%	17.3%	20.0%	23.1%	11.5%	9.1%	2.7%	15.2%
4 上記以外の理由で、地域にとって好ましい影響がある	6.0%	7.7%	20.0%	7.7%	3.3%	.0%	10.8%	7.4%
5 あなたの自治体との連携関係が弱まる心配がある	12.0%	9.6%	25.0%	18.5%	11.5%	9.1%	10.8%	13.4%
6 貸出審査の基準が厳しくなる心配がある	17.1%	5.8%	15.0%	20.0%	21.3%	.0%	8.1%	15.6%
7 過去の取引関係が評価されなくなる心配がある	17.5%	9.6%	15.0%	9.2%	9.8%	18.2%	2.7%	13.4%
8 店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である	29.1%	21.2%	30.0%	26.2%	29.5%	36.4%	18.9%	27.4%
9 上記以外の理由で、地域にとって好ましくない影響がある	4.3%	3.8%	2.5%	6.2%	3.3%	9.1%	5.4%	4.4%
10 地域に影響はない	8.1%	5.8%	7.5%	13.8%	11.5%	18.2%	13.5%	9.6%
11 わからない	23.9%	11.5%	12.5%	12.3%	23.0%	.0%	32.4%	20.2%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 25 指定金融機関の合併や経営統合を通じた規模拡大に対する考え（複数回答可）

問 25 は、指定金融機関が、他の金融機関と合併や経営統合をすることで規模拡大を図るとした場合にどのような影響があると思うかを聞いている⁷。「経営基盤が強固になり、安心である」、「提供される商品の種類が増える」、「提供される企業支援の質が向上する」、「上記以外の理由で、地域にとって好ましい影響がある」をプラス面への期待、「あなたの自治体との連携関係が弱まる心配がある」、「貸出審査の基準が厳しくなる心配がある」、「過去の取引関係が評価されなくなる心配がある」、「店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である」、「上記以外の理由で、地域にとって好ましくない影響がある」をマイナス面への不安と捉えると、全体としてプラスの効果を期待する回答とマイナス面を心配する回答がほぼ同程度の割合となっている。プラス面の期待として一番高いのは、「経営基盤が強固になり、安心である」で全体の 35. 6%を占めている。逆に、マイナス面では、「店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である」という回答が最も多く、全体の 27. 4%となっている。

自治体別にみても、「経営基盤が強固になり、安心である」、「提供される商品の種類が増える」、「提供される企業支援の質が向上する」といったプラス面への期待は、人口規模の大きな自治体ほど高い。政令指定都市と中核市の数字は、「経営基盤が強固になり、安心である」について 57. 7%、40. 0%、「提供される商品の種類が増える」については 23. 1%、10. 0%、「提供される企業支援の質が向上する」については 17. 3%、20. 0%となっている。他方で、

⁷ 地方金融機関の経営統合は、しばしば地方政治にとって大きな問題となる。たとえば、常陽銀行と足利ホールディングス（HD）の統合の話が進んだ際に、常陽銀行の地元である水戸市の市長は、新しい統合持ち株会社の本社を水戸市に置くよう要請して、「県庁所在地でもある水戸市だが東証 1 部の上場企業は 2 社しかない。それが 1 社になるのは影響が大きい」と発言している。（『日本経済新聞』地方経済面 北関東 2015 年 11 月 26 日）。なお、新しい持ち株会社「めぶきフィナンシャルグループ（FG）」の本社は東京都内におかれることになったが、地元への配慮から「本社を東京に置きながら、一方で実質的な機能を水戸市と宇都宮市に残し、オフィスを「水戸本社」「宇都宮本社」と称する」ことになった（『日本経済新聞』地方経済面北関東 2016 年 4 月 26 日）。

町村と人口十万人未満の自治体を見れば、「経営基盤が強固になり、安心である」について 21. 6%、29. 5%、「提供される商品の種類が増える」については 5. 4%、9. 8%、「提供される企業支援の質が向上する」については 2. 7%、11. 5%と、いずれの値も政令指定都市と中核市よりも低くなっている。

マイナス面への不安に関する回答には、自治体による大きな差は見られない。一般的に考えると、営業範囲が広がることで、地元意識が弱まり、過疎地域への対応が手薄になると考えられるので、小規模自治体ほど「店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である」との懸念が強いと予想されたが、必ずしもそうした傾向は見られなかった。むしろ、規模拡大の影響が「わからない」、あるいは「地域に影響はない」という回答が、政令指定都市で 11. 5%、5. 8%、中核市で 12. 5%、7. 5%となっている一方で、町村で 32. 4%、13. 5%、また人口 10 万人未満の自治体で 23. 0%、11. 5%と大きな値を示していることから、人口の小さな自治体の職員の方が、銀行の合併等の影響を切実な問題であると認識していないようである。これは、すでにこうした地域での銀行の関与が希薄になっているためかもしれない。

人材の育成が地域振興戦略の策定において重要視される中で、規模の小さい自治体については指定金融機関との連携が人材育成に効果的と考えられていた。問 23 において指定金融機関の提携しているパートナーについてわからないという回答が特に小さな自治体で多かったこと、また、本問において指定金融機関の規模拡大が地域にどのような影響を与えるかわからないという回答が多いことなどからは、指定金融機関に対する自治体の認識不足があるようにも思われる。地域振興戦略策定の中で重要な役割を果たすであろう金融機関との連携を進めるにあたって、提携パートナーに関する情報や認識が不足しているということは、一つの障害になる可能性がある。

問 26: あなたの自治体が地域活性化を図るパートナーとして、下記の主体はどの程度重要ですか。あてはまるものを(非常に重要、重要、あまり重要ではない、全く重要ではない、わからない、の中から)一つお選びください。

1. 指定金融機関 2. それ以外の民間金融機関 3. 政府系金融機関
4. 信用保証協会 5. 商工会議所・商工会 6. 地元の専門家
7. 地元の大学・研究機関

		1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都 区(特別区)	7. 町村	全体
指定金融機関	非常に重要	12.8%	13.5%	20.0%	9.2%	11.5%	18.2%	18.9%	13.4%
	重要	58.1%	53.8%	50.0%	60.0%	45.9%	45.5%	37.8%	54.0%
	あまり重要ではない	15.0%	21.2%	15.0%	12.3%	26.2%	18.2%	24.3%	17.4%
	全く重要ではない	.9%	1.9%	2.5%	1.5%	3.3%	9.1%	8.1%	2.2%
それ以外の民間金融機関	非常に重要	13.2%	9.6%	12.5%	16.9%	13.1%	9.1%	10.8%	13.0%
	重要	9.4%	9.6%	7.5%	4.6%	6.6%	18.2%	5.4%	8.2%
	あまり重要ではない	58.5%	55.8%	52.5%	67.7%	49.2%	54.5%	43.2%	56.6%
	全く重要ではない	18.4%	21.2%	22.5%	9.2%	32.8%	18.2%	32.4%	20.6%
政府系金融機関	非常に重要	.9%	3.8%	5.0%	3.1%	.0%	.0%	8.1%	2.2%
	重要	12.8%	9.6%	12.5%	15.4%	11.5%	9.1%	10.8%	12.4%
	あまり重要ではない	7.7%	9.6%	15.0%	4.6%	8.2%	18.2%	10.8%	8.6%
	全く重要ではない	43.2%	34.6%	40.0%	46.2%	41.0%	45.5%	32.4%	41.4%
信用保証協会	非常に重要	32.1%	36.5%	27.5%	26.2%	34.4%	18.2%	29.7%	31.2%
	重要	3.0%	5.8%	2.5%	4.6%	3.3%	9.1%	13.5%	4.4%
	あまり重要ではない	14.1%	13.5%	15.0%	18.5%	13.1%	9.1%	13.5%	14.4%
	全く重要ではない	12.0%	9.6%	17.5%	9.2%	8.2%	18.2%	5.4%	11.0%
商工会議所・商工会	非常に重要	46.2%	44.2%	37.5%	47.7%	37.7%	63.6%	45.9%	44.8%
	重要	24.8%	32.7%	27.5%	23.1%	39.3%	9.1%	29.7%	27.4%
	あまり重要ではない	2.1%	5.8%	5.0%	3.1%	3.3%	.0%	5.4%	3.2%
	全く重要ではない	15.0%	7.7%	12.5%	16.9%	11.5%	9.1%	13.5%	13.6%
地元の専門家	非常に重要	16.7%	17.3%	25.0%	27.7%	34.4%	27.3%	35.1%	22.6%
	重要	54.3%	46.2%	40.0%	40.0%	32.8%	54.5%	43.2%	47.0%
	あまり重要ではない	16.2%	25.0%	20.0%	18.5%	16.4%	9.1%	13.5%	17.4%
	全く重要ではない	1.3%	3.8%	2.5%	1.5%	6.6%	.0%	2.7%	2.4%
地元の大学・研究機関	非常に重要	11.5%	7.7%	12.5%	12.3%	9.8%	9.1%	5.4%	10.6%
	重要	7.7%	17.3%	5.0%	6.2%	9.8%	18.2%	8.1%	8.8%
	あまり重要ではない	41.9%	38.5%	47.5%	40.0%	29.5%	45.5%	45.9%	40.6%
	全く重要ではない	31.2%	30.8%	27.5%	35.4%	42.6%	27.3%	29.7%	32.6%
総回答数	非常に重要	5.1%	5.8%	7.5%	3.1%	1.6%	.0%	5.4%	4.6%
	重要	14.1%	7.7%	12.5%	15.4%	16.4%	9.1%	10.8%	13.4%
	あまり重要ではない	15.0%	23.1%	15.0%	15.4%	11.5%	18.2%	8.1%	15.0%
	全く重要ではない	50.9%	40.4%	45.0%	40.0%	41.0%	45.5%	43.2%	46.0%
	非常に重要	19.7%	25.0%	22.5%	23.1%	27.9%	36.4%	32.4%	23.2%
	重要	3.0%	3.8%	10.0%	7.7%	8.2%	.0%	2.7%	4.8%
	あまり重要ではない	11.5%	7.7%	7.5%	13.8%	11.5%	.0%	13.5%	11.0%
	全く重要ではない								
総回答数		234	52	40	65	61	11	37	500

表 26 自治体のパートナーとしての重要度

地域活性化には地域の主体間の協力関係が不可欠である。このとき、自治体はどの機関・主体を連携先パートナーとして最も重視しているであろうか。問 26 は、地域活性化を図るパートナーとして、「指定金融機関」、「それ以外の民間金融機関」、「政府系金融機関」、「信用保証協会」、「商工会議所・商工会」、「地元の専門家」、「地元の大学・研究機関」のそれぞれに対する重要度を聞いている。全体としてみると、どのパートナーも「非常に重要」、「重要」であるとする割合は、ほぼ 50%を超えている。とりわけ重要度が高いと考えられているのが、「商工会議所・商工会」と「指定金融機関」、「それ以外の民間金融機関」で、「非常に重要」「重要」であるとする割合は、それぞれ 69. 6%、67. 4%、64. 8%となっている。

各パートナーに対する重要度の回答結果は、自治体によってそれほど大きな違いは見られないなか、町村と東京 23 区における「商工会議所・商工会」の重要度が 78. 3%、81. 8%と他の自治体に比べて、10%ポイント程度高いことがやや目立っている。また、「地元の大学・研究機関」や「地元の専門家」の重要度が政令指定都市や東京 23 区で高めであり、町村や人口 10 万人未満の市では低くなっている点もやや目立っている。小規模自治体では、地元に関係する専門家や大学などの連携すべき機関が少ないことを意味しているのであろう。こうした自治体が地域活性化をはかるためには、より広域に連携先を探せるようなノウハウや情報を国や都道府県が提供することが求められている。

問 27: 金融機関と自治体が協働するうえで、これまでに経験した障害として、あてはまるものを全てお選びください。（いくつでも）

1. 自治体の職員の側に、金融に関する知識が乏しい
2. 自治体の職員の側に、金融機関に対する不信感がある
3. 地域のリーダーになる金融機関がはつきりしない
4. 金融機関が、自治体との協働に消極的である
5. 金融機関の担当者の能力が低い
6. 金融機関の責任者、決定権者が誰かわかりにくい
7. 金融機関の意思決定が遅い
8. その他の重要な障害がある
9. 協働したことがない
10. わからない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 自治体の職員の側に、金融に関する知識が乏しい	49.1%	55.8%	52.5%	63.1%	54.1%	72.7%	62.2%	54.0%
2 自治体の職員の側に、金融機関に対する不信感がある	14.5%	7.7%	5.0%	3.1%	9.8%	27.3%	8.1%	10.8%
3 地域のリーダーになる金融機関がはつきりしない	12.8%	28.8%	12.5%	20.0%	19.7%	36.4%	18.9%	17.2%
4 金融機関が、自治体との協働に消極的である	18.4%	23.1%	22.5%	27.7%	18.0%	36.4%	21.6%	21.0%
5 金融機関の担当者の能力が低い	12.4%	15.4%	17.5%	16.9%	11.5%	27.3%	5.4%	13.4%
6 金融機関の責任者、決定権者が誰かわかりにくい	12.4%	15.4%	17.5%	20.0%	14.8%	.0%	13.5%	14.2%
7 金融機関の意思決定が遅い	22.6%	13.5%	7.5%	18.5%	13.1%	.0%	10.8%	17.4%
8 その他の重要な障害がある	5.1%	5.8%	5.0%	6.2%	9.8%	18.2%	2.7%	6.0%
9 協働したことがない	6.8%	5.8%	2.5%	6.2%	8.2%	.0%	18.9%	7.2%
10 わからない	19.2%	15.4%	20.0%	15.4%	19.7%	.0%	8.1%	17.2%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 27 金融機関と自治体の協働における障害（複数回答可）

地域経済の活性化という共通の目的を持つ自治体と民間金融機関であるが、他方で、営利を目的にする民間金融機関と自治体の間では、様々な意見の相違や利害対立が生じ、それが時として、両者の連携の障害になる場合がある。両

者が協働するための障害は何であろうか。この問いに答えてもらっているのが問 27 である。そこでは、金融機関と自治体が協働するうえで、これまでに経験した障害にどのようなものがあったかを聞いている。全体の回答結果の中で、圧倒的な割合を占めているのが「自治体の職員の側に、金融に関する知識が乏しい」であり全体の 54. 0%となっている。次に続くのが、「金融機関が、自治体との協働に消極的である」、「金融機関の意思決定が遅い」のそれぞれ 21. 0%、17. 4%であることからすると、自治体職員の金融知識不足が障害の主たる要因になっていると認識されていることがうかがえる。

「自治体の職員の側に、金融に関する知識が乏しい」という回答が多い自治体を順に見ていくと東京 23 区が 72. 7%、人口 10 万人以上の自治体が 63. 1%、町村が 62. 2%となっており、一番少ない都道府県で 49. 1%となっている。また、東京 23 区では「そのほかの重要な障害がある」、また、町村では「協働したことがない」という回答が、それぞれ 18. 2%、18. 9%と、他の自治体に比べて目立って大きな値を示しており、地域によって、金融機関と自治体の協働を行う際の障害に差がある可能性も指摘できよう。

自治体と指定金融機関との連携が地域振興政策の実施において効果的と認識されている中で、その障害は極力取り除かれなければならない。問 27 の回答で示されている自治体職員の金融知識の不足という障害も自治体の中での人材育成が十分になされていないことから生じていると考えられるため、この点においても自治体内での人材育成は効果があると考えられる。

問 28: 金融庁が進める地域密着型金融について、どう思いますか。当てはまるものを全てお選びください。（いくつでも）

1. 金融機関の行動をよい方向に変えている
2. 金融機関は金融庁の方ばかりを見て、地域を見ていない
3. 中小企業への貸し渋りを助長している
4. 自治体と連携するように指導すべきである
5. 上記のどれもあてはまらない
6. 金融行政について知らない

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体
1 金融機関の行動をよい方向に変えている	22.2%	21.2%	37.5%	18.5%	11.5%	27.3%	5.4%	20.4%
2 金融機関は金融庁の方ばかりを見て、地域を見ていない	23.5%	23.1%	17.5%	21.5%	18.0%	27.3%	21.6%	22.0%
3 中小企業への貸し渋りを助長している	15.8%	28.8%	15.0%	12.3%	19.7%	18.2%	10.8%	16.8%
4 自治体と連携するように指導すべきである	21.4%	25.0%	30.0%	35.4%	23.0%	36.4%	32.4%	25.6%
5 上記のどれもあてはまらない	12.0%	15.4%	10.0%	13.8%	24.6%	18.2%	18.9%	14.6%
6 金融行政について知らない	25.6%	21.2%	12.5%	26.2%	21.3%	.0%	24.3%	23.0%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500

表 28 金融庁が進める地域密着型金融に対する評価（複数回答可）

金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーシオンシップバンキングの機能強化に向けて」（2003 年 3 月）を受けて、金融庁は 2003 年 3 月に「リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に着手した。リレーシオンシップバンキングとは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」（金融審報告書）のことである。金融庁は、それ以来、地域金融機関の地域密着型金融（リレーシオンバンキング）の機能強化のための施策を展開してきた。2015 年 9 月に発表した『金融行政方針』では、「営業地域における顧客層のニーズを的確に捉えた商

品・サービスの提供を行うとともに、地域の経済・産業を支えていくことが求められる。また、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される。」として、「各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組状況」を金融機関の監督・検査において検証していく姿勢を示している。

問 28 は、金融庁が進める地域密着型金融についての評価を聞いている。回答の多い順に、「自治体と連携するように指導すべきである」が 25. 6%、「金融行政について知らない」が 23. 0%、「金融機関は金融庁の方ばかりを見て、地域を見ていない」が 22. 0%などとなっているが、一つに項目に回答が集中しているということはない。

また、自治体ごとの回答傾向に特徴的なものは見られないものの、他の自治体に比べて、「金融機関の行動をよい方向に変えている」という回答が町村で 5. 4%、人口 10 万人未満の自治体で 11. 5%と低い点、「中小企業への貸し渋りを助長している」という回答が政令指定都市で 28. 8%と高い点は特徴的である。最近の金融行政は、金融機関に対して積極的な貸出を促しているが、産業・商工振興行政の担当者のレベルでも、そうした金融行政の変化を知らない人が相当の割合でいること（あるいは、現場の金融機関の行動が変わっていないためかもしれない）が明らかになった。また、「金融行政について知らない」との回答（この選択肢と選択肢 3 とは排他形式なので、両方を選ぶことはできない）を加えると、産業・商工振興行政の担当者の 4 割は、金融行政の動向を正しく把握していないことになる。金融機関と地方自治体の連携を促す上で、金融行政のスタンスについての共通認識は重要であるだけに、地方自治体の担当者向けに金融行政について広報する仕組みも必要である。

??

問 29: 下記の文章について、共感する度合いを 5 段階(1. 非常に共感、2. ある程度共感、

3. あまり共感しない、4. 全く共感しない、5. わからない)でそれぞれご回答ください。

1. グローバル化は地元企業にとって大きなチャンスである
2. 安倍内閣の地方創生総合戦略は大いに期待できる
3. 地方版総合戦略は地元経済の産業振興に有効である
4. あなたの自治体の地方版総合戦略の策定に民間金融機関が深く関与することは望ましい
5. クラウドファンディングは地元企業の資金調達手段として有望である
6. あなたの自治体の首長は経済のことをよくわかっている
7. 自治体の産業・商工振興の担当職員の多くは、民間企業の実情をよく理解している
8. 自治体の中小企業対策は近年充実している
9. 信用保証制度の条件の厳格化は地元企業にとって深刻な影響がある

		1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市 (人口10万人以上)	5. その他の市 (人口10万人未満)	6. 東京都の区 (特別区)	7. 町村	全体
グローバル化は地元企業にとって大きなチャンスである	非常に共感	6.8%	17.3%	10.0%	1.5%	3.3%	27.3%	8.1%	7.6%
	ある程度共感	56.8%	46.2%	40.0%	53.8%	39.3%	45.5%	43.2%	50.6%
	あまり共感しない	22.2%	26.9%	22.5%	27.7%	31.1%	18.2%	43.2%	26.0%
	全く共感しない	3.8%	1.9%	15.0%	3.1%	11.5%	9.1%	.0%	5.2%
	わからない	10.3%	7.7%	12.5%	13.8%	14.8%	.0%	5.4%	10.6%
安倍内閣の地方創生総合戦略は大いに期待できる	非常に共感	4.3%	3.8%	7.5%	1.5%	1.6%	18.2%	2.7%	4.0%
	ある程度共感	34.2%	34.6%	50.0%	41.5%	26.2%	18.2%	18.9%	34.0%
	あまり共感しない	31.2%	34.6%	17.5%	30.8%	41.0%	27.3%	43.2%	32.4%
	全く共感しない	17.5%	21.2%	17.5%	12.3%	16.4%	36.4%	29.7%	18.4%
	わからない	12.8%	5.8%	7.5%	13.8%	14.8%	.0%	5.4%	11.2%
地方版総合戦略は地元経済の産業振興に有効である	非常に共感	3.8%	7.7%	5.0%	.0%	.0%	18.2%	2.7%	3.6%
	ある程度共感	34.2%	36.5%	45.0%	41.5%	32.8%	18.2%	29.7%	35.4%
	あまり共感しない	35.9%	34.6%	30.0%	36.9%	41.0%	45.5%	37.8%	36.4%
	全く共感しない	10.3%	11.5%	10.0%	6.2%	11.5%	18.2%	21.6%	11.0%
	わからない	15.8%	9.6%	10.0%	15.4%	14.8%	.0%	8.1%	13.6%
あなたの自治体の地方版総合戦略の策定に民間金融機関が深く関与することは望ましい	非常に共感	6.4%	3.8%	7.5%	1.5%	6.8%	18.2%	.0%	5.4%
	ある程度共感	49.1%	50.0%	55.0%	52.3%	45.9%	54.5%	48.6%	49.8%
	あまり共感しない	24.4%	30.8%	25.0%	26.2%	26.2%	27.3%	32.4%	26.2%
	全く共感しない	3.4%	3.8%	2.5%	4.6%	8.2%	.0%	10.8%	4.6%
	わからない	16.7%	11.5%	10.0%	15.4%	13.1%	.0%	8.1%	14.0%
クラウドファンディングは地元企業の資金調達手段として有望である	非常に共感	8.1%	9.6%	17.5%	7.7%	.0%	18.2%	2.7%	7.8%
	ある程度共感	35.0%	34.6%	40.0%	40.0%	31.1%	18.2%	32.4%	35.0%
	あまり共感しない	30.3%	32.7%	25.0%	29.2%	34.4%	54.5%	45.9%	32.2%
	全く共感しない	6.8%	5.8%	5.0%	4.6%	6.6%	9.1%	8.1%	6.4%
	わからない	19.7%	17.3%	12.5%	18.5%	27.9%	.0%	10.8%	18.6%
あなたの自治体の首長は経済のことをよくわかっている	非常に共感	9.4%	3.8%	7.5%	4.6%	4.9%	9.1%	5.4%	7.2%
	ある程度共感	35.0%	36.5%	42.5%	46.2%	32.8%	45.5%	27.0%	36.6%
	あまり共感しない	32.1%	30.8%	25.0%	24.6%	32.8%	36.4%	51.4%	32.0%
	全く共感しない	9.0%	17.3%	15.0%	12.3%	14.8%	9.1%	10.8%	11.6%
	わからない	14.5%	11.5%	10.0%	12.3%	14.8%	.0%	5.4%	12.6%
自治体の産業・商工振興の担当職員の多くは、民間企業の実情をよく理解している	非常に共感	3.4%	3.8%	5.0%	.0%	3.3%	27.3%	2.7%	3.6%
	ある程度共感	26.1%	44.2%	27.5%	36.9%	26.2%	.0%	32.4%	29.4%
	あまり共感しない	45.3%	34.6%	50.0%	32.3%	45.9%	54.5%	54.1%	43.8%
	全く共感しない	12.8%	7.7%	7.5%	18.5%	14.8%	18.2%	5.4%	12.4%
	わからない	12.4%	9.6%	10.0%	12.3%	9.8%	.0%	5.4%	10.8%
自治体の中小企業対策は近年充実している	非常に共感	2.6%	3.8%	2.5%	1.5%	.0%	27.3%	.0%	2.6%
	ある程度共感	30.3%	46.2%	30.0%	23.1%	26.2%	36.4%	27.0%	30.4%
	あまり共感しない	44.9%	32.7%	45.0%	44.6%	44.3%	27.3%	43.2%	43.0%
	全く共感しない	8.5%	7.7%	7.5%	13.8%	14.8%	9.1%	27.0%	11.2%
	わからない	13.7%	9.6%	15.0%	16.9%	14.8%	.0%	2.7%	12.8%
信用保証制度の条件の厳格化は地元企業にとって深刻な影響がある	非常に共感	9.4%	17.3%	12.5%	3.1%	4.9%	18.2%	8.1%	9.2%
	ある程度共感	41.9%	42.3%	35.0%	44.6%	41.0%	45.5%	48.6%	42.2%
	あまり共感しない	28.2%	19.2%	35.0%	26.2%	24.6%	18.2%	18.9%	26.2%
	全く共感しない	4.3%	5.8%	2.5%	6.2%	4.9%	18.2%	8.1%	5.2%
	わからない	16.2%	15.4%	15.0%	20.0%	24.6%	.0%	16.2%	17.2%
総回答数		234	52	40	65	61	11	37	500

表 29 様々な意見に対する共感度

問 29 は、9 つの意見に共感する度合いを 5 段階で聞いている。

まず、「グローバル化は地元企業にとって大きなチャンスである」という意見に対しては、「ある程度共感する」が 50. 6%、次いで「あまり共感しない」が 26. 0%となっている。「あまり共感しない」と「まったく共感しない」を合計した値は、町村と人口 10 万人以下の自治体で、それぞれ 43. 2%、42. 6%となる一方で、東京 23 区で 27. 3%、政令指定都市で 28. 8%となるなど、人口規模の小さな自治体であまり共感しないという割合が大きくなる傾向がみられる。グローバル化の影響には地域差があり、その影響を地域ごとに捉えていくことが重要である。

「安倍内閣の地方創生総合戦略は大いに期待できる」という意見に対しては、「ある程度共感する」が 34. 0%、「あまり共感しない」が 32. 4%と、ほぼ同程度となっており、次いで「まったく共感しない」が 18. 4%で続いている。「あまり共感しない」と「まったく共感しない」を合計した値を自治体別にみると、都道府県で 48. 7%、政令指定都市で 55. 8%、中核市で 35. 0%となる一方で、町村と東京 23 区でその値は高く、前者は 72. 9%、後者は 63. 7%となっている。地方創生のための総合戦略であるにも関わらず、地方、特に町村での期待度が低いのは、制度自体に地方の現状や実態とかい離している部分がある可能性がある。

「地方版総合戦略は地元経済の産業振興に有効である」という意見に対しては、先きの質問と同様の傾向がみられる。「ある程度共感する」が 35. 4%、「あまり共感しない」が 36. 4%と、ほぼ同程度となっており、次いで「まったく共感しない」が 11. 0%で続いている。「あまり共感しない」と「まったく共感しない」を合計した値を自治体別にみても、他の自治体がおおむね 40%台であるのに比べて、町村と東京 23 区でその値は高く、前者は 59. 4%、後者は 63. 7%となっている。

「あなたの自治体の地方版総合戦略の策定に民間金融機関が深く関与するこ

とは望ましい」という意見に対しては、「ある程度共感する」と回答した割合が 49. 8%と最も高く、「非常に共感する」と合わせれば 50%以上となっている。自治体別の回答傾向にそれほど大きな違いは見られないが、「まったく共感しない」と回答した割合が町村と人口 10 万人未満の自治体でやや多くなっている。

「クラウドファンディングは地元企業の資金調達手段として有望である」という意見に対しては、「ある程度共感する」が 35. 0%、「あまり共感しない」が 32. 2%と、ほぼ同程度となっており、「非常に共感する」と「まったく共感しない」もほぼ同程度となって、意見がほぼ 2 分されている。「非常に共感する」と「ある程度共感する」を合計した値は、政令指定都市で 44. 2%、中核市で 57. 5%となっており、町村の 35. 1%、人口 10 万人未満の自治体の 31. 1%に比べると比較的高く出ている。これらの結果について、2 つの見方が可能である。一つは、クラウドファンディングで資金調達が可能になるようなユニークな企業が行政範囲に多いか否かである。この点では、大都市部の方が有利であり、今回の調査結果と整合的である。他方で、非都市部の企業に対する金融機関のコンタクトが減っており、非都市部でこそ、クラウドファンディングのようなインターネットを利用した新しい資金調達を活用する余地が大きいと考えられる。実際、福井県の鯖江市のように積極的にクラウドファンディングに取り組んでいる地方自治体もある。このような観点からは、実際の利用の有無はともかくとして、地方自治体（特に小規模自治体）の職員の金融に関する意識を高める必要性を感じさせる結果であるともいえる。

「あなたの自治体の首長は経済のことをよくわかっている」という意見についても、先の質問と似た傾向がある。「ある程度共感する」が 36. 6%、「あまり共感しない」が 32. 0%と、ほぼ同程度となっている。「非常に共感する」と「まったく共感しない」はそれぞれ 7. 2%、11. 6%となっており、若干ながら「まったく共感しない」という意見に共感する割合が多い。自治体別の回答の分布に顕著な傾向は見られないが、町村において「あまり共感しない」とい

う回答が 51.4%と高い値をとっており、「まったく共感しない」と合わせると 62.2%となっているのが目立っている。

「自治体の産業・商工振興の担当職員の多くは、民間企業の実情をよく理解している」という意見に対しては、「あまり共感しない」が全体の 43.8%と最も高く、「まったく共感しない」と合わせると、全体の 56.2%を占めている。特に、東京 23 区を除けば、町村や人口 10 万人未満の自治体でその値が 60%程度と大きくなっており、政令指定都市の 40%という数字と対照的である。地方自治体(特に小規模自治体)の職員に対する研究機会の必要性を示唆している。

「自治体の中小企業対策は近年充実している」という意見に対しては、「あまり共感しない」が全体の 43.0%、「ある程度共感する」が 30.4%となっており、「あまり共感しない」ほうがやや上回っている。また、「まったく共感しない」と合わせると全体の 54.2%で共感しないという結果になっている。特に、町村において、「まったく共感しない」と「あまり共感しない」を合わせたものが 60.2%と高い値となっているのが目立っている。

「信用保証制度の条件の厳格化は地元企業にとって深刻な影響がある」という意見に対しては、「非常に共感する」と「ある程度共感する」を合わせて 51.4%となっている。「非常に共感する」の比率で見ると、規模の大きな自治体ほど共感度が高い傾向が見られる。すなわち、政令指定都市、中核市、特別区では 10%を超えているが、その他の市や町村では 10%未満となっている。

- 問 30: 次の文章は正しいと思いますか。1. 正しい、2. 誤り、3. わからない、の 3 つの選択肢から 1 つをお選びください。
- 1. 2%の固定利子率で預金している人にとって、インフレ率が高くなれば高くなるほど望ましい
 - 2. 一般的に、一社の株式だけに投資する方が、多くの会社の株式に分散投資するよりも、投資収益は安定する
 - 3. 一般に、利子率が上昇すると、債券価格も上昇する
 - 4. 年利 2%で 5 年間預け替えていくと、100 万円は 110 万円になる(税金をゼロとする)
 - 5. B 社の株式に投資することは、B 社の債務の一部を引き受ける(お金を貸す)ことになる

	1. 都道府県	2. 政令指定都市	3. 中核市	4. その他の市(人口10万人以上)	5. その他の市(人口10万人未満)	6. 東京都の区(特別区)	7. 町村	全体	
2%の固定利子率で預金している人にとって、インフレ率が高くなれば高くなるほど望ましい	正しい 誤り わからない	12.0% 65.4% 22.6%	23.1% 57.7% 19.2%	25.0% 45.0% 30.0%	21.5% 55.4% 23.1%	11.5% 49.2% 39.3%	27.3% 54.5% 18.2%	18.9% 32.4% 48.6%	16.2% 57.0% 26.8%
一般的に、一社の株式だけに投資する方が、多くの会社の株式に分散投資するよりも、投資収益は安定する	正しい 誤り わからない	9.0% 67.5% 23.5%	11.5% 73.1% 15.4%	12.5% 52.5% 35.0%	13.8% 66.2% 20.0%	9.8% 55.7% 34.4%	45.5% 54.5% .0%	10.8% 54.1% 35.1%	11.2% 64.0% 24.8%
一般に、利子率が上昇すると、債券価格も上昇する	正しい 誤り わからない	29.9% 46.2% 23.9%	26.9% 51.9% 21.2%	22.5% 45.0% 32.5%	46.2% 26.2% 27.7%	32.8% 26.2% 41.0%	45.5% 54.5% .0%	35.1% 21.6% 43.2%	32.2% 40.0% 27.8%
年利2%で5年間預け替えていくと、100万円は110万円になる(税金をゼロとする)	正しい 誤り わからない	15.8% 65.4% 18.8%	23.1% 59.6% 17.3%	22.5% 47.5% 30.0%	27.7% 49.2% 23.1%	18.0% 59.0% 23.0%	27.3% 63.6% 9.1%	16.2% 59.5% 24.3%	19.2% 60.0% 20.8%
B社の株式に投資することは、B社の債務の一部を引き受ける(お金を貸す)ことになる	正しい 誤り わからない	28.2% 49.1% 22.6%	34.6% 48.1% 17.3%	27.5% 40.0% 32.5%	26.2% 41.5% 32.3%	29.5% 34.4% 36.1%	36.4% 63.6% .0%	43.2% 24.3% 32.4%	30.0% 44.0% 26.0%
総回答数	234	52	40	65	61	11	37	500	

表 30 様々な問いに対する理解度

問 30 は、経済・金融知識に関する理解度を問いている。これは、地方自治体

の産業・商工振興行政の担当者が客観的にどの程度の金融知識を持っているかを確認するためである。

まず、「2%の固定利子率で預金している人にとって、インフレ率が高くなれば高くなるほど望ましい」という文章の正誤を尋ねている。インフレ率が高ければ固定金利商品の実質金利は下がってしまうので、望ましくない。したがって、この文章は「誤り」である。正解者（「誤り」と回答）が 57. 0%、不正解者（「正しい」と回答）が 16. 2%、「分からない」という回答が 26. 8%となっており、約 6 割がインフレに関しての正しい知識を持っていることがわかった。

自治体別にみると、「分からない」という回答は市町村および人口 10 万人未満の自治体で多く、前者で 48. 6%、後方で 39. 3%が「分からない」と回答している。また、正答率を見ると、都道府県の職員では 65. 4%とかなり高い一方で、町村の職員では 32. 4%にとどまっている。

次に、分散投資に関しての正しい知識を持っているかを知るために、「一般的に、一社の株式だけに投資する方が、多くの会社の株式に分散投資するよりも、投資収益は安定する」という文章についての正誤を尋ねてみた。分散投資の考え方は幅広い金融商品に投資することでリターンの変動を押さえることができるというものであるので、この文章は「誤り」である。正解者（「誤り」と回答）が全体の 64. 0%と 6 割を超えていた。他方で、「分からない」という回答も全体の 24. 8%を占めている。正解率を見ると、政令指定都市で 73. 1%と最も多く、それ以外の自治体はおおむね 50~60%台となっており、町村の職員の正解率も 5 割を超えている。

第 3 番目は、「一般に、利子率が上昇すると、債券価格も上昇する」という債券価格と利子率の基本的な関係に関する知識を問う問題文である。一般的に、利子率が上昇すれば債券価格は下落するので、この問題に対しては「誤り」が正解となる。正解者（「誤り」と回答）が 40. 0%、不正解者（「正しい」と回答）が 32. 2%で、「正しい」と「誤り」が拮抗している。「分からない」とい

う回答も 27. 8%と他の質問と比べて最も高い。正解率を自治体別に見ると、政令指定都市と特別区で正答率が 50%を超えている一方で、人口 10 万以上の市および人口 10 万人未満の市、町村では、不正解者の方が多い結果となっている。

第 4 番目は、「年利 2%で 5 年間預け替えていくと、100 万円は 110 万円になる（税金をゼロとする）」という複利に関する知識を問う問題文である。1 年が終了した段階で 102 万円を受け取り、その翌年に 2%で運用すれば、104 万円ではなく、104 万 400 円となる。このように複利効果が働くので 5 年後には 110 万円よりも多くなる。したがって、この問題文は「誤り」である。正解者（「誤り」と回答）が全体の 60. 0%となっており、不正解者が 19. 2%、「分からない」という回答が 20. 8%であった。この質問については、自治体別の回答傾向に目立った違いはない。

第 5 番目は、「B 社の株式に投資することは、B 社の債務の一部を引き受ける（お金を貸す）ことになる」という問題文である。株式投資の意味を正しく理解しているかを調べる質問であるが、「誤り」が正解である。正解者（「誤り」と回答）が 44. 0%で、不正解者が 30. 0%、「分からない」という回答が 26. 0%とやや多い。自治体別に正解率をみると、東京 23 区が 63. 6%と高い一方で、町村では、正解率は 24. 3%にとどまっており、不正解者の半分ほどにとどまっている。

家森・上山(2016)では、ほぼ同じ質問を、20~30 歳代の大学卒以上の正社員 3000 人に尋ねた。その正答率（若者の正答率と略称する）と、本調査の正答率（自治体職員の正答率と略称する）を比較すると、文章 1（2%の固定利子率で預金している人にとって、インフレ率が高くなれば高くなるほど望ましい）の正答率は、若者が 46. 0%に対して、自治体職員が 57. 0%、文章 2 について 56. 2%対 64. 0%、文章 3 が 24. 0%対 40. 0%、文章 4 が 49. 8%対 60. 0%、文章 5 が 27. 6%対 44. 0%、となっており、すべての質問で自治体職員の正答

率の方が高かった。家森・上山(2016)で調査した 3000 人が平均的な日本人の金融知識の水準を表しているとすれば、自治体職員の金融知識は一般の人と比べたら低いわけではないことになるが、専門的な業務を行うには不足しているということになる。

4. まとめ

本アンケート調査では、地方創生に取り組む地方自治体の現状と課題について、以下の 3 つの観点からの接近を試みた。第 1 に、どのような職員が実際に地方自治体の産業・商工振興担当を担当し、これまでの地域振興にかかる施策をどのように自分自身で評価しているのかという点である。第 2 に、国が新たに進めている地方創生に関わる施策を実際に策定し、実施する立場にある産業・商工振興担当者が、現状の地方創生の動きをどのように評価し、どこに課題があると考えているのかという点である。第 3 に、地方創生施策を円滑にまた効果的に実施するために不可欠な自治体と地域金融機関との連携をどのように評価し、実効性の高い連携として強化するためにどのような課題に直面しているかという点である。

以下では、この 3 つの観点から、アンケート結果から得られた知見を整理しておきたい。

（1）産業・商工振興施策の評価

はじめに、産業・商工振興を担当する職員についてのアンケート結果からは、地方・都市にかかわらず、地域振興に関わるこれらの業務にやりがいを持って取り組んでいる姿が浮き彫りになった。過去に産業・商工業務を経験したことのある自治体職員のうち、実に 82% が仕事にやりがいがあったと回答している（表 6）。また、やりがいある仕事であるゆえに、産業・商工振興に携わる部署は、自治体内でも職場としての人気が高いという（表 7）。

他方で、自らが担当する（もしくは担当した）産業・商工振興の施策を他の同規模自治体と比べた評価を聞いてみると、施策の内容や効果を総合的にみて平均的な水準よりも劣っていると感じている割合が、特に地方で多くなっている（表 15）。とりわけ、資金力の弱い中小企業に対する重要な制度融資については、現状の制度融資制度に効果があるとする割合は地方にいくほど小さくなり、多くの企業にとってプラス効果はないという回答が大きくなっている（表 16）。

ここに、業務としてのやりがいと実際の政策内容および政策効果に対する自己評価が低いという関係の間にあるギャップを見て取ることができる。このようなギャップが発生している理由の一つとしてアンケート結果から浮かび上がってくるのは、業務担当者のやりがいに比べて金融・経済に関する知識の不足（表 8）、企業支援のノウハウと担当人員の不足（表 17）、そして地元企業の実情を理解できていない（表 29）中で、地域の商工・産業振興業務に携わっているという現実である。また、地域振興には地元金融機関との連携も欠かせないが、自治体と金融機関の連携が不十分であるという意見も規模の小さな自治体で特に多い（表 17）。中小企業の経営力強化、人材育成、企業誘致、商店街活性化などで金融機関との連携は効果的であると考えている規模の小さな自治体は多いにも関わらず、連携が進んでいない（表 24）。そして、連携に際しての最大の障害が自治体職員の金融知識の不足にあると回答する自治体が最も多くなっている（表 27）。

施策の策定や金融機関との連携に際しては、ある程度の金融・経済に関する知識が不可欠であるが、商工・産業振興を担当する職員の間では、先に述べたように、それが不足しているという認識がある。その理由としてアンケート結果から読み取ることができるのは、

- 上司と部下、県と市町村といった垂直的な関係の中での情報のやり取りから金融・経済に関する知識を合わせて獲得しており、外部の専門家や他の

自治体との情報交換といった形で、外部、あるいは横のつながりから知識や情報を得る機会が少ない（表 9）。

- 組織内部あるいは外部で開催される研修会やセミナーからの金融・経済知識の習得がうまくいっていない（表 9）。

● 異動が多いため経験年数が短くなり、専門性を蓄積できない（表 8-2）。といった要因である。加えて、地方において職員が金融・経済の知識が不足していると考える職員の割合が多くなっているが、その要因としては、職員の経歴が関係しているかもしれない。アンケート結果からは、商工・産業振興業務を担当しているのは、大卒、とりわけ、法学部・経済学部を卒業した経歴を持つ割合が多く（表 4）、また、そのような職員は、同世代の一般社会人よりも金融・経済に関する知識に優れていると自己評価する人の割合が多い（表 8-3）。ところが、市町村レベルの自治体では高卒・専門学校卒の職員割合が他の自治体に比べて高くなっており（表 4）、経済や金融に関して学んだ経験が少ない状態で担当しているのかもしれない。

地方では、商工・産業振興における自治体の役割は大きい。業務を担当する職員が、支援ノウハウや企業の実態を理解できるように、外部専門家や他の自治体とのつながりを、形式的ではなく実効性ある形で利用することで、金融や経済に関する知識を獲得しやすい仕組みを作ること、また、専門性を高めるための職員配置を行うなど、職員の施策形成能力を高めることが必要ではなかろうか。さらには、規模の小さな自治体には、金融機関との連携が進まない理由に地元金融機関のコンサルティング力が低いことをあげる回答も多かった（表 17）。研修の共同化など、地元金融機関との連携を強めることにより情報共有や金融経済知識の向上が図られ、それによって担当職員が持っている地域の商工・産業振興に対する高いモチベーションが一層生きてくることになることが期待できるのではないだろうか。

(2) 国が進める地方創生に関わる施策の評価と課題

国は「まち・ひと・しごと創生法（2014 年）」に基づき、各自治体に地方版総合戦略（以下、総合戦略）策定を求めている。それを実際に実施に移す立場にある産業・商工振興担当者が、この動きをどのように評価し、どこに課題があると考えているのかという点について、アンケート結果から読み取れることをまとめてみよう。

はじめに、国が求めている総合戦略については多くの自治体で策定済みもしくは策定中となっており、リソースの乏しい地方の自治体でも策定が進んでいる（表 10）。地方衰退に対する危機感が表れているのかもしれないが、規模の小さな自治体で国が進める地方創生に対する期待が相対的に低い（表 29）ことからすると、単なる横並びによる形だけのものかもしれない。実際、国は、この総合戦略を策定する際に、各自治体に地域経済情報システム（RESAS）の活用を促している。これを利用することで、客観的データを利用した施策策定を進めたり、他の自治体に関する情報を参照したりするなど、エビデンスに基づいて地域の総合戦略を作成する狙いがある。しかし、国の狙いとは裏腹に、RESAS の利用は進んでいない。地域の商工・産業振興担当者の 4 割以上が、RESAS が何であるかを理解しておらず、かりに理解していても、今後、それを利用して地域の戦略策定に生かしていく予定がないという回答と合わせると、実に 6 割を占める（表 12）。

ここからは、自治体は総合戦略を策定しているものの、従来型の計画策定を踏襲した戦略作りを進めており、国が期待する地域経済の客観的情報を利用した戦略作りにはなっていない可能性が指摘できる。そして、このことが、小さな自治体ほど地域振興策の効果が小さいとする理由になっているのかもしれない。慣習や経験に頼った従来型の施策策定から脱却し、各地方自治体が自主的に地域性を生かした政策策定モデルを生み出すには、政策策定プロセスにおける客観的エビデンスを利用する誘因を組み込んだ制度設計が必要といえるであ

ろう。

総合戦略策定の際に、国が進める RESAS の貢献は大きくなかったが、地元金融機関の果たした役割は小さくなかった。総合戦略策定に際して、指定金融機関およびそれ以外の民間金融機関は協力的であったという自治体は多く（表 13）、その協力は有益であったとする自治体が有益ではなかったとする自治体を大きく上回っている（表 14）。自治体と金融機関の協力と連携の効果について、自治体側からの評価は高い。特に、連携効果が高い分野として、商工・産業振興担当者が挙げているのは、企業誘致、新産業育成、人材育成、中小企業の経営力強化といった分野である（表 24）。特に地方部においては、人材育成、中小企業の経営力強化において連携効果が相対的に強くみられる傾向にある。

実際に、地方が抱えている課題として担当者が挙げている中で最も大きいものは、将来を担う人材が育っていない点、事業継承が進んでいない点である。地方が抱えている「ひと」の問題について、自治体と金融機関の連携効果が強く働くという結果は、若い世代を地元に着着させる仕組みづくりにおいて、今後とも自治体と金融機関の協働を一層進めることの必要性を示しているであろう。

同時に、地方創生においては国や都道府県に対する期待も大きい。特に、金融支援強化と金融機関との連携促進という金融面での支援が上位に来ている。他方で、地方税減税やふるさと納税拡充といった税制面での政策の効果に対する期待は相対的に小さい。国による金融支援を期待する声は多いが、他方で、金融支援を含めた中小企業支援の施策は、複雑かつ細かな指示が多いという意見も多い。さらに、制度変更が頻繁に起きて対応が難しいという問題も指摘されている。複雑、かつ変更が頻繁に起こるような制度であると、効率的かつ安定した中小企業支援の阻害要因となりうる。また地域の実情にあった施策を求める声もかなり大きく、自治体属性に応じたきめ細やかな制度設計が必要とされている（表 19）。

(3) 自治体と地域金融機関との連携の評価と課題

2003 年のリレーションシップバンキングの機能強化以降、金融行政は徐々に銀行の健全性を重視する姿勢から、企業支援を重視する方向に変化してきたし、中小企業庁を中心に様々な中小企業支援策が打ち出されてきた。最近では、地方企業の生産性や収益性を向上させ地方の雇用の質を改善させて、地方創生を実現するために、様々な施策が実施されている。このような変化がある一方で、自治体側から見ると、ここ 5 年程度の間で、顧客企業に対する金融機関の支援姿勢がより積極的になったり、支援内容がより有用になったりした等、ポジティブな傾向は見られない（表 20、21、22）。自治体や中小企業に対する制度上の動機付けとともに、金融機関がより積極的に地元経済の再生に取り組む誘因を持つような動機付けが必要であるように思われる。特に、先に述べたように、規模の小さな自治体では人材育成、中小企業の経営力強化などにおいて、金融機関の役割は大きい。規模の大きな自治体だけでなく、規模の小さな自治体の地域でも金融機関は積極的に役割を果たすことが期待されている。

その際には、自治体と金融機関のみならず、商工会議所や商工会といった地元経済団体とを含めた 3 者での連携によって効果が出現する可能性が高まる（表 26）。これまでのネットワークを生かし、各主体が協働した地域活性化の試みは、金融庁が進める地域密着型金融（リレーションバンキング）の流れにも見て取れる。ただし、地域密着型金融については、プラス、マイナス両方の評価がなされている一方で、担当者レベルで地域密着型金融の動きを知らないという割合が 20%を超えており、自治体レベルでは、金融行政の変化に対応できていない現状もまた浮き彫りになっている。

世界的なグローバル化の進行は今後も進んでいくであろう。これに対して、国内では地方創生事業など、地方の生き残りを模索する動きが続いていく。グローバル化にしろ、安倍政権が打ち出している地方創生事業にしろ、それをチャ

ンスととらえる自治体の割合は、地方ほど低くなっている（表 29）。また、クラウドファンディングによる企業の資金調達など新しい手法について、規模の大きな自治体では期待が大きい、小さな自治体では大きな期待は寄せられていないなど、変化に対する前向きの期待も低くなっている（表 29）。しかし、地方創生はまさに地方の復活を目途としたものであり、またグローバル化やクラウドファンディングなどは小さな地域が直接世界とつながるチャンスでもある。自治体、金融機関、そして地元経済団体の三者の協調を通じて、中長期的なスパンで、これらをチャンスに変える取り組みが強く期待される。

以上のように、本調査は地方創生の一の方の主役である地方自治体の職員（産業・商工振興行政の担当者）の意見等を明らかにし、そこから地域金融機関との連携を進めていく上での課題等についてヒントを得ることができた。本稿では、自治体のカテゴリー別にアンケート調査結果を紹介したが、本調査結果を利用して、今後、各質問の間の相関を見たり、地域的な特徴を見るなどの分析を行っていく予定である。

＜参考文献＞

- 小川光・津布久将史・家森信善「地方創生に向けて地域金融に期待される役割 ―地域経済での雇用の質向上に貢献するための金融を目指して―」 経済産業研究所
DP16-J-064 2016年12月
- 藤波匠・高坂晶子「《全国自治体アンケートNo.1》 地方創生-政府戦略に対する首長の判断①―地方創生戦略のあり方について―」 日本総研 『Research Focus』
No.2015-004 2015年4月21日。
- 星貴子「《全国自治体アンケートNo.2》地方創生―政府戦略に対する首長の判断②―地方創生戦略への期待、大都市圏は成長、地方圏は財政支援―」日本総研 『Research Focus』 No.2015-005 2015年4月30日。
- 星貴子「《全国自治体アンケートNo.3》地方創生―政府戦略に対する首長の判断③―懸

- 念される人口争奪戦、地方創生の在り方には改めて議論が必要―」日本総研
『Research Focus』No.2015-008 2015年5月20日。
- 家森信善編『地域の中小企業と信用保証制度―金融危機からの愛知経済復活への道』中
央経済社 2010年9月。
- 家森信善編『地域連携と中小企業の競争力―地域金融機関と自治体の役割を探る―』中
央経済社 2014年2月。
- 家森信善「第9章 金融機関と専門家の協働の重要性とその課題」名古屋中小企業支援
研究会編、日本公認会計士協会東海会編、全国倒産処理弁護士ネットワーク中部
地区編『中小企業再生・支援の新たなスキーム―金融機関と会計・法律専門家の
効果的な協働を目指して―』（中央経済社）所収 pp.187-206 2016年6月。
- 家森信善・上山仁恵「若年社会人の金融経済教育と金融行動―2015年12月実施の実態調
査結果―」神戸大学経済経営研究所 DP2016-J02 2016年3月13日。
- 家森信善・小川光・津布久将史「グローバル化の進展と金融機関および地方自治体等の
企業支援に対する企業の意識―中小非製造業企業アンケートの概要―」『神戸
大学 経済経営研究（年報）』第65号 pp.85-153 2016年3月。
- 家森信善・津布久将史「リーマンショック後の地方自治体と金融機関の企業支援―地方
の中小製造業企業からみた評価と課題―」『経済経営研究年報 2014年度』第
64号 pp.1-72 2015年3月。
- 家森信善・富村圭・高久賢也「リレバン10年の実態調査の概要 地域金融の現場からみ
た地域密着型金融―意識改革進む一方、収益力向上に課題―」『金融ジャーナ
ル』pp.46-59 2013年7月。
- 家森信善・米田耕士「金融機関職員の視点から見た地域密着型金融の現状と課題―職員
のモチベーションと人事評価の側面を中心に―」『国民経済雑誌』第212巻第
5号 pp.17-30 2015年11月。
- 家森信善・米田耕士「地方創生と地域金融機関との協働に関する会計・法律専門家の取
り組みの現状と課題―2016年調査結果の概要―」神戸大学経済経営研究所

地方自治体職員から見た地方創生の現状と課題（家森・小川・津布久）

DP2016-J05 2016年5月。

< 付録 >

スクリーニング質問

S Q 1 あなたの職業として当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 民間企業の従業員
2. 国の職員
3. 地方自治体の職員
4. 地方自治体の関連団体の職員
5. その他
6. 無職

S Q 2 あなたの雇用形態として当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 正規職員
2. 非正規職員（嘱託、派遣、短期雇用などを含みます）

S Q 3 過去 5 年以内に担当したことがある業務として、当てはまるものを下記から全てお選び下さい。

1. 産業・商工振興に関連する職務
2. 農業振興に関連する職務
3. 観光振興に関連する職務
4. 上記の 3 つともない

「地方自治体の産業・商工振興担当者に対する地方創生に関する意識調査」

<勤務地域について>

- 問1. あなたの勤務している自治体（関連団体の場合は母体となる自治体、以下同様）としてあてはまるものをお選び下さい。
1. 都道府県
 2. 政令指定都市
 3. 中核市
 4. その他の市（人口 10 万人以上）
 5. その他の市（人口 10 万人未満）
 6. 東京都の区（特別区）
 7. 町村
- 問2. あなたの勤務している自治体の地域の特徴として当てはまるものを下記から全てお選び下さい。
1. 大都市圏（東京都特別区および政令指定都市とその周辺市町村）に立地している
 2. 人口は増加している
 3. 人口が減少している
 4. 事業所の数が増加している
 5. 事業所の数が減少している
 6. 地域に有力な産業がない
 7. 地域の主要産業が斜陽化している
 8. 産業構造に偏りがある
 9. 中心市街地や商店街が衰退している
 10. 上記にあてはまるものはない
- 問3. あなたの自治体の指定金融機関は次のどれにあてはまりますか。当てはまるものを一つお選び下さい。変更があった場合は、現時点の指定金融機関についてお答

え下さい。

1. 都市銀行
2. 地方銀行
3. 第二地方銀行
4. 信用金庫
5. 信用組合
6. その他
7. わからない
8. 指定金融機関はない

<回答者の属性>

問4. あなたの最終学歴について、当てはまるものを一つお選び下さい。上級学校を中途退学されたり、現在、在学されている場合は、現時点での最終卒業学校についてお答え下さい。

1. 高等学校卒業
2. 短大、専門学校卒業
3. 大学・経済学部系卒業（経営学部、商学部などを含む）
4. 大学・法学部系卒業（政治学部、政策学部などを含む）
5. 大学・その他の文系学部卒業（文学部、教育学部、外国語学部などを含む）
6. 大学・理系学部卒業
7. 大学院・社会科学系研究科修了
8. 大学院・人文科学系研究科修了
9. 大学院・自然科学系研究科修了
10. その他

問5. あなたの産業・商工振興に関する職務の経験は、通算でどの程度の長さですか。

当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 1年以内
2. 2～3年
3. 4～6年
4. 7～10年
5. 11年以上
6. わからない

問6. あなたは、産業・商工振興に関する職務にどの程度のやりがいを感じますか。当

てはまるものを一つお選び下さい。なお、現在、産業・商工振興を担当されていない場合は、担当されていた時点での感想についてお答え下さい。

1. 非常に強く感じる
2. 強く感じる
3. 感じる
4. あまり感じない
5. 全く感じない
6. わからない

問7. あなたの自治体の職員の間で、産業・商工振興は人気のある部署でしょうか。当

てはまるものを一つお選び下さい。

1. 非常に人気がある
2. 人気がある

3. あまり人気はない
4. 全く人気はない
5. わからない

問8. あなたは、ご自身が、金融や経済に関しての知識をどの程度お持ちだとお考えですか。同世代の社会人一般と比較して、当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 平均よりもかなり詳しい
2. 平均よりもやや詳しい
3. 平均的
4. 平均よりもやや劣る
5. 平均よりもかなり劣る
6. わからない

問9. あなたは、現在、産業・商工振興に関する知識・情報を主にどこから得ていますか。次の中から、当てはまるものを全てお選び下さい。

1. 中央官庁等（国の出先機関等を含む）の窓口・担当職員
2. 中央官庁等の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など
3. 中央官庁等の主催する研修会、講演会、セミナーなど
4. 都道府県の窓口・担当職員
5. 都道府県の通達や行政上の連絡、ホームページ、パンフレット、広報誌など
6. 都道府県主催する研修会、講演会、セミナーなど
7. 自らの自治体内部での研修会、講演会、セミナーなど
8. その他の研修会、講演会、セミナー
9. 同僚や上司

10. 一般に販売・配布されている書籍や雑誌、ホームページ記事など
11. 他の自治体のホームページや広報資料など
12. 外部の専門家（大学教授、弁護士、会計士、税理士など）やシンクタンク
13. その他の情報源
14. 知識・情報を得る必要はない
15. 知識・情報を得たいが、どこから得ていいのかわからない

<地方創生について>

問10. 国は「まち・ひと・しごと創生法」（2014年12月）に基づき、各地方自治体に地方版総合戦略の策定を求めています。あなたの自治体の地方版総合戦略の策定状況はどうなっていますか。当てはまるものを一つお選び下さい。

1. すでに策定、公表済み
2. 策定中、もしくは、公表準備中
3. 策定していないが、策定予定である
4. 策定していないし、策定予定はない
5. 策定状況を知らない
6. 地方版総合戦略が何かを知らない

問11. （問10で1か2と回答された人のみ）あなたの自治体の地方版総合戦略の策定（産業・商工振興に関する部分）について、あなたは関与しましたか。当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 深く関与した
2. ある程度、関与した
3. わずかだが、関与した

4. 関与はしなかった

問12. 国は、地方版総合戦略の策定にあたり、地域経済分析システム（RESAS）の活用を自治体に促しています。あなたの自治体の産業・商工振興セクションでのRESASの利用状況として、当てはまるものを全てお選びください。

1. 地方版総合戦略の策定に活用した
2. 地方版総合戦略の策定以外の政策立案において活用している
3. 利用したことはあるが、戦略の策定や政策立案に活用できていない
4. RESASを知っており、利用したことはないが、今後は利用するつもりである
5. RESASを知っているが、利用したことはなく、今後も利用する予定はない
6. RESASがどのようなものなのか知らない

問13. （問10で1か2と回答された人のみ）地方版総合戦略の策定に際して、民間金融機関は協力してくれましたか。あなたの自治体の指定金融機関の協力姿勢と、指定金融機関以外で、同戦略の策定において最も協力的であった金融機関（協力的な金融機関がなかった場合には、指定金融機関以外で地域のシェアの最も高い金融機関）の協力姿勢について、それぞれ当てはまるものを一つお選び下さい。

	A. 指定金融機関	B. 指定金融機関以外の最も協力的な金融機関
① 非常に協力的	①	①
② 協力的	②	②
③ あまり協力的ではない	③	③
④ 全く協力的ではなかった	④	④
⑤ 協力を依頼しなかった	⑤	⑤
⑥ わからない	⑥	⑥
⑦ 該当機関は存在しない	⑦	⑦

問14. （問 13 の A、B のいずれかで①か②を回答された人のみ）金融機関から協力があつたと回答された人にお尋ねします。金融機関の協力の状況として当てはまるものを全てお選び下さい。

1. 戦略を策定する上で、有益であつた
2. 戦略を策定する上で、有益ではなかつた
3. 金融機関の担当者との打合せ・相談は、月一回以上の頻度で行つた
4. 金融機関からは、独自の分析が提示された
5. 金融機関の役員レベルの関与があつた
6. 金融機関側に協力のための専門の部署・ポストが設置されている
7. 金融機関からの協力の申し出がきっかけであつた
8. 自治体側からの金融機関に対する協力依頼がきっかけであつた
9. 今後の戦略の実施においての協力を約束してもらっている
10. 今後の連携関係の強化に有益な経験であつた
11. 上記に該当するものはない
12. わからない

<自治体の実施する産業・商工振興政策について>

問15. あなたの自治体の産業・商工振興政策を他の同規模の自治体と比較して、どう評価しますか。当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 平均よりもかなり優れている
2. 平均よりもやや優れている
3. 平均的
4. 平均よりもやや劣っている
5. 平均よりもかなり劣っている
6. わからない

問16. 現在、あなたの自治体で実施している制度融資(利子補給や保証料補助などを含む)の効果に対して、あなたはどのように評価されますか。下記の中から当てはまるものを全てお選び下さい。市町村の場合は、都道府県で実施されているものも含めてお考え下さい。

1. 多くの企業の倒産の回避につながった
2. 多くの企業で成長(売り上げの増加など)につながった
3. 多くの企業で財務内容の改善につながった
4. 多くの企業で新たな設備を導入できた
5. 多くの企業で金融機関との取引実績をつくれた
6. 多くの企業にとって上記以外のプラスの効果があった
7. 多くの企業にとってプラスの効果はなかった
8. 金融機関を儲けさせるだけであった
9. 金融機関の目利き力の向上を阻害している
10. わからない

問17. あなたの自治体の産業・商工振興についての課題として、下記の中から当てはまるものを全てお選び下さい。

＜地元産業・企業の課題＞

1. 意欲のある企業が少ない
2. 技術開発が不活発である
3. 事業承継が円滑に進んでいない
4. 企業の資金調達が難しい
5. 将来を担う人材が育っていない

<自治体の側の課題>

6. 担当人員が少ない
7. 自治体の職員に支援のノウハウが乏しい
8. 自治体に企業情報が乏しい
9. 自治体と商工団体や専門家との連携が不十分
10. 自治体と金融機関との連携が不十分

<金融機関の課題>

11. 地元の金融機関の融資姿勢が消極的である
12. 地元の金融機関のコンサルティング能力が低い

<その他>

13. 上記以外に課題がある
14. 課題はとくにない
15. わからない

問18. 地域経済を振興するために次の政策手段はどの程度効果的だと思いますか。1～10の項目について、5段階（①非常に効果的～⑤逆にマイナス）で評価し、当てはまるものを一つお選び下さい。

	非常に効果的	ある程度効果的	あまり効果がない	全く効果がない	逆にマイナス	わからない
1. 法人税の減税	①	②	③	④	⑤	⑥
2. 地方税の減税	①	②	③	④	⑤	⑥
3. ふるさと納税制度の拡充	①	②	③	④	⑤	⑥
4. 各種の補助金	①	②	③	④	⑤	⑥
5. 金融支援の強化（制度融資や利子補給、信用保証制度の充実）	①	②	③	④	⑤	⑥
6. 周辺自治体との連携	①	②	③	④	⑤	⑥
7. 中央官庁等（出先機関や政府系金融機関を含む）との連携	①	②	③	④	⑤	⑥
8. 金融機関との連携	①	②	③	④	⑤	⑥
9. 商工団体・専門家との連携	①	②	③	④	⑤	⑥
10. 海外・域外企業の誘致活動	①	②	③	④	⑤	⑥

問19. 国が進める中小企業施策についての課題・問題として、下記の中から当てはまるものを全てお選び下さい（複数回答可）。

1. 効果的なものは少ない
2. 複雑なものが多い
3. 地域の実情に合っていない
4. すぐに制度が変わる
5. 細かな指示が多すぎる
6. 自治体の対応能力を超えたものが多い
7. 必要な情報が自治体の現場に届いていない
8. 商工団体への情報提供や指導が弱い

9. 対象を絞り込むべきである
10. 上記以外の課題や問題がある
11. 課題や問題はない
12. わからない

<地域内の金融機関の活動及び連携>

問20. あなたの自治体の指定金融機関は、地域経済の振興・再生に熱心だと思いますか。

当てはまるものを一つお選び下さい。

1. 非常に熱心
2. 熱心
3. あまり熱心ではない
4. 全く熱心ではない
5. わからない
6. 存在しない

問21. 過去5年間の間に、あなたの自治体の指定金融機関の創業支援、経営不振企業に

対する経営改善支援、および地方自治体の商工・産業振興施策に対する協力姿勢

に、それぞれ変化はあったと思いますか。当てはまるものを一つお選び下さい。

	A) 創業支援	B) 経営改善支援	C) 自治体への協力姿勢
1. 積極化	①	①	①
2. やや積極化	②	②	②
3. 横ばい	③	③	③
4. やや消極化	④	④	④
5. 消極化	⑤	⑤	⑤
6. わからない	⑥	⑥	⑥

	1. 積極化	2. やや積極化	3. 横ばい	4. やや消極化	5. 消極化	6. わからない
A) 創業支援	①	②	③	④	⑤	⑥
B) 経営改善支援	①	②	③	④	⑤	⑥
C) 自治体への協力姿勢	①	②	③	④	⑤	⑥

問22. あなたの自治体の指定金融機関が地元で顧客企業に対して行っている支援の内容について、近年どのような変化があったと感じますか。以下から当てはまるものを全てお選び下さい。

<有用さの変化>

1. 以前よりも有用なものになった
2. 有用さに変化はない
3. 以前ほど有用でなくなった
4. わからない

<内容の変化>

1. 種類が増えた
2. 高度化している
3. 他の機関・団体と連携したものが増えた
4. 支援により経営改善できた企業が増えている
5. 上記以外の好ましい変化があった
6. 支援先企業の対象が狭くなってしまった
7. 上記以外の好ましくない変化があった
8. 変化は感じられない
9. わからない

問23. あなたの自治体の指定金融機関が連携して、地域経済の振興・再生に取り組んでいると思われる機関・団体等について、以下から当てはまるものを全てお選び下さい。

1. 都道府県
2. 市区町村
3. 地方自治体の産業支援外部団体
4. 他の金融機関
5. 商工会議所・商工会
6. 地元の経済団体（商店街、業界団体など）
7. 大学などの研究機関
8. 専門家（税理士、公認会計士や弁護士など）
9. 上記以外の機関・団体
10. 連携している先があるとは思わない
11. わからない

問24. 以下のそれぞれの分野において、あなたの自治体と指定金融機関との連携はどの程度効果的だと思いますか。当てはまるものを一つお選び下さい。

	非常に有効	有効	あまり有効ではない	全く有効ではない	わからない
A) 企業誘致	①	②	③	④	⑤
B) 新産業の育成	①	②	③	④	⑤
C) 地域経済を担う人材の育成 （創業者教育などを含む）	①	②	③	④	⑤
D) 中小企業の経営力の強化	①	②	③	④	⑤
E) 商店街の活性化	①	②	③	④	⑤
F) 地域経済の調査・研究	①	②	③	④	⑤
G) 地域の将来計画の策定	①	②	③	④	⑤

問25. あなたの自治体の指定金融機関が、他の金融機関と合併や経営統合をすることで規模拡大を図るとした場合、どのようにお感じになりますか。当てはまるものを全てお選び下さい（複数回答可）。

1. 経営基盤が強固になり、安心である
2. 提供される商品の種類が増える
3. 提供される企業支援の質が向上する
4. 上記以外の理由で、地域にとって好ましい影響がある
5. あなたの自治体との連携関係が弱まる心配がある
6. 貸出審査の基準が厳しくなる心配がある
7. 過去の取引関係が評価されなくなる心配がある
8. 店舗の統廃合による地元サービスの低下が心配である
9. 上記以外の理由で、地域にとって好ましくない影響がある
10. 地域に影響はない
11. わからない

問26. あなたの自治体が地域活性化を図るパートナーとして、下記の主体はどの程度重要ですか。当てはまるものを一つお選び下さい。

	非常に重要	重要	あまり重要ではない	全く重要ではない	わからない
A) 指定金融機関	①	②	③	④	⑤
B) それ以外の民間金融機関	①	②	③	④	⑤
C) 政府系金融機関	①	②	③	④	⑤
D) 信用保証協会	①	②	③	④	⑤
E) 商工会議所・商工会	①	②	③	④	⑤
F) 地元の専門家（税理士など）	①	②	③	④	⑤
G) 地元の大学・研究機関	①	②	③	④	⑤

問27. 金融機関と自治体が協働する上で、これまでに経験した障害として、当てはまるものを全てお選び下さい。

1. 自治体の職員の側に、金融に関する知識が乏しい
2. 自治体の職員の側に、金融機関に対する不信感がある
3. 地域のリーダーになる金融機関がはっきりしない
4. 金融機関が、自治体との協働に消極的である
5. 金融機関の担当者の能力が低い
6. 金融機関の責任者、決定権者が誰かわかりにくい
7. 金融機関の意思決定が遅い
8. その他の重要な障害がある
9. 協働したことがない
10. わからない

問28. 金融庁が進める地域密着型金融について、どう思いますか。当てはまるものを全てお選び下さい（複数回答可）。

1. 金融機関の行動をよい方向に変えている
2. 金融機関は金融庁の方ばかりを見て、地域を見ていない
3. 中小企業への貸し渋りを助長している
4. 自治体と連携するように指導すべきである
5. 上記のどれもあてはまらない
6. 金融行政について知らない

<その他>

問29. 下記の文章について、共感する度合いを5段階でそれぞれご回答下さい。

	非常に 共感	ある程 度共感	あまり 共感し ない	全く共 感しな い	わから ない
1. グローバル化は地元企業にとって大きなチャンスである。	①	②	③	④	⑤
2. 安倍内閣の地方創生総合戦略は大いに期待できる。	①	②	③	④	⑤
3. 地方版総合戦略は地元経済の産業振興に有効である。	①	②	③	④	⑤
4. あなたの自治体の地方版総合戦略の策定には、民間シンクタンクが深く関与している。	①	②	③	④	⑤
5. クラウドファンディングは地元企業の資金調達手段として有望である。	①	②	③	④	⑤
6. あなたの自治体の首長は経済のことをよくわかっている。	①	②	③	④	⑤
7. 自治体の産業・商工振興の担当職員の多くは、民間企業の実情をよく理解している。	①	②	③	④	⑤
8. 自治体の中小企業対策は近年充実している。	①	②	③	④	⑤
9. 信用保証制度の条件の厳格化は地元企業にとって深刻な影響がある。	①	②	③	④	⑤

問30. 次の文章の内容は正しいと思いますか。①正しい、②誤り、③わからない、の3つの選択肢から1つをお選び下さい。

	正しい	誤り	わから ない
A) 2%の固定利率で預金している人にとって、インフレ率が高くなれば高くなるほど望ましい。	①	②	③
B) 一般的に、一社の株式だけに投資する方が、多くの会社の株式に分散投資するよりも、投資収益は安定する。	①	②	③
C) 一般に、利率が上昇すると、債券価格も上昇する。	①	②	③
D) 年利 2% で 5 年間預け替えていくと、100 万円は 110 万円になる（税金をゼロとする）。	①	②	③
E) B 社の株式に投資することは、B 社の債務の一部を引き受ける（お金を貸す）ことになる。	①	②	③

地域経済統合とラテンアメリカの構造問題*

村 上 善 道

1 はじめに

ラテンアメリカ諸国には現在、2 国間および多国間の地域貿易協定など多くの地域経済統合の枠組みが存在している。このような地域経済統合の枠組みは、異なった時期に異なった背景をもとに作られたものであるが、ラテンアメリカ地域においては、地域経済統合は一貫して経済発展のための重要な処方箋として位置づけられてきたという特色がある。その意味で、様々な地域経済統合の枠組みが、それぞれどのような開発モデルのもとで作られ、どのような役割があるかと想定されているかを理解することは重要であると言える。

本稿はそのような地域経済統合の役割を考える中で、ラテンアメリカ諸国の構造的特徴との関係に着目した議論を行う。かつて国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (Economic Commission for Latin America and the Caribbean, ECLAC) を中心に発展した構造主義 (structuralism)¹ は「周辺性」や「格差」といった

* 本稿は科研基盤研究 B「ラテンアメリカ発展停滞のパズル」の研究成果の一部である。本稿およびその元となった報告に対して、浜口伸明先生、桑山幹夫先生、佐藤隆広先生、丸川知雄先生、安原毅先生よりいただいたコメントに謝意を表する。ありうる誤りのすべての責任が著者にある。

¹ 本稿では構造主義を特にことわらない限り、「ラテンアメリカの構造主義」(Latin American Structuralism) の意味で用いている。ラテンアメリカの構造主義は構造主義経済学の一つであり、本稿ではラテンアメリカの構造主義に焦点をあてる。構造主義経済学の源流の一つは 1930 年代から 40 年においてイギリスにおいて行われたカルドアやカレツキらの価格システムが機能しないことによる「市場の失敗」の議論にある。これは後に本稿 2-(1)節でも論じる供給サイドの硬直性といったラテンアメリカの構造主義のインフレの構造的要因をめぐる議論に大きな影響を与えた (Arndt 1985)。構造

ラテンアメリカ諸国の構造的特徴に着目してラテンアメリカ諸国の低開発の要因を明らかにし、それを克服するための政策的処方箋として地域経済統合を重要なものとして位置付けた。構造主義が提唱した輸入代替工業化を中心とした政策的処方箋は 1980 年以降の債務危機の中で強く批判され、その後の新自由主義改革の中で構造主義の政策的処方箋の多くが否定されていった。しかし、ラテンアメリカ諸国は新自由主義改革の実施後も生産性の低さや格差といった特徴はほとんど改善されておらず、このような「構造的特徴」が経済パフォーマンスにも影響を与えるという議論は今日も有効であると本稿は考えている。また第 2 節で述べるように構造主義を発展的に継承した新構造主義（neoliberalism）は構造問題の中でもとりわけ周辺性に関する認識を変革したことで、今日の現実に即した政策的処方箋を考える根拠となり得るものに変化している。従って、本稿は構造主義や新構造主義で位置づけられた構造的特徴をいかに克服するかという観点からも、今日のラテンアメリカの経済統合の役割を議論することは重要であると考ええる。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、周辺性に焦点を当てて、構造問題に対する概念が、構造主義と新構造主義ではどう変化したか、また構造問題の存在やその克服と経済成長の間にどのような関係が想定されたかを明らかにする²。それ踏まえて第 3 節では、ラテンアメリカにおける支配的な開発パラダイムのもとで政策処方箋として提唱されてきた地域経済統合がそれらの構造問題を克服する上で、どのようななどのような役割があると想定されてきたかを明らかにする。また近年の実証研究の結果を踏まえて、それらの効果がどうであったかも可能な限り紹介する。第 4 節ではこれまでの議論をまとめて結論と

主義経済学の起源や、構造主義経済学におけるラテンアメリカの構造主義の位置づけに関しては Arndt（1985）を参照。

² 新構造主義の構造主義との違いやその議論の到達点に関しては浜口・村上（2016）参照。なお本稿 2 節の内容に関しては浜口・村上（2016）の 2 節・3 節をもとに加筆・修正したものである。

する。

2 構造主義・新構造主義における構造問題

本稿では構造主義および新構造主義が想定する構造問題として「格差」と「周辺性」の2点に着目するが、「格差」は国内の部門間ないし階層間の所得や生産性などの格差のことであり、これに関しては構造主義と新構造主義の間で大きな差はないと考えられる。しかし周辺性認識に関しては重要な変化があり、その点が地域経済統合をはじめとする政策的処方箋との関連でも重要であるため、本節では以下で周辺性に対する概念が、構造主義と新構造主義でどう変化したかを明らかにする。その上で、周辺性や格差が存在するとなぜ経済成長を阻害するとしたかも明らかにする。

(1) 構造主義

構造主義においてラテンアメリカ諸国の周辺性として認識されていたものはよく知られているように一次産品への特化であった。プレビッシュは以下で述べるように一次産品には工業製品とは内在的に異なる性質があり、それ故一次産品輸出に特化することは経済発展を阻害すると考えていた。その意味で、後述するように新構造主義でより根本的な問題とされた技術的後進性、生産性向上の遅れといった点は、一次産品の生産に特化する限りは避けられないものであり、これらを改善するためには工業化が不可欠であると考えていた。

このような周辺性が存在すると経済成長が阻害されると考える根本的な要因は、よく知られているように一次産品輸出国の交易条件の長期的悪化（いわゆるプレビッシュ＝シンガー命題）であった。この根拠とされたことを簡潔にまとめると以下の3点を指摘することができる。³第一に需要の所得弾力性が工業

³ 周辺国の交易条件悪化説を中心にプレビッシュ理論を説明した邦語文献として細野（1965c）を参照。

製品の方が一次産品よりも高いこと、第二に生産性向上は、中心国では強力な労働組合により工業製品の価格を上昇させるが、周辺国では余剰労働力の存在により一次産品の価格を下落させること)、第三に中心国がとる国内の第一次産業保護政策により需要の所得弾力性の差を一層大きくすること、である (Prebisch 1950; Prebisch 1959)。この結果として、周辺国であるラテンアメリカ諸国では必然的に輸出と輸入の成長率の格差が起き、対外不均衡によって経済成長を阻害されるというものであった。この中でも第一の点は周辺国の輸出・輸入財自体を変えない限りは不可避であり、従って需要の所得弾力性の差異から生じる貿易不均衡を是正するためには、周辺国の輸入代替工業化が唯一の有効な解決策であったと考えられていた。(Prebisch 1959, 253)。

それでは、もう一の構造問題である格差もなぜ経済成長を阻害するとされたのだろうか。プレビッシュだけでなく、構造派の経済学者たち (例えばスンケル (Osvaldo Sunkel) やハーシュマン (Albert O. Hirschman)) の議論を総括すると、構造主義では所得分配の不平等がインフレを引き起こすことを通して経済成長を阻害すると考えていたことが分かる。ここで主張された所得分配の不平等がインフレの構造的要因となるとする議論は以下の 3 点に要約することができる。⁴第一にラテンアメリカ諸国における所得格差は特に資産所得の格差、即ち大土地所有制に由来するが、このようなラティフンディオ型の土地所有制度がある場合、供給側が価格変化に応じて生産量を変化させるインセンティブが低い場合供給の価格弾力性が低く、供給側が非弾力的になる (供給サイドの硬直性)。この結果、工業化と都市化は需給のギャップをもたらす食料価格を上昇させ、一般物価の上昇を引き起こす (Sunkel 1958, 594-95; Prebisch 1961, 3; Hirschman 1963, 213)。第二に所得格差の結果生じる高所得層の贅沢品への高い消費性向と低所得者層の食料品への高い消費性向は、国内投資を阻害して、

⁴ 構造学派における構造問題とインフレに関する邦語文献として細野 (1965a) を参照。

固定資本形成を妨げ、輸出停滞期にはインフレ的な信用拡大を引き起こす（Prebisch 1950; Prebisch 1963; Hirschman 1963, 213）。第三に、所得分配が不平等であれば、低所得者層（労働者）はそれを補償するために賃金の引き上げを要求し、それが必然的に物価の上昇を引き起こす。一方高所得者層（企業家）は寡占ないし独占的な市場のもとでの価格引き上げを行い、物価上昇と価格引き上げのスパイラルが生じることになる（Prebisch 1961, 2-3）。加えて、前述した周辺国の交易条件の悪化による輸入超過に対処するために自国通貨を切り下げることによって輸入品価格が上昇することを通して物価の上昇を引き起こす（Hirschman 1963, 213）。従ってこれらの周辺性や格差が存在すると経済発展が阻害されるという議論は、価格インセンティブに対する非弾力性や硬直性を根拠としており、それは Arndt（1985）が指摘するように、構造主義経済学一般の特徴であるとも言える。

構造主義は格差を解消するためには、土地改革による農業生産性の向上と社会的流動性の増加、社会的特権の廃止による経済的インセンティブの強化などが必要であると主張した（Prebisch, 1963）。しかしラテンアメリカ諸国において、これらが実際に十分な形で行われることはなかった。これは多分に政治上の問題であり、構造主義の問題ではないであろう。しかし構造主義では、3-(1)節で論じる主要な政策的処方箋である輸入代替工業化とその促進のための地域経済統合に専ら周辺性の克服という役割が想定され、周辺性と格差の同時解消という役割が想定されることがなかった。即ち、プレビッシュは経済発展における対外的制約要因（即ち周辺性）は周辺国の世界経済における地位、対内的制約要因（即ち格差）は植民地経済構造からそれぞれ別個に生じるものとして両者を明確に区別していた（細野 1965b, 32）。しかし今日の経済学の常識から考えれば、周辺性は国際的な商品価格と各国の要素賦存によって決定される外生的なものであるとしても、格差は周辺性（即ち一次産品に特化するといった産業構造のあり方）やその他様々な経済社会政策からも影響を受けることは明ら

かで、外生的な所与なものと考えたべきではないだろう。とりわけアジア諸国の経験が産業政策によって選択的に非技能労働集約的な製造業を育成しそのことが産業構造の高度化と所得の平準化の双方に寄与したことを考えれば、ラテンアメリカにおいても産業政策としての輸入代替工業化とその実施のための地域経済統合に、非技能労働集約的な製造業の育成を通じた格差と周辺性の同時除去という視点がもっと必要であったと本稿は考える。ラテンアメリカ諸国における輸入代替工業化は、都市中間層の利益保護に偏重し、技能労働集約的な産業を非効率な国営企業によって作り出す一方、都市インフォーマル部門や農民がその恩恵から排除されていたことは広く指摘されることである。この点が新構造主義で変化したかを次節で検討する。

(2) 新構造主義

1980 年代初頭の累積債務危機に伴い輸入代替工業化を中心とする開発モデルが崩壊し、構造主義の考えが強く批判される中で、1980 年代後半から「新構造主義」という言葉が使用されるようになり、その時期に ECLAC の中で新たな開発モデルへの模索が行われた。⁵従って、新構造主義には、構造主義の過ちを部分的に認めその刷新を図るということと、1980 年代から構造調整の中でラテンアメリカ諸国に課された政策勧告やワシントン・コンセンサスに代表される新自由主義に変わりうる開発モデルを提示するという二つの大きな目的が

⁵ 例えば ECLAC の発刊する学術誌 *CEPAL Review* の 1988 年 4 月号以降に「新構造主義」に関わる論考が多数掲載されはじめている。代表的なものとしては French-Davis (1988)、Rosales (1988)、Sunkel and Zuleta (1990) などである。なお、本節で検討する ECLAC の経済学者を中心に構造主義を刷新しようとした「新構造主義」とは別に Taylor (1983) などランス・テイラー (Lance Taylor) が発展させた構造主義マクロ経済学を新構造主義と呼ぶことがある (石黒 2001, 12)。これらの研究は伝統的な構造主義の考え方をフォーマルなマクロ理論モデルで表現し、オーソドックスなマクロ均衡を求めた調整策や経済自由化がなぜ経済成長をもたらさないのかという問題点を明らかにしたという点で新しいものであるが、構造自体は (旧) 構造主義の概念を大きく変えるものではなかった。

あった（Bielschowsky 2009, 176）。その中で構造主義の誤りとして指摘されたものは、短期のマクロ経済政策に関する視点の脆弱さ、開発の金融・財政面への理解と注意の欠如、国家の経済介入への過度な信頼といった点であった（Rosales 1988; Leiva 2008, 36–37）。この過程において重要な役割を担ったのがフェルナンド・ファインシルベル（Fernando Fajnzylber）であり、その考えが多分に反映されているのが ECLAC（1990）である（Bielschowsky 2009, 176; Leiva 2008）。

それでは、周辺性概念は構造主義からどう変化したのだろうか。前述のように構造主義が一次産品輸出に依存し工業化が阻害されている状態をラテンアメリカ諸国の周辺性を特徴づける本質的な点としたのに対して、新構造主義では、競争力の源泉が低賃金と一次産品に基づいており、技術進歩に基づく競争力が欠如していることをラテンアメリカ諸国の周辺性を特徴づける点とした（Fajnzylber 1988; ECLAC 1990）。そして技術進歩に基づく競争力を「真の競争力」（“genuine competitiveness”）と呼んだ（ECLAC 1990, 77）。⁶これは新自由主義改革のもとで、ラテンアメリカ諸国が静態的比較優位に回帰していく現状を批判的にとらえる目的があった。しかし同時にイノベーションや技術進歩の多くが製造業から生じている限りにおいては製造業が優先される必要があるが、工業化それ自体が本質的な問題ではないとした点は構造主義と大きな違いであった。このような転換に至ったのは、ECLAC(1990)や Fajnzylber (1990)などにおいて、1970 年以降に平等な分配と高い経済成長を両方達成した国々（スペイン、ポルトガル、ユーゴスラビア、ハンガリー、タイ、韓国、台湾）⁷とラテンアメリカ諸国の比較を行った結果、ラテンアメリカ諸国の特徴として、単に製造業

⁶ 同じ意味で「体系的競争力」（“systemic competitiveness”）という言葉が使われることもある（Ocampo and Martin 2003, 142–45; Leiva 2008, 3–6）。

⁷ ここでの「平等な分配と高い経済成長」の基準は 1970 年以降の一人当たり GDP 成長率が先進国の平均（2.4%）以上、1970 年代後半から 80 年代における下位 40%の上位 10%に対する所得シェアの比率が先進国の平均（0.8）の半分以上とした（ECLAC 1990, 61）。

の輸出比率が低いということだけでなく、GDP に占める R&D 支出比などが低く技術変化の吸収が遅い、生産や輸出における高技術集約的な財の割合が低いといったことが明らかになり、技術進歩の遅れや生産性の低さに顕著な特徴があることが分かったことが重要な背景であったと考えられる。

このような技術進歩の問題を本質的とする新構造主義の周辺性概念はその後も基本的に維持されていると考えられるが、最近の ECLAC の文書からは、1990 年以降に生じたグローバル経済状況の変化を受けて、周辺性概念は若干変化していると考えられる。Rosales (2009) や ECLAC (2014a) では、グローバル経済で起きている変化として、(1) 情報通信技術 (ICT) 革命といった一層の技術変化、(2) グローバル・リージョナルバリューチェーン (GVC・RVC) の出現、(3) 中国をはじめとする新興国の出現の 3 点をあげ、今日のグローバル経済もとは二つの周辺部が併存しているとする。即ち一方は一次産品を輸出し製造業を輸入する産業間貿易を主な貿易パターンとし、内生的なイノベーションや技術的ダイナミクスに欠ける南米諸国のような伝統的な周辺部である。他方は産業内貿易のプレゼンスが大きく、GVC・RVC への統合が進み、製造業や高技術な財・タスクに競争力を有するようなアジアに代表される新しい周辺部である (Rosales 2009, 85-88; ECLAC 2014a, 35)。

従って、製造業か一次産品かを問わず同一財やサービスの生産に複数の企業が国境を超えて参加する国際的な分業体制である GVC・RVC の出現はラテンアメリカ諸国に可能性と共に新たな周辺性をもたらしていると言える。即ち、南米諸国に関しては、中国の資源需要増を受けてもともと高かった一次産品輸出依存度が 2000 年以降さらに高くなっており、先ほどの伝統的な周辺部の特徴をそのまま有している状況にある。一方、メキシコや一部の中米諸国に関しては、アメリカ合衆国との生産ネットワークには統合されているが、GVC・RVC の中でアップグレーディングが限定的で相対的に低付加価値なタスクを担うことにとどまっている。従って、ラテンアメリカ諸国は、GVC・RVC への参加

そのものが限定低的であるか、参加していてもアップグレーディングが限定的な状況にある。

以上をまとめると、新構造主義のもとでのラテンアメリカ諸国の周辺性は技術的後進性、一次産品輸出への再特化、GVC への参加や GVC の中でのアップグレーディングが阻害されていることの3点から特徴づけられると考えられる。

次に新構造主義ではなぜ周辺性や格差が存在すると経済発展を阻害すると考えたのだろうか。これに関しては、構造主義のようにこれらの存在が経済発展を阻害するという側面を強調するのではなく、以下で述べるように新構造主義ではこれらを克服することと経済発展が相互補強的な関係にあり、その相互補強的な好循環を通して持続的な経済発展が可能であるということを強調した点に特徴があった。

第一に新構造主義では周辺性・格差がそれぞれ別の要因で生じるとし両者を明確に区別していたのに対して、新構造主義では社会的平等が技術変化に基づく「真の競争力」を促進し、「真の競争力」は社会的平等の達成に寄与すると想定し、周辺性の克服（技術変化に基づく競争力の獲得）と格差の克服（平等の向上）の両者は相互補強的な関係にあるものと考えた（ECLAC 1990; Fajnzylber 1990）。⁸即ち、生産性向上による競争力の向上に基づく国際参入は付加価値を増やし労働生産性を上げるので、長期的には賃金を増加させ雇用を増やし平等化に貢献する。⁹一方、平等性が高く普遍的な教育システムのある社会では、人的資本の蓄積を通して労働者の技能を高めることが可能なので生産性の向上をもたらすことになる。また平等性を高めることで、高消費と低投資をもたらす消費パターンを変革し、投資を通して技術進歩を促進することも可能になると

⁸ 以下で述べる、新構造主義の想定する「競争力と平等」、「競争力と成長」、「平等と成長」の3者の相互補強関係については Fajnzylber (1990, 57) の Figure IV が参考になる。

⁹ ただし、技術変化によって生産性の高い部門が国内に出現することは、国内の生産性格差を生み、短期的に所得格差を拡大させる可能性があることを新構造主義も想定している（ECLAC 1990, 79）。

する (ECLAC 1990, 77-78; Fajnzylber 1990, 65-66)。¹⁰それとは対照的に、周辺性が持続した状態での国際参入、即ち低賃金と一次産品を競争力の源泉とする国産参入の場合は、低賃金労働に依存するので格差の拡大をもたらし、さらに天然資源収入が一部のグループに支配されている場合は格差の一層の拡大をもたらすとした (ECLAC 1990, 77-78)。

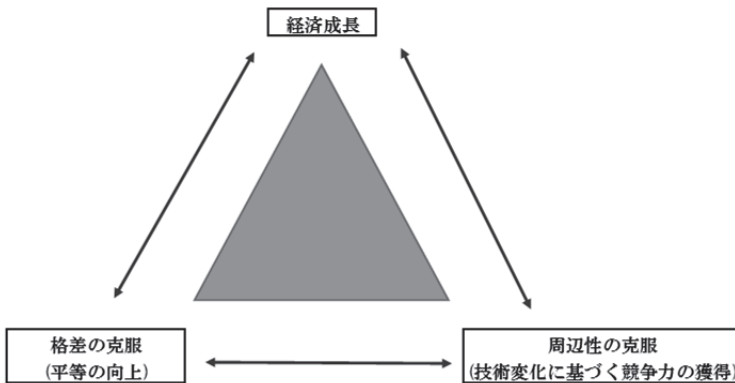
第二に新構造主義では、周辺性の克服 (即ち技術変化に基づく競争力の獲得) と経済成長も相互補強的な関係にあると考えていた。即ち、技術変化に基づく競争力の獲得は、生産性を高めるので経済成長を高める。さらに経済成長によって国内市場が拡大すると、国内市場は国内の産業や技術に国際市場に参入する前の学習の場を提供し、そのことで一層国際競争力が高まるとした (Fajnzylber 1990, 64)。第三に新構造主義では格差の克服 (平等性の向上) と経済成長も相互補強的な関係にあるとした。即ち、前述のとおり、平等性を高めることで、消費パターンの変化をさせ、投資率を高めることで経済成長を促進する。さらに成長が高まると、分配が引き起こす潜在的対立を緩和し、そのことで平等の促進にも貢献する。また「真の競争力」に基づく国際参入が行われている場合は、前述のとおり平等性を高めることが、競争力を向上させることを通しても成長を促進するし、成長が競争力を高めることを通しても平等を促進するとした (Fajnzylber 1990, 66-67)。

以上のように新構造主義では、周辺性の克服 (即ち技術変化に基づく競争力の獲得) と格差の克服 (社会的平等の向上) の両者が相互補強的な関係にあり、さらに両者はそれぞれ経済成長に対しても相互補強的な関係にあり、生産構造の変革を通して平等を伴った経済成長を実現できると考えていた (図 1 参照)。従って、構造問題を外生的に決定されるものというよりも、内生変数としてそ

¹⁰ なお、このような好循環が作用するためには、農業構造の変革をはじめとする最低限度の平等性が確保されていることが前提条件であるとする (ECLAC 1990, 78; Fajnzylber 1990, 65)

の克服を相互補強的にとらえ、好循環を働かせることで格差と周辺性という構造問題を同時に克服し、持続的な経済成長を達成することができると考えた点が新構造主義の顕著な特色であった。それ故、構造主義ではラテンアメリカ諸国には外生的に与えられた構造的要因により価格インセンティブに対する非弾力性や硬直性が存在しそのことから不可避に生じる交易条件の悪化やインフレに対処するためには政府の介入による工業化が不可避であるとしたのに対して、新構造主義では価格インセンティブそのものが機能しないわけではないが、技術進歩に基づく競争力と GVC 中でのアップグレーディングを可能にし周辺性と格差の克服の相互補強的な好循環を働かせるためには、市場の失敗の補正（インフラ投資や教育投資、R&D の促進）や新しい産業に対する情報提供といった点で政府の役割が必要であるとしたのである。

図 1 新構造主義における構造問題の克服と経済成長の好循環



出典 筆者作成

注 矢印は両者が相互補強的な関係にあることを示す。

3 地域経済統合と構造問題

本節ではラテンアメリカにおける支配的な開発モデルのもとで政策処方箋として提唱されてきた地域経済統合の枠組みが、第2節で論じた構造問題を克服する上でどのようなような役割があると想定されてきたかを明らかにする。また近年の実証研究の結果を踏まえて、それらの効果がどうであったのかも可能な限り明らかにする。

(1) 輸入代替工業化のもとでの地域経済統合と構造問題

輸入代替工業化のもとでの域内共同市場の創設は、保護貿易政策と共に、周辺性の克服のために唯一有効な処方箋とされた輸入代替工業化の実施のための不可欠な手段と位置づけられていた。まず、構造主義の想定のもとで保護貿易政策が必要とされたのは以下の理由による。ラテンアメリカのような周辺国の工業製品は中心国との生産性の格差のために割高にならざるをえない。この状況のもとで中心国からの安価な輸入品と競争するためには、周辺国は為替レートを切り下げるか一層賃金水準を引き下げることが考えられるが、前者はインフレを引きおこし、後者は格差という構造問題を一層悪化させることになり、両者共に有効な手段とは言えない。従って一時的にせよ関税による保護貿易政策は不可欠としたのである（Prebisch, 1959, 254-261）。

域内共同市場は、共通関税によって域外に対する貿易障壁を維持する一方で、域内の貿易障壁を撤廃し、これによって各国が狭隘な市場で別々に輸入代替工業化を行うかわりに、加盟国が相互に主要な商品の生産国となり域内全体を共同市場とすることで、規模の経済を機能させ、生産費用の削減をめざすものであった（Prebisch, 1959: 266-269）。これは本来安価な域外（中心国）輸入を、中心国との生産格差によって生産費は高いが域外関税によって域外輸入よりも安価になる国内生産または域内輸入に代替する（即ち貿易転換効果）ために生じる非効率を、動態的な効果である市場拡大効果で緩和しようとしたものである。

¹¹その意味で、輸入代替工業化期の地域経済統合では、貿易転換効果が生じることは承知の上で、市場規模拡大による動態的效果で生産性を向上させ¹²、産業構造の高度化により経済成長にポジティブな影響を与えることが主として期待された役割であった（大原 1971, 298; 303-304）。

このような役割を期待されて創設された地域経済統合の枠組みとしては、1960 年に設立された特惠貿易協定であるラテンアメリカ自由貿易連合（Latin American Free Trade Association、LAFTA）と関税同盟である中米共同市場（Central American Common Market、CACM）、1969 年に設立された関税同盟であるアンデス共同市場（Andean Common Market、ANCOM）などが代表例である。

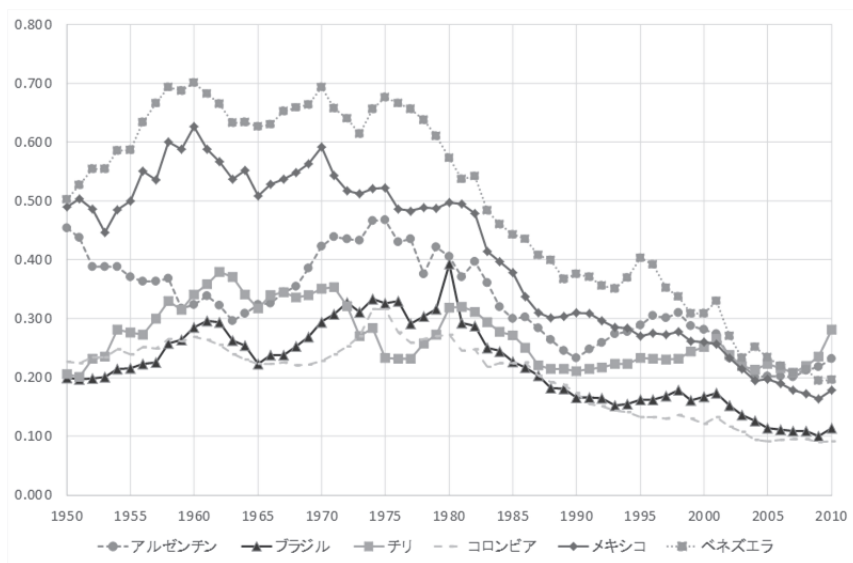
この結果として域内輸出、とりわけ工業製品の域内輸出の顕著な増加がみられた。例えば、全輸出に占める域内輸出の比率は、1965 年の 12.6%から 1975 年の 17.9%に増加し、工業製品の域内輸出の割合は 1965 年の 36.1%から 1975 年の 53.9%に増加した（バルマー＝トーマス 2001, 242）。またこの域内共同市場の創設の本質的な目標とされた生産性の向上に関しては、ラテンアメリカの主要国で、1960 年以降に中心国（アメリカ合衆国）との製造業部門における生産性格差の縮小がみられた。図 2 では、1950 年から 2010 年におけるラテンアメリカ 6 か国の製造業部門における、アメリカを 1 とした場合の労働生産性の変化を示している。1950 年代にこの相対的労働生産性の上昇がみられたメキシコとベネズエラを除けば、1960 年以降にアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビアといった国々では相対的労働生産性の上昇（即ち中心国との間の格差の

¹¹ 国際経済学のテキストにおける地域経済統合の静態的效果と動態的效果に関しては例えば Venables and Baldwin (1995) 参照。

¹² その他の動態的效果としては投資促進効果があるが（Venables and Baldwin 1995, 1614-15）、これらも輸入代替工業化期の地域経済統合においても期待された役割であり、この促進のための融資を行う目的でしばしば地域開発銀行が設けられた（大原 1971, 295-96）。

縮小) がみられたことが分かる。勿論これらをすべて、地域経済統合の結果とすることはできないが、1980 年以降の新自由主義改革期のアメリカ合衆国との労働生産性格差の著しい拡大と比較すれば、輸入代替工業化期においては製造業部門の生産性格差の縮小がみられたことは顕著な特徴であり、これらの地域経済統合の枠組みがラテンアメリカ諸国の生産性のキャッチアップに程度の差はあれ寄与したことは確かであろう。

図 2 ラテンアメリカ諸国の製造業の相対的労働生産性の変化



注 アメリカの労働生産性を 1 とした場合の各国の労働生産性を示す。

出典 GGDC 10-Sector Database (<http://www.rug.nl/research/ggdc/data/ggdc-10-sector-database> 2016 年 9 月 8 日ダウンロード) より執筆者計算

しかしこれらの輸入代替工業化地域経済統合の枠組みは、以下のような点で周辺性を克服するための持続的な手段としては問題があった。第一に、域内共

同市場のもたらす利益の加盟国間における分配の問題に関する有効な処方箋を欠いていた。というのは、この時期の輸入代替工業化では、最終財の生産までを特定の生産拠点で行うことで規模の経済を働かせることを可能にしていたために、その利益は生産拠点を自国内に集中させ、域外からの輸入を自国内の生産と他の加盟国への域内輸出への代替に成功した国に集中することになった。一方、それらの製造業品の生産拠点とはならず、単に域外輸入がより高コストな他の加盟国からの域内輸入に代替された国は貿易転換効果によって経済厚生上の損をするだけであり、加盟国間で製造業品の貿易収支の不均衡をもたらすことになった（バルマー＝トーマス 2001, 239-40; 小倉 2003, 263）

従って、域内共同市場による便益を公平に配分するためには、産業間補完協定や部門別工業開発計画のような域内分業制度を設計しそれを機能させるか、損失を被ったメンバー国に対して補償を与える制度が必要であった。しかし特に LAFTA の場合には加盟国内の経済発展段階に大きな相違があり、生産拠点は、加盟国の中の相対的に経済発展段階が高い国々（LAFTA の場合はアルゼンチン、ブラジル、メキシコ）に集中することになり、経済発展段階が低い国々（LAFTA の場合はボリビア、エクアドル、パラグアイ）はその利益を受けることができなかった（バルマー＝トーマス 2001, 240-241）。

その結果、LAFTA 内でアンデス諸国の不満から前述の通り 1969 年に ANCOM が形成された。ANCOM では加盟国が比較的同質な市場狭小国どうしであったため、部門別工業開発計画が実施されたが、各加盟国間の積極性の差異や生産割当国に認められた域内競争品に対する保護期間が十分でないことなどの問題が顕在化した（西向 1981, 136-50）。また CACM 加盟国内で行われた中米統合産業計画もその成果は極めて限定的であった（西向 1981, 119-135）。

その意味で西向（1981）が理論的、実証的に明らかにしているように、この時期のラテンアメリカにおける地域経済統合は、統合体全体には利益をもたらしたことは確かであったが、それらの利益を加盟国間に公平に配分する有効な

メカニズムに欠いたものであった。この結果、メンバー国間での対立が絶えず、このことがこれらの地域経済統合の枠組みを機能停止に陥らせることの重要な要因となった。加えて、ラテンアメリカ諸国間の距離、とりわけインフラが未発達なことによる経済的距離が大きいままであったことは域内貿易の発展を妨げ、規模の経済の利益を小さくするものであった（大原 1971, 308-9）。

第二に、ヨーロッパ共同体（EC）でみられたように域外に対する障壁を一定期間の後に全廃するというのではなく、この時期のラテンアメリカにおける地域経済統合では関税や非関税障壁による域外への貿易障壁は維持されたままであった（大原 1971, 302-302）。そして、ラテンアメリカ諸国の比較優位を無視した過度に資本集約的な製造業に至るまで、域外に対する貿易障壁を維持することで輸入代替工業化がすすめられ、アジア諸国でみられたように比較優位構造に適した非技能労働集約的な製造業を輸入代替の後に早い段階で輸出志向に切り替えることはなかった。¹³またこのようなラテンアメリカ諸国の要素賦存にふさわしくない資本集約的なし技能労働集約的な工業化は、格差の克服という点では当然ながら有効ではなかった。そして比較優位を無視した輸入代替工業化は、資源配分を歪め、非効率な産業を温存させ、国際収支不均衡やインフレーションなどのマクロ経済問題を引き起こすことになった。1980 年代初頭の累積債務危機は、輸入代替工業化に基づく開発モデルを崩壊させ、輸入代替工業化の手段とされた地域経済統合は停滞することになった。LAFTA は経済統合への歩みを緩め 1980 年にラテンアメリカ統合連合（Latin American

¹³ ただし、しばしば誤解されていることであるが、ラテンアメリカ諸国は輸出促進や輸出代替を全く行わなかったということは正しい認識ではない。アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、メキシコといった国々は 1960 年代以降、輸出促進政策自体は採用したが、その間も輸入代替工業化は継続しており、そのための割高な為替レートや輸入財に対する関税障壁の維持といった反輸出的な政策は継続していた（バルマー＝トーマス 2001, 257-64）。従って、この時期の輸出促進は、域外に対する保護と反輸出的な政策が残存した中で膨大な補助金に支えられてのみ世界市場で競争可能であったのであり、域外諸国との競争が可能なレベルまで生産性の向上が伴ったものではなかった。

Integration Association、ALADI）へ再編された。CACM は 1969 年のホンジュラスとエルサルバドルの戦争後ホンジュラスが撤退し、その後の中米各国の内戦や政治的混乱は、地域経済統合を一層停滞させることになった。

（2）片務的貿易自由化のもとでの地域経済統合と構造問題

輸入代替工業化の崩壊に伴って 1980 年代の新自由主義改革のもとで進められたのが片務的自由化であった。片務的自由化とは貿易相手国の貿易政策に関わらず、自国が一方的に貿易障壁を撤廃するものである。関税および非関税障壁の撤廃は、価格安定化のための重要な政策と位置づけられており、片務的貿易自由化は、金融改革、資本移動自由化、民営化とともに新自由主義改革の政策パッケージの一つであった。

片務的貿易自由化の理論的な前提は、相手国の貿易政策に関わらず、片務的貿易自由化を行うことで、自国は比較優位に従い生産要素をより効率的に配分することから生じる効率性の増加と、輸入自由化によってもたらされる財の消費可能性の増加の双方により経済厚生水準が増加し利益を得るというものであった（Meller 2009, 89–90）。

従って、片務的貿易自由化を純粋に追及するならば、貿易相手国や財によって貿易障壁のレベルを変える余地はなく、二国間であれ多国間であれ地域経済統合の枠組みが存在する余地もなくなることになる。1980 年代は、各国の経済的混乱に加えて政治的混乱もあり、ラテンアメリカの地域経済統合はいったん有名無実なものとなった。

片務的貿易自由化の結果、ラテンアメリカ諸国の平均関税率と品目間の関税率の差異は著しく低下した。その中でも最も徹底して片務的貿易自由化を行ったのはチリであり、関税率は 1973 年 12 月時点では最高 220%、平均 94%であったが 1979 年 6 月までに一律 10%が適用されるに至った（Ffrench-Davis 1980, 43）。Morley, Machado, and Pettinato（1999）は、新自由主義改革の各政策分野の進展

状況を示すリフォーム・インデックス¹⁴を作成したが、それによればラテンアメリカ 17 国の貿易自由化の平均は、主要国が改革開始前の 1975 年の 0.567 から 1990 年に 0.803、1995 年には 0.964 まで上昇し、1970 年代後半から貿易自由化が大きく進展し、他の政策分野と比較しても最も改革が進展したことが分かる。

これらの新自由主義改革が資源配分の歪みを大きく改善し、インフレの抑制をはじめとするマクロ経済の安定化に寄与したことは確かである。それでは片務的貿易自由化の結果として周辺性や格差といった構造問題は怎么样了のだろうか。構造主義的な周辺性概念に従うならば、片務的な輸入自由化は、ラテンアメリカ諸国に静態的な比較優位への回帰をもたらし、輸入代替工業化期に保護されていた製造業を輸入競争圧力で縮小させ「脱工業化」を引き起こすために、ラテンアメリカ諸国内での違いはあれ、周辺性を深刻化させると考えられるが、実際に起きたこともそうであった。一方で新構造主義的な周辺性概念、即ち技術変化や生産性を本質的な問題とするならば、片務的貿易自由化は、資源配分の効率性を改善することや先進国からの技術的スピルオーバーおよび高い技術を体現している中間財や資本財の入手が可能になることを通して、ラテンアメリカの製造業に技術進歩を通じた生産性の向上をもたらし、周辺性の克服に貢献する可能性もあった。¹⁵しかし McMillan and Rodrik (2011) が指摘するように、一次産品部門に比較優位を持つラテンアメリカ諸国の場合は、貿

¹⁴ 0 から 1 の間で評価し 1 に近いほど改革が進展していることを示す。貿易自由化の場合は、平均関税率と品目間の分散から計測される (Morley, Machado, and Pettinato 1999, 9)。

¹⁵ 発展途上国における貿易自由化と経済成長の関係に関する実証研究をサーベイし、理論的考察行ったものとして西島 (2007) を参照。西島 (2007) では、貿易自由化 (関税率引き下げ) の経済成長への影響は、資源配分上のロスの改善と学習効果によるプラスの側面と、生産性の高い製造業の生産を減少させることによるマイナスの側面の両方が存在することを明らかにしている。この議論は本稿の本文で紹介している McMillan and Rodrik (2011) のモデルと同じであり、ラテンアメリカ諸国の場合は製造業の縮小による経済成長や生産性へのマイナス面が大きかったということになる。

易自由化によって輸入競争的な製造業部門自体の生産性は上昇しても、これらの雇用シェアは減少し、より生産性の低いサービス業部門の労働者が移動することを通して経済全体の生産性を低めてしまうことが観測された。この結果は、一次産品部門に比較優位を持つ経済は、生産性向上という観点からも不利な点があり、片務的貿易自由化がラテンアメリカ諸国の周辺性を悪化させる方向に働いたことは間違えない。

また格差に関しては、ラテンアメリカ諸国は相対的に非技能労働者豊富であると考えられるので、伝統的な貿易理論であるストルパー＝サミュエルソン定理に従うならば、貿易自由化を行うと非技能労働者への需要が増大してその賃金が相対的に上昇するので、技能労働者との賃金格差が縮小することが予測された。しかし多くの実証研究が、新自由主義改革導入以降の貿易自由化は格差も拡大させたことを明らかにしている。¹⁶例えば、Morley（2001）では、1970年から1990年のラテンアメリカ諸国を対象に、前述のリフォーム・インデックスを用いて、新自由主義改革がジニ係数に与えた影響を計量的に分析した結果、貿易自由化が有意に格差を拡大させたことを示している。前述のとおり、ラテンアメリカ諸国の中でも最も片務的貿易自由化を徹底したチリに関しても、Murakami（2014）は、1974年以降の関税率の引き下げが、技能・非技能労働者間の賃金プレミアムを拡大させたことを明らかにしている。

¹⁶ この一見すると、ストルパー＝サミュエルソン定理の予想に反する結果に対しては、Goldberg and Pavcnik（2007）がラテンアメリカ諸国を含む途上国を対象とした多くの実証研究の結果をもとに、以下の2点から説明を行っている。第一は産業間の要因に着目するものであり、貿易自由化以前に保護されていたのは、実は比較優位財である非技能労働者集約的な産業であり、それらの産業が最も大きな関税率の減少を経験したために、賃金格差が拡大したことはむしろストルパー＝サミュエルソン定理の予測に適合するものであるとするものである。第二は、産業内の要因に着目するものであり、貿易自由化のもたらす競争や技能労働者と補完的な中間財が安価になったことなどにより、すべての産業内で技能労働者への需要の増加が高まるような技能偏向的技術変化（skill-biased technological change、以下 SBTC と表記）が起きたことが、賃金格差の拡大をもたらしたとする。

またそもそも片務的貿易自由化で期待された資源配分の歪みの是正や技術スピルオーバーを通して向上すると期待された経済成長そのものが新自由主義改革以降のラテンアメリカ諸国において、満足な結果ではなかった。累積債務危機による経済的混乱状態から始まった 1980 年代の新自由主義改革の導入期における経済成長率が低かったのは致し方ない側面があるにしても、新自由主義改革が進展した 1990 年から 1997 年においてもラテンアメリカ諸国の平均経済成長率は 3.7% 過ぎず、輸入代替工業化期の 1950 年から 1980 年の平均の 5.3% よりも低いものであった (Leiva Lavalle 2010, 101)。

(3) 互恵的貿易自由化のもとでの地域経済統合と構造問題

1990 年以降、ラテンアメリカ諸国は 2 国間または多国間で相互に貿易障壁を撤廃する互恵的な地域貿易協定¹⁷を追求するようになり、その意味で地域経済統合が再活性化することになった。¹⁸新構造主義は、下記で述べるように互恵的自由化のもとでの世界経済への統合を提唱したが、1990 年以降のラテンアメリカ諸国の開発モデルは、新自由主義、新構造主義双方が一定の影響を与えていると考えられ、互恵的な貿易自由化への転換は、開発モデルの影響だけでなくラテンアメリカ諸国の現実的な対応であると考えるべきであろう。¹⁹という

¹⁷ 地域貿易協定は、世界貿易機関 (World Trade Organization、WTO) の定める最恵国待遇 (Most-Favored-Nation Treatment、MFN) 原則の例外としていくつかの条件を満たす限りにおいて認められているものであり、例えば自由貿易協定の場合は (1) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない (GATT 第 24 条 5 項)、(2) 関税その他の制限的通商規則 (11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く) を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する (GATT 第 24 条 8 項) が条件になる。(経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/rta/rta.html 2016 年 10 月 26 日参照)

¹⁸ 輸入代替工業化期と比較した 1990 年代の互恵的貿易自由化に基づくラテンアメリカの地域主義に関しては浜口 (1998) 参照。

¹⁹ 新構造主義は、特にチリの中道左派連合政権 (1990 年から 2010 年) やブラジルのカルドーゾ政権 (1995 年から 2002 年) といった社会民主主義的な政権の経済政策と親

のは、前述のように 1990 年の時点でラテンアメリカ諸国の貿易障壁の水準は国際的に十分に低い一方で、世界には域内国を優遇する差別的な貿易協定が存在する以上、これ以上ラテンアメリカ諸国が片務的貿易自由化を行っても利益は少ないという状況があったからである（French-Davis 2010, 151）。即ち、互恵的貿易自由化は貿易相手国の恣意的な貿易障壁の増加を防ぐことで自国の輸出先を確保し、新たな輸出市場を開拓するための輸出志向の開発戦略に適した貿易政策として理解できるのである（浜口 1998, 13）。²⁰

新構造主義は互恵的貿易自由化に基づく開発戦略を「開放的地域主義」（“open regionalism”）という名で提唱した（ECLAC 1994）。新構造主義の主張する地域主義は「開放的」であることが特徴であり、「開放」には二つの意味があった。一つは貿易障壁をよりオープンにする、即ち「自由化」を意味するものであり、域外国に対しても互恵的な貿易自由化を続けていくという意味であった（Kuwayama 1999, 12）。従ってこれは域外国に対する貿易障壁を維持し続けることを前提とした輸入代替工業化期の地域経済統合とは異なるものである。もう一つはそのメンバーシップに関してであり、地域貿易協定の規則を受け入れる限りにおいて、メンバーは潜在的に域外を含むあらゆる国に開かれているということであった（Kuwayama 1999, 8）。このことも、新構造主義の主張する地域経済統合が専らラテンアメリカ域内を対象としていた輸入代替工業化期の地域経済統合とは本質的に異なる点であり、1994 年の北米自由貿易協定（North

和性が高かった。チリに関しては Silva(2002)、チリ・ブラジル双方に関して Leiva (2008) が詳細な分析を行っている。チリの中道左派連合政権に関しては、注 5 でも指摘した フレンチ・デービスやオスバルド・ロサレスといった新構造主義を構想した ECLAC のスタッフが重要閣僚として政権運営に関わっており（Leiva 2008, 71-72 の Figure9 を参照）このような関係を通じて、短期資本移動規制や互恵的な貿易自由化といった政策が導入されたことがうかがえる。

²⁰ 浜口（1998）では 1990 年代のラテンアメリカの地域主義に期待される利益として市場開放の互恵性、国際化のプラットフォーム、WTO プラスの自由化、直接投資の呼び水、対外交渉力の強化の 5 点をあげている。そのうちの最初の 3 点に関しては以下の段落で本稿でも中心的な利益として論じている点である。

American Free Trade Agreement、NAFTA)以降、多くの域外先進国やアジア太平洋諸国との多国間または二国間の貿易協定が締結されていった。従って開放的地域主義は、域外国への一層の自由化と参加国の拡大を主張することで、WTOの促進する世界的な貿易自由化の取り組みに矛盾しない形で地域貿易協定を促進しようとする試みであるということもできる (Leiva 2008, 98-101)。

一方で、開放的地域主義は段階的に解消していくものであるにせよ域外に対する共通関税を設定し、域内に対する保護を行うという特惠的な扱いを認めるものであるという点では依然として片務的貿易自由化とは明確に異なるものである (Fuentes 1994, 84)。開放的地域主義の中心的な主張は、この對外障壁を利用して域内市場向けの新たな高付加価値化な財を創出すると共に、域内市場が国際化ためのプラットフォームとなることで、ラテンアメリカ諸国の輸出財の多角化と高付加価値化を促進することにあつた (Kuwayama 1999, 16)。従って、このような地域経済統合のもとでの域内製品に対する特惠的な扱いは、現在のラテンアメリカ諸国において実施可能な数少ない産業政策の手段であり、これをインフラ投資や人的資本投資の促進といった貿易政策以外の政策手段と有効に結びつけることで、生産構造の変革し生産性を向上させ、周辺性を克服するべきであるとしたのである。

このような互恵的貿易自由化のもとでの地域経済統合には、(1) ラテンアメリカ域内の地域貿易協定・二国間貿易協定、(2) ラテンアメリカ諸国と域外先進国の地域貿易協定・二国間貿易協定、(3) ラテンアメリカとアジア太平洋諸国の地域貿易協定・二国間貿易協定の3種類があり、以下でそれぞれに構造問題のにおいてどのような役割が期待されているかを論じる。

(3-1) ラテンアメリカ域内の地域貿易協定・二国間貿易協定

ラテンアメリカ域内の地域経済統合は、周辺性と格差の克服において周辺性と格差の克服において中心的な役割が期待されているといえる。それは、以下

で述べるようにラテンアメリカ諸国は域外諸国に対しては域外諸国に対しては比較優位に基づき一次産品を輸出する傾向にあるのに対し、域内国に対しては製造業品や高付加価値な財を輸出する傾向にあり、域内貿易は周縁的な性質が少ない傾向にあるからである。

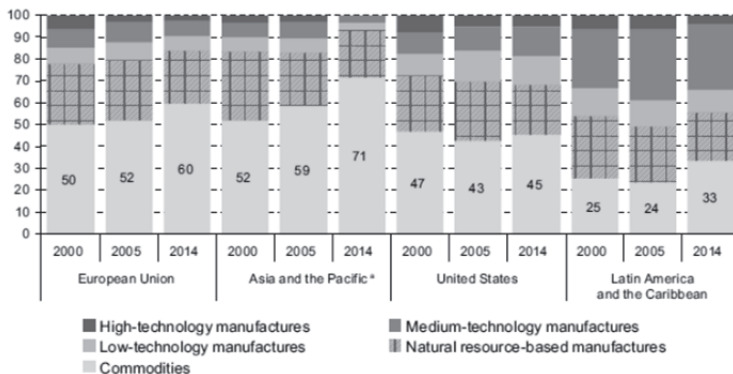
図3は、アメリカ合衆国への製造業輸出の多いメキシコを除くラテンアメリカ・カリブ諸国の各地域別（EU 諸国、アジア太平洋諸国、アメリカ合衆国、域内諸国）への輸出を高技術集約度の製造業品、中技術集約度の製造業品、低技術集約度の製造業品、天然資源に基づく製造業品、一次産品に分類し、2000年、2005年、2014年の間の変化を示したものである。この図からも域内諸国への輸出は最も製造業品の割合が高く一次産品の割合が低い一方、中国を含むアジア太平洋への輸出は最も一次産品の割合が高く、製造業品の割合が低くその傾向は一層近年強くなっていることが分かる。さらに域内輸出には輸出財の数が多く輸出の多角化も進んでいる、²¹中小企業が輸出企業となる確率が高く輸出に占める割合も高い²²といった特徴もある。

このように域内輸出には周縁的な性質が少ないことに加え、中小企業の参加率も高いことから、中小企業で雇用される人が主に低所得者層であることを考えれば、格差縮小においても域内輸出の促進は重要な効果があることが期待される。それにもかかわらず、1980年以降、全輸出に占める域内輸出は一貫して

²¹ 例えば ECLAC (2014a, 56) の Table IV.7 を参照。この表から対中国輸出では極めて少数の一次産品輸出に特化するニカラグア、ベネズエラ、エルサルバドル、ボリビアといった国々も、域内には多種の製造業品を輸出していることが分かる。

²² 例えば ECLAC (2014a, 58) の Table IV.8、Table IV.9 を参照。Table IV.8 からは、対中国では輸出企業となれるのはごく少数の企業（例えばアルゼンチンの場合全企業の 4.8%）であるのに対し、域内輸出では多くの企業が輸出企業になっている（例えばアルゼンチンの全企業の 62.8%が対 MERCOSUR では輸出企業になっている）ことが分かる。また Table IV.9 からは域内輸出の方が、域外輸出に比べて、輸出に占める中小企業の割合がずっと高いことが分かる。これらから、域内輸出では、中小企業が輸出企業となる確率が高く、輸出に占める中小企業の割合も高いことが分かる。

図3 ラテンアメリカ・カリブ諸国（メキシコを除く）の各地域への輸出の技能集約度別の変化（2000年、2005年、2014年）



出典 ECLAC (2015, 42) Figure I.22 を抜粋。Commodity Trade Statistics Database (COMTRADE)をもとに ECLAC が計算したものである。

注記 アジア太平洋は ASEAN 諸国、オーストラリア、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国を含む。

15%から 20%程度の間を推移しており、ほとんど変化がみられない。²³それ故、域内の貿易協定を通して一層域内貿易を促進することで、製造業品や高技術集約度の財の輸出を増やし周辺性を克服し、また中小企業の輸出への参加を増やしその生産性を向上させ格差を克服することが期待されている。

このような役割を期待される地域経済統合の枠組みとして代表的なものは 1980 年代に事実上機能停止した CACM を発展的に引き継いで 1991 年に発足した多国間自由貿易協定である中米統合機構 (Central American Integration System、SICA) や ANCOM を発展的に改組して 1996 年に発足した関税同盟であるアンデス共同体 (Andean Community、CAN) があげられる。これらは輸入代替工業化期の組織を発展的に引き継ぎながら、輸出志向の工業化と輸出財の多角化

²³ ラテンアメリカ諸国の域内輸出のデータは以下を参照。

http://interwp.cepal.org/anuario_estadistico/anuario_2015/en/index.asp

をはかるものである。加えて、新たな枠組みとして 1995 年に関税同盟である南米南部共同市場（Common Market of the South、MERCOSUR）が発足した。また現在数多くの 2 国間貿易協定がラテンアメリカ域内で発効済みである。²⁴さらにアジア太平洋諸国との 2 国間自由貿易協定を積極的に進めるチリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの 4 か国からなる多国間自由貿易協定である太平洋同盟（Pacific Alliance）が 2013 年に発足した。

このような進展にも関わらず、ラテンアメリカ域内を包括する互恵的な貿易協定の枠組みは存在しておらず、ブラジルを含む MERCOSUR とメキシコという域内の重要な製造業輸出国間の地域貿易協定が欠いている状態にある（ECLAC 2014a, 63）。²⁵このことは構造問題の克服という観点からも大きくマイナスな点であり、今後の進展が期待される。

加えて、新構造主義のもとで重要な周辺性概念とされた GVC への参加やアップグレーディングが阻害されていることを克服することに関しても、ラテンアメリカ域内全域を含む包括的な地域貿易協定の果たす役割が期待されている。というのは、バリューチェーンの形成や参入には貿易円滑化や製品・サービスに適用される技術や衛生植物検疫に関わる基準といった非関税障壁に関する問題が重要となることが多い。そのため、現状のように制度が異なる様々な地域経済統合の枠組みを作り出してきたことがラテンアメリカ諸国のバリューチェーンの発展の障害になっており、共通の貿易・投資制度をもった地域統合

²⁴ これらの発効年月日、協定内容の詳細に関しては http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp で参照できる。なお 1990 年代中ごろまでに発効された貿易協定は、主に関税および非関税障壁の引き下げと撤廃を目的とした特惠貿易協定（preferential trade agreement、PTA）と呼ばれるタイプのものが中心であったが、1990 年代半ば以降、より包括的なタイプの貿易協定、即ち関税撤廃のプロセスがより速いのみならず、PTA では取り組まれていなかった財以外の投資、サービス、知的所有権といった分野をも含む自由貿易協定（free trade agreement、FTA）が主流になっている。いったん PTA として締結されたものが FTA として再締結される場合もある。

²⁵ ただしメキシコと MERCOSUR 間に自動車協定は存在する。

の枠組みを作り出すことが必要であるからである (ECLAC 2014a, 63-66)。またこのような制度の調整、とりわけ貿易協定ごとで異なる原産地規則の統一とその累積を可能することは、行政上の障壁がバリューチェーンへの参加の障害となりやすい中小企業にとりわけ利益があると考えられている (ECLAC 2014a, 65)。2013 年時点で、太平洋同盟からの中間財 (部品・付属品) 輸出の 9.6%が MERCOSUR 諸国、MERCOSUR 諸国からの中間財 (部品・付属品) 輸出の 11.4%が太平洋同盟に向けられており、域内のバリューチェーンのポテンシャルは決して小さいものではない (ECLAC 2014b, 46)。従って太平洋同盟と MERCOSUR 間をはじめ、現在域内で欠いている貿易協定の枠組みを作り出し、域内のバリューチェーンの形成、特に中小企業の一層の GVC・RVC の参加の促進を通して生産性を向上させることは、周辺性と格差双方を克服するために、有効な処方箋であると想定されているのである。

それでは、現在のラテンアメリカ域内の地域貿易協定・二国間貿易協定は、どの程度これらの役割、即ち輸出の多角化や輸出企業の生産性の向上、GVC への参加・形成に効果があったといえるのだろうか。García, Pabsdorf, and Herrera (2013) では、1980 年から 2008 年の 75 カ国を対象とした重力方程式を用いた分析から、様々な属性をコントロールしても MERCOSUR に加盟することが有意に 2 国間貿易を増加させ、その効果は特にブラジルとアルゼンチンで大きかったことを明らかにしている。さらに Martin-Mayoral, Carofilis, and Guijarro (2016) では 1970 年から 2014 年の西半球 19 か国を対象に重力方程式を用いて、ラテンアメリカに存在する MERCOSUR、CAN、SICA²⁶、NAFTA の 4 つの地域貿易協定それぞれが 2 国間貿易に与えた影響を分析している。その結果、SICA、MERCOSUR、CAN の順で加盟国間であることが 2 国間貿易を増加させる効果 (即ち貿易創出効果) が大きい一方、NAFTA では貿易創出効果は有意ではなく、

²⁶ Martin-Mayoral, Carofilis, and Guijarro (2016) では SICA は CACM、CAN は ANCOM の表記に統一している。

NAFTA と MERCOSUR では加盟国と非加盟国の貿易であることが2国間貿易を減少させる効果（即ち貿易転換効果）が有意であったことを明らかにしている。また加盟国内で産業内貿易指数（Grubel-Lloyd index）が増えると CAN では2国間貿易を増やすが、NAFTA、MERCOSUR、SICA では逆に2国間貿易を減らしたことを明らかにしている。このことは、これらの加盟国が関わるバリューチェーンは域内よりも域外にあることによるとする。

しかしこの研究では輸出（貿易）総額を被説明変数にしており、総輸出総額を輸出企業数や輸出財の数といった貿易の外延（extensive margin）と1企業や1財あたりの平均輸出額といった貿易の内延（intensive margin）に分けて前者への影響に着目してその効果を分析したわけではない。²⁷ 即ち、CAN や MERCOSUR や SICA の発効が、域内輸出総額を増やしたにしても、前述の期待された効果である輸出企業や輸出財の数を増やし、輸出の多角化に貢献したかは不明である。また GVC・RVC の形成への効果の実証としてはより直接的に重力方程式の非説明変数を中間財（部品・付属品）の輸出総額にすることが考えられるだろう。²⁸ これらに関してラテンアメリカ域内の互恵的貿易協定の輸出の多角化や GVC・RVC の形成への影響に関しては一層の実証研究が必要である。

また Bustos（2011）では、MERCOSUR の発効によるブラジルの関税率の引き下げが、アルゼンチン企業の生産性に与えた影響の分析を行っている。それによればもともと生産性の高い輸出企業に一層、技能集約的な生産技術の採用を促進し、その効果は特に中・大規模企業で一層大きかったことを明らかにし

²⁷ 例えば、Bernard et al.（2007）は2000年のアメリカを対象に輸出総額を輸出企業数および輸出製品数（外延）と1企業1製品あたりの輸出額（内延）に分けて重力方程式を推定している。データが入手可能であればこの方法を用いて同様にラテンアメリカにおいても、貿易協定の影響を貿易の外延と内延に分けて推定することが可能である。

²⁸ 重力方程式の非説明変数を中間財（部品・付属品）として、貿易協定の生産ネットワークへの影響を推定した研究として Orefice and Rocha（2014）がある。

ている。このことから、MERCOSUR の発効による貿易障壁の低下は域内企業に技術進歩と生産性の向上を促進し周辺性の克服に貢献していると言えるが、その効果はもともと生産性が高くまた中・大規模の企業で大きいことから、格差に関しては拡大の方向に寄与している可能性があると考えられる。MERCOSUR 以外の地域経済統合の枠組みに関しても技術変化や生産性、GVC・RVC の形成への影響に関する実証研究が必要である。

(3-2) ラテンアメリカ諸国と先進国との地域貿易協定・二国間自由貿易協定

前述の通り、1994 年に発効した NAFTA 以降、ラテンアメリカとアメリカ合衆国やヨーロッパ連合 (EU) との間に数多くの域貿易協定・二国間自由貿易協定が発効された。(3-1)節で論じた通り輸入代替工業化期の地域経済統合は、経済発展段階が近く産業構造 (比較優位構造) が類似した国同士が、保護貿易政策のもとで域内共同市場を形成し、規模の経済を作用させることで保護の非効率性を緩和させ、相互に製造業品の生産地となることをめざすものであった。従ってそれは比較劣位にある製造業品を地域経済統合の動態的效果によって育成する産業構造の高度化政策であった。しかし経済発展段階と比較優位構造が大きく異なる先進国との地域経済統合の場合は、ラテンアメリカ諸国は比較優位にある財の生産に特化せざるをえず、高技術集約的な製造業のような比較劣位部門は、基本的に放棄することが迫られることになる(小倉 2003, 261)。それ故、先進国との地域経済統合には域内の貿易協定に期待しているような、輸出の多角化や高付加価値化に貢献するという役割を期待することはできない。

従って、先進国との貿易協定から期待される第一の利益は、比較優位構造に従うことによる資源配分の改善と貿易創出効果のような静態的利益である。加えて、先進国との貿易協定では、アメリカ合衆国や EU のように世界で最も生産性が高い国が域内になるために、貿易転換効果によって生じる厚生水準の悪化が最小限に抑えられると想定することが可能である (小倉 2003, 267)。し

しかし先進国との地域経済統合から動態的効果が期待できないわけではない。先進国との貿易協定によって、先進国との貿易や投資が増大すれば、それ自体が資本蓄積による投資促進効果を引き起こすだけでなく、先進国からの技術スピルオーバーの機会が増えれば技術移転効果と呼ばれる動態的効果を期待することができる（Venables and Baldwin 1995, 1614–16; 小倉 2003, 268）。従って、これらの動態的効果を通じた生産性の向上が期待でき、この点に関しては周辺性の克服に寄与すると考えられる。

さらに、先進国との貿易協定も、ラテンアメリカ域内の貿易協定同様に、通関制度の統一化と調和化や原産地規則の累積を可能とすることを通して GVC・RVC の形成に有効であると考えられる（Estevadeordal et al. 2013）。特に NAFTA の場合は、マキラドーラのもとで発展したアメリカ合衆国とメキシコの間の製造業のバリューチェーンを制度的に補完し、一層の GVC・RVC の形成を即す役割があると考えられる。

NAFTA に加え、チリ、コスタリカ、ペルー、コロンビアといった国々がアメリカ合衆国との2国間自由貿易協定を、中米5ヵ国とドミニカ共和国がアメリカ合衆国との間に多国間自由貿易協定（DR-CAFTA）が発効済みである。それでは先進国との貿易協定はこのような貿易創出効果や技術伝播効果を通じた生産性の向上に効果があったのであろうか。

ここでは NAFTA に関する研究を紹介する。前述の通り、Martin-Mayoral, Carofilis, and Guijarro (2016) では NAFTA による貿易創出効果は有意ではなく、貿易転換効果が有意であったとするがこれは予想に反する結果である。Cabral and Mollick (2011) では 1984 年から 2000 年を対象とした分析から産業内輸入が生産性に与える正の効果は、NAFTA の発効以降強まっており、NAFTA はアメリカ合衆国からの産業内輸入を通じた技術スピルオーバー効果がメキシコ企業の生産性向上への影響を強めたとしている。NAFTA 以外の先進国との2国間、多国間貿易のラテンアメリカ諸国への影響も含めて、一層の実証研究が必要で

ある。

(3-3) ラテンアメリカとアジア太平洋の二国間自由貿易協定

2000 年以降の中国をはじめとする新興国の製造業輸出国としての出現は、アメリカを一次産品の輸出先、製造業の輸入先としてきたラテンアメリカの貿易パターンを変えただけでなく、地域経済統合の制度的枠組みにも影響を与えるものであった。2000 年の時点ではラテンアメリカからの全輸出の 1.1%、ラテンアメリカの全輸入の 1.8%に過ぎなかった中国の割合は 2012 年には全輸出の 9.0%、全輸入の 14.5%を占めるに至っている (ECLAC 2014a, 13)。このような中国をはじめとするアジア太平洋との貿易関係の強化は、資源輸出依存度の強い南米諸国を中心にこれらの国交との間の二国間自由貿易協定を志向することになり、2006 年のチリをはじめとして、2010 年にはペルー、2011 年にはコスタリカが中国との 2 国間自由貿易協定を発効するに至っている。さらにチリに関しては中国だけでなく他のアジア太平洋諸国との二国間自由貿易協定の促進にも熱心であり、韓国 (2004 年)、Trans-Pacific SEP (チリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイダルサラーム、2006 年)、日本 (2007 年)、オーストラリア (2009 年)、マレーシア (2012 年)、ベトナム (2014 年) といった国々との自由貿易協定が発効済みである。

ここで重要なのはラテンアメリカ諸国と、とりわけ中国の貿易は、「南南貿易」 (“south-south trade”) であるにもかかわらず、アメリカ合衆国や EU 以上にラテンアメリカは一次産品を輸出し中国から製造業品を輸入するという比較優位構造に従ったものであり (図 3 参照)、さらに他の域外諸国と比較しても輸出財の数が少なく²⁹、特定の大企業に輸出が集中する傾向³⁰にあることである。従って、中国との間の貿易協定は、比較優位構造に従うことによる資源配分の改善

²⁹ 例えば ECLAC (2014a, 56) Table IV.7 参照。

³⁰ 例えば ECLAC (2015, 15) Figure 4 参照。

は期待できるが、産業構造の高度化政策としての役割は最も期待できないものであるといえるだろう。それ故、特に中国との間の貿易協定は、一次産品輸出への再特化を促進するという意味で、周辺性を強める性質を持つものであるといえるだろう。

加えて、メキシコなどの一部の国では 2000 年以降中国を含む東アジア諸国からの中間財輸入の割合が増加しておりアジアとの生産ネットワークが形成されつつあるが、³¹南米諸国を中心にラテンアメリカのほとんどの国ではアジア太平洋とは産業間貿易が中心であり生産ネットワークが形成されているわけではない。従って、ラテンアメリカとアジア太平洋諸国間の 2 国間貿易協定がアジア太平洋諸国との GVC の形成を促進するかは現時点では未知数であろう。ただし、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership、TPP）のようなアジア太平洋、NAFTA、南米諸国を包括するメガ貿易協定が発効されれば、アジア太平洋とラテンアメリカ諸国間のバリューチェーンの形成が進むことが大いに期待され、ラテンアメリカ諸国の世界経済の中での位置にも変化をもたらし、ラテンアメリカ諸国の構造問題にも影響を与えるかもしれない。

4 おわりに

本稿では現在のラテンアメリカ諸国の経済開発戦略を考える上で構造問題が重要であるという認識のもと、ECLAC を中心に発展してきたラテンアメリカの構造主義、新構造主義においてラテンアメリカ諸国の低開発の源泉とされた構造問題への認識が特に「周辺性」概念に着目してどのように変化したかを明らかにした（第 2 節）。その上で戦後のラテンアメリカ諸国において主要な開発モデルのもとで経済発展のための一貫して重要な処方箋とされた地域経済統合が、構造問題の克服においてどのような役割があると想定されてきたを明らか

³¹ Hamaguchi and Murakami (2014, 173) Figure 6 参照

にし、それらの効果に関する実証研究の結果に関するサーベイも行った。

これらの議論をまとめると以下となる。構造主義では一次産品輸出への特化が周辺性の根本的な特徴とされたのに対し、新構造主義では、一次産品輸出への（再）特化に加え、技術的後進性、GVC への参加や GVC 中でのアップグレードが阻害されていることの合わせて 3 点が周辺性の特徴とされ、特に技術進歩に基づく競争力の欠如が本質的な問題とされた。

構造主義が支配的な開発モデルであった時期には、ラテンアメリカ域内の地域経済統合はその主要な政策的処方箋である輸入代替工業化の促進のための不可欠な手段として位置付けられており、その役割は域内共同市場を形成して規模の経済を機能させることで、比較劣位財である域内の製造業品の保護から生じる非効率性を地域経済統合の動態的效果（市場拡大効果）で緩和することで製造業品の生産性の向上をはかることにあった。このような役割が期待された輸入代替工業化期の地域経済統合の枠組みとしては LAFTA、CACM、ANCOM などがあり、製造業品の域内輸出の増加や中心国（アメリカ）との製造業部門における生産性格差の縮小に一定の役割があったものと評価することができる。しかし、規模の経済を機能させるためには域内の特定の一国に生産を集中させる必要があり、生産拠点となったのは経済発展段階の進んだ国となる傾向があったため、経済統合から生じる加盟国間の利益の分配をめぐる対立の問題を解決できなかった。さらに、域外に対して貿易障壁を維持することによる非効率性が国際収支不均衡やインフレーションなどのマクロ経済問題を引き起こす要因になった。また輸入代替工業化期の地域経済統合には、もっぱら周辺性の克服（即ち工業化）という役割が想定され、アジア諸国において見られたような労働集約的な工業の育成を通じた周辺性と格差の同時解消という役割が想定されることがなかった。

1980 年以降の開発モデルの転換に伴って新自由主義改革期に行われた片務的貿易自由化では、貿易相手国の貿易障壁に関わらず、自国が貿易障壁を撤廃

することが最適とされたため地域経済統合の枠組みが存在する余地がなくなった。ラテンアメリカ諸国の政治的な混乱もあり、ラテンアメリカの地域経済統合が停滞することになった。片務的貿易自由化のもとで、ラテンアメリカ諸国は静態的比較優位に回帰することで脱工業化が進んだ。さらに新構造主義的な周辺性概念、即ち技術変化や生産性を本質的な問題とした場合でも、一次産品に比較優位を持つラテンアメリカ諸国は、生産性や技術進歩の中心となる製造業部門の比率が低下し、より低生産なサービス業部門が拡大することで、経済全体の生産性が低下することが広くみられた。また伝統的な貿易理論（ストルパー＝サミュエルソン定理）の予測に反して格差の拡大も顕著であり、この時期は構造問題の悪化が進行した。

1990 年以降のラテンアメリカ諸国は、互惠的自由化へと転換し、新構造主義は互惠的貿易自由化に基づく開発戦略を「開放的地域主義」の名で積極的に支持した。そこにおいてラテンアメリカ域内の地域経済統合には 2 つの重要な役割が想定された。第一は域内貿易では輸出に占める製造業品や高付加価値財の割合が高く、さらに輸出の多角化も進んでおり、中小企業の輸出に占める割合が高いことから、域内の互惠的貿易協定を通して一層域内貿易を促進することは、輸出財の多角化や高付加価値化を促進することで周辺性を克服すると共に、中小企業の輸出への参加を促進することで格差を克服することが期待された。第二に貿易協定によって、通関制度の統一や原産地規則の累積を可能とすることで、域内のバリューチェーンの形成を促進し、特に中小企業の一層の GVC・RVC の参加を可能とすることでその生産性を向上させ、周辺性と格差の双方の克服に役立つことが期待された。このような役割が期待されているラテンアメリカ域内の互惠的貿易協定としては、CACM と ANCOM をそれぞれ発展的に継承した SICA と CAN、1990 年以降に創設された MERCOSUR などがあり、実証研究からはこれらが域内貿易の創出に貢献していることは確かであるが、それが期待されているような輸出企業数や輸出財の数を増やすことに貢献したかは

必ずしも明確でなく、輸出財の多角化や GVC・RVC の形成への影響に関しては一層の実証研究が必要であると考えられる。また域内の 2 国間貿易協定を含め、様々な地域経済統合の枠組みを作り出してきた反面、ブラジルを含む MERCOSUR とメキシコという域内の重要な製造業輸出国間で包括的な地域貿易協定を依然として欠いている状態にあり、これらを包括的に含みかつ相応の深さをもったラテンアメリカ域内の互惠的貿易協定の枠組みを作ることが構造問題の克服のためにも必要であると言える。

開放的地域主義は、そのメンバーに関しても域内に限らず開かれているものとし、域外先進国（アメリカ合衆国、EU）やアジア太平洋との互惠的貿易協定も積極的に支持してきた。しかし比較優位構造が大きく異なる先進国や中国との地域経済統合では、ラテンアメリカ諸国は比較優位にある財の生産に特化せざるをえず、高技術集約的な製造業のような比較劣位部門を基本的に放棄することを想定しているため、動態的効果を通して産業構造の高度化をめざしたラテンアメリカ域内の地域経済統合とはその期待される役割が大きく異なるものであった。ただし、先進国との地域経済統合には技術移転効果を通じた生産性の向上といった動態的効果も期待されており、この点は周辺性の克服に寄与すると考えられ、NAFTA の場合は産業内輸入を通じた技術スピルオーバー効果がメキシコ企業の生産性向上への影響を強めたとする実証研究も存在する。またメキシコとアメリカ間にはマキラドーラのもとで発展した製造業のバリューチェーンがあるため、NAFTA はこれを制度的に補完することで一層の GVC・RVC の形成を促進し、周辺性を克服する役割が期待された。一方、アジア太平洋の中でも対中国との 2 国間貿易協定は、特に比較優位構造に従った貿易関係を強化し基本的に一次産品への再特化を促進するという点で周辺性を強めるものであると言える。ただし本稿ではラテンアメリカにおける地域経済統合に想定された効果に関する実証研究をすべてサーベイできたわけではなく、この点は今後の継続的課題としたい。

地域経済統合には本稿で以上のように論じてきたような構造問題の克服において期待されてきた経済的役割だけでなく、Rodrik (2000)の政治的トリレンマの議論が指摘するような政治経済的側面からの役割も期待される。即ち、グローバル経済への統合、国民国家、大衆政治の3つは同時に成り立たないとする、地域経済統合のもとで国家主権を緩めることが、グローバル経済への統合と大衆政治を両立させる唯一の手段ということになる。実際に、本稿が明らかにしたラテンアメリカ域内における地域経済統合に対して期待されてきた輸出財の多角化や高付加価値化といった役割は、地域全体で行う互恵的貿易自由化による産業構造の高度化政策を通して、グローバル経済への統合と格差の縮小を求める国民的利害を両立させようとするものとして解釈することも可能であろう。その意味で、地域経済統合と構造問題に関して、政治経済学的観点からの研究も必要である。

これらを含め、今後も地域経済統合とラテンアメリカの構造問題に関する研究、即ち地域経済統合が（１）輸出財の構成と技術集約度や生産性、また GVC・RVC の形成とその中でのアップグレーディングといった周辺性に関わる側面、および（２）国内の所得や生産性の格差に関わる側面にどのような影響を与えているのかに関する理論・実証両面からの研究が一層必要であり、これらは今後の重要な研究課題である。これらを引き続き取り組んでいくことを述べて結語としたい。

参考文献

- Arndt, Heinz Wolfgang, “The Origins of Structuralism”, *World Development*, 13 (2), 1985, pp.151–159.
- Bernard, Andrew B., J. Bradford Jensen, Stephen J. Redding, and Peter K. Schott, “Firms in International Trade”, *The Journal of Economic Perspectives*, 21 (3), 2007, pp. 105–30.
- Bielschowsky, Ricardo, “Sixty Years of ECLAC: Structuralism and Neo-Structuralism”, *CEPAL*

- Review*, 97, 2009, pp. 171–92.
- Bustos, Paula, “Trade Liberalization, Exports, and Technology Upgrading: Evidence on the Impact of MERCOSUR on Argentinian Firms”, *American Economic Review*, 101 (1), 2011, pp. 304–40.
- Cabral, René, and Andre Varella Mollick, “Intra-Industry Trade Effects on Mexican Manufacturing Productivity before and after NAFTA”, *Journal of International Trade and Economic Development*, 20 (1), 2011, pp. 87–112.
- ECLAC, *Changing Production Patterns with Social Equity: The Prime Task of Latin American and Caribbean Development in the 1990's*, Santiago, Chile: ECLAC, 1990.
- , *Open Regionalism in Latin America and the Caribbean. Economic Integration as a Contribution to Changing Productions Patterns with Social Equity*, Santiago, Chile: ECLAC, 1994.
- , *Regional Integration: Towards an Inclusive Value Chain Strategy*, Santiago, Chile: ECLAC, 2014a.
- , *La Alianza del Pacífico y el MERCOSUR: hacia la convergencia en la diversidad*, Santiago, Chile: ECLAC, International Trade and Integration Division, 2014b.
- , *Latin America and the Caribbean in the World Economy 2015. The Regional Trade Crisis: Assessment and Outlook*, Santiago, Chile: ECLAC, International Trade and Integration Division, 2015.
- Estevadeordal, Antoni, Juan Blyde, Jeremy Harris, and Christian Volpe, *Global Value Chains and Rules of Origin*, ICTSD –IADB think piece prepared for the E15 group on Global Value Chains, Development Challenges and Policy Options, Geneva, Switzerland, 2013.
- Fajnzylber, Fernando, “International Competitiveness: Agreed Goal, Hard Task”, *CEPAL Review*, 36, 1988, pp. 7–23.
- , *Industrialization in Latin America: From the “Black Box” to the “Empty Box”: A Comparison of Contemporary Industrialization Patterns*, Santiago, Chile: ECLAC, 1990.

- Ffrench-Davis, Ricardo, “Liberalización de importaciones: la experiencia chilena en 1973-79”, *Colección Estudios CIEPLAN*, 4, 1980, pp. 39–78.
- , “An Outline of a Neo-Structuralist Approach”, *CEPAL Review*, 34, 1988, pp. 37–44.
- , *Economic Reforms in Chile: From Dictatorship to Democracy*. 2nd ed. Basingstoke, Hampshire; New York: Palgrave Macmillan, 2010.
- Fuentes, Juan Alberto, “Open Regionalism and Economic Integration”, *CEPAL Review*, 53, 1994, pp. 81–89.
- García, Eduardo Cuenca, Margarita Navarro Pabsdorf, and Estrella Gómez Herrera, “The Gravity Model Analysis: An Application on MERCOSUR Trade Flows”, *Journal of Economic Policy Reform*, 16 (4), 2013, pp. 336–48.
- Goldberg, Pinelopi Koujianou, and Nina Pavcnik, “Distributional Effects of Globalization in Developing Countries”, *Journal of Economic Literature*, 45 (1), 2007, pp. 39–82.
- Hamaguchi, Nobuaki, and Yoshimichi Murakami, “Strategy for Trans-Pacific Integration from Japanese Perspective”, in Bartesaghi, I. ed., *Trade Relations between Latin America and Asia Pacific: Challenges and Opportunities*, Montevideo: Observatorio America Latina-Asia Pacifico, 2014, pp. 163–177.
- Hirschman, Albert O., *Journeys toward Progress: Studies of Economic Policy-Making in Latin America*, New York : Twentieth Century Fund, 1963.
- Kuwayama, Mikio, *Open Regionalism in Asia Pacific and Latin America: A Survey of the Literature*, Serie Comercio Internacional 4, Santiago, Chile: ECLAC, International Trade and Development Finance Division, International Trade Unit, 1999.
- Leiva, Fernando Ignacio, *Latin American Neostructuralism: The Contradictions of Post-Neoliberal Development*. Minneapolis: University of Minnesota Press, 2008.
- Leiva Lavalle, Jorge, *Instituciones e instrumentos para el planeamiento gubernamental en América Latina*, Textos para Discussão - CEPAL/IPEA, 5, Brasília, DF: ECLAC, 2010.
- Martin-Mayoral, Fernando, Gabriela Morán Carofilis, and John Cajas Guijarro, “The Effects of

- Integration Agreements in Western Hemisphere Trade, 1970-2014”, *Journal of International Trade and Economic Development*, 25 (5), 2016, pp. 724–56.
- McMillan, Margaret S., and Dani Rodrik, Globalization, *Structural Change and Productivity Growth*, Working Paper 17143, National Bureau of Economic Research, 2011.
- Meller, Patricio, “From Unilateral Liberalization to Regional Free Trade Agreements: A Latin America Perspective”, *Economic Change and Restructuring*, 42 (1), 2009, pp. 85–103.
- Morley, Samuel A., *The Income Distribution Problem in Latin America and the Caribbean*, Santiago, Chile: ECLAC, 2001.
- Morley, Samuel A., Roberto Machado, and Stefano Pettinato, *Indexes of Structural Reform in Latin America*, Serie Reformas Económicas, 12, Santiago, Chile: ECLAC, 1999.
- Murakami, Yoshimichi, “Trade Liberalization and Skill Premium in Chile”, *México y la Cuenca del Pacífico*, 3 (6), 2014, pp. 77–101.
- Ocampo, José Antonio, and Juan Martin, *Globalization and Development: A Latin American and Caribbean Perspective*. Palo Alto, CA; Washington, DC: Stanford University Press; World Bank, 2003.
- Orefice, Gianluca, and Nadia Rocha, “Deep Integration and Production Networks: An Empirical Analysis”, *The World Economy*, 37 (1), 2014, pp. 106–36.
- Prebisch, Raúl, *The Economic Development of Latin America and Its Principal Problems*, New York: United Nations, Department of economic affairs, 1950.
- , “Commercial Policy in the Underdeveloped Countries”, *American Economic Review*, 49 (2), 1959, pp. 251–73.
- , “Economic Development or Monetary Stability: The False Dilemma”, *Economic Bulletin for Latin America*, 6 (1), 1961, pp. 1–25.
- , *Towards a Dynamic Development Policy for Latin America*, New York: United Nations, 1963.
- Rodrik, Dani, “How Far Will International Economic Integration Go?”, *Journal of Economic*

- Perspectives*, 14 (1), 2000, pp. 177–86.
- Rosales, Osvaldo, “An Assessment of the Structuralist Paradigm for Latin America Development and the Prospects for Its Renovation”, *CEPAL Review*, 34, 1988, pp. 19–36.
- , “Globalization and the New International Trade Environment”, *CEPAL Review*, 98, 2009, pp. 75–93.
- Silva, Eduardo, “Capital and the Lagos Presidency: Business as Usual?”, *Bulletin of Latin American Research*, 21 (3), 2002, pp. 339–357.
- Sunkel, Osvaldo, “La inflación chilena: un enfoque heterodoxo”, *El Trimestre Económico*, 25 (4), 1958, pp. 570–99.
- Sunkel, Osvaldo, and Gustavo Zuleta, “Neo-Structuralism versus Neo-Liberalism in the 1990s”, *CEPAL Review*, 42, 1990, pp. 35–51.
- Taylor, Lance, *Structuralist Macroeconomics: Applicable Models for the Third World*. New York: Basic Books, 1983.
- Venables, Tony, and Richard E. Baldwin, “Regional Economic Integration”, in Gene M. Grossmann and Kenneth Rogoff, eds, *Handbook of International Economics*. Vol.3, Amsterdam: Elsevier, 1995, pp.1597-1644.
- 石黒馨,『開発の国際政治経済学：構造主義マクロ経済学とメキシコ経済』, 東京：勁草書房, 2001年.
- 大原美範,『プレビッシュ理論とラテン・アメリカ経済』, 東京：白桃書房, 1971年.
- 小倉明浩, 「経済統合と域内分業」, 石黒馨（編著）『ラテンアメリカ経済学：ネオ・リベラリズムを超えて』, 京都：世界思想社, 2003年, pp. 252-276.
- 西島章次, 「貿易自由化と経済成長：発展途上諸国へのインプリケーション」, 経済経営研究年報, 57, 2007年, pp. 19–41.
- 西向嘉昭, 『ラテン・アメリカ経済統合論：その理論的・実証的研究』, 神戸：神戸大学研究双書刊行会, 1981年.
- 浜口伸明, 「1990年代ラテンアメリカの地域主義」, 浜口伸明（編著）『ラテンアメリカ

- の国際化と地域統合』, 東京: 日本貿易振興会アジア経済研究所, 1998年, pp. 3-32.
- 浜口伸明・村上善道, 「新構造主義とは何か」, ディスカッションペーパーシリーズ DP2016-J08, 神戸大学経済経営研究所, 2016年.
- ビクター・バルマー=トーマス (田中高, 榎股一索, 鶴田利恵訳), 『ラテンアメリカ経済史: 独立から現在まで』, 名古屋: 名古屋大学出版会, 2001年.
- 細野昭雄, 「ラテン・アメリカの「構造学派」」, アジア経済, 6 (1), 1965a年, pp. 62-69.
- , 「プレビッシュの経済思想」, アジア経済, 6 (3), 1965b年, pp. 17-38.
- , 「プレビッシュ理論の核心と意義」, 国際経済, 16, 1965c年, pp. 207-24.

経済経営研究（既刊）目次

第 65 号 2016 年 3 月刊行

人民元の国際化と特別引出権（S D R）井澤 秀記

我が国の住宅金融の高度化に向けた

不動産・建設業企業の意識調査の結果について

.....家森 信善

高久 賢也

グローバル化の進展と金融機関および地方自治体等の

企業支援に対する企業の意識

—中小非製造業企業アンケートの概要—

.....家森 信善

小川 光

津布久将史

メキシコにおける最近の貧困悪化と家計の脆弱性に

関する一考察内山 直子

神戸大学
経済経営研究所
所長 上東 貴志

所属教員

研究分野

グローバル経済研究部門 教授 趙 来勲 教授 濱口 伸明 教授 佐藤 隆広 教授 瀧 俊毅 兼任教授 手嶋 豊 准教授 岩佐 和道 特命助教 村上 善道	国際経済 経済統合 エマージングマーケット 経済開発戦略 民法・医事法 国際経済 経済統合
企業競争力研究部門 教授 下村 研一 教授 伊藤 宗彦* 教授 Ralf BEBENROTH 教授 西谷 公孝 特命教授 小島 健司 兼任教授 後藤 雅敏 准教授 松本 陽一 准教授 遠藤 貴宏 准教授 松尾 美和 助教 陳 金輝	産業組織 イノベーションマネジメント コーポレートガバナンス 国際経営 コーポレートガバナンス 会計情報分析 イノベーションマネジメント コーポレートガバナンス 産業組織 イノベーションマネジメント
企業情報研究部門 教授 山地 秀俊 兼任教授 橋野 知子 准教授 藤村 聡 准教授 榎本 正博 講師 三輪 一統 講師 藤山 敬史	情報ディスクロージャー 日本経済史・経営史 企業史料分析 会計情報分析 情報ディスクロージャー 会計情報分析
グローバル金融研究部門 教授 井澤 秀記 教授 上東 貴志 教授 北野 重人* 教授 冢森 信善 教授 神谷 和也 特命教授 西村 和雄 准教授 高槻 泰郎 准教授 柴本 昌彦 特命講師 内種 岳詞 特命助教 渡辺 寛之	国際通貨システム マクロ政策分析 国際金融政策 ミクロ政策分析 ミクロ政策分析 マクロ政策分析 ミクロ政策分析 国際金融政策 マクロ政策分析 マクロ政策分析
附属企業資料総合センター 教授 伊藤 宗彦 教授 瀧 俊毅**	
共同研究推進室 教授 北野 重人	
外国人研究員 Sri Nidhi SRINIVAS Kar-yiu WONG Farkhanda SHAMIM Prabir BHATTACHARYA	

*印はセンター等からの兼務教員を示す。

**印は研究部からの兼務教員を示す。

執筆者紹介（執筆順）

松岡 佑和……………講 師 武蔵野大学経済学部経済学科
博士（経済学）東京大学

井澤 秀記……………教 授 グローバル金融研究部門
博士（経済学）神戸大学

浜口 伸明……………教 授 グローバル経済研究部門
Ph.D.（地域科学）ペンシルバニア大学

小川 光……………教 授 東京大学
博士（経済学） 名古屋大学

津布久将史……………日本学術振興会特別研究員 PD
名古屋大学 大学院経済学研究科
博士（経済学） 名古屋大学

家森 信善……………教 授 グローバル金融研究部門
博士（経済学）名古屋大学

村上 善道……………特命助教 グローバル経済研究部門
博士（経済学）神戸大学

平成29年 3 月 21 日 印刷
平成29年 3 月 31 日 発行

経済経営研究 年報 66

編集兼	神戸市灘区六甲台町
発行者	神戸大学経済経営研究所
印刷所	大阪市西区阿波座1丁目5番2号 前田印刷株式会社

Annals of Economics and Business

Vol. 66

2016

CONTENTS

The Kanematsu Fellowship Award Article

Strategic Interaction of Long-term Care Insurance Services in Japan: Roles of

Discretion Hirokazu Matsuoka

On the Negative Interest Rate Policy by the Bank of Japan

..... Hideki Izawa

A Theoretical Analysis of Supply Chain Resiliency

..... Nobuaki Hamaguchi

Current Situation and Problems of the Local Revitalization

-Overview of the Attitude Survey for the Local Government Staffs in Charge
of Industrial Development-

..... Hikaru Ogawa, Masafumi Tsubuku and Nobuyoshi Yamori

Regional Economic Integration and Structural Problems in Latin American

..... Yoshimichi Murakami



Research Institute for
Economics and Business Administration
Kobe University